

伊方町地域防災計画

風水害等対策編

令和7年4月

伊方町防災会議

目次

第1章 総論.....	1
第1節 計画の主旨	1
第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	4
第3節 伊方町の地勢等及び災害の概要	11
第2章 災害予防対策.....	13
第1節 防災気象情報の伝達	13
第2節 防災思想・知識の普及	19
第3節 自主防災組織の防災対策	23
第4節 事業者の防災対策	31
第5節 ボランティアの防災対策	33
第6節 防災訓練の実施	35
第7節 業務継続計画の策定	37
第8節 避難対策	38
第9節 緊急物資確保対策	45
第10節 医療救護対策	48
第11節 防疫・保健衛生活動体制の整備	52
第12節 廃棄物等の処理	53
第13節 孤立地区対策	54
第14節 要配慮者の支援対策	55
第15節 広域応援体制の整備	60
第16節 資材・機材等の点検整備	62
第17節 情報通信システムの整備	63
第18節 ライフライン災害予防対策	65
第19節 公共土木施設等の災害予防対策	69
第20節 建築物災害予防対策	71
第21節 文化財の災害予防対策	73
第22節 高潮災害・水害の予防対策	74
第23節 地盤災害予防対策	77
第24節 海上災害予防対策	79
第25節 危険物施設等の災害予防対策	80
第26節 火災予防対策	81
第27節 林野火災予防対策	85
第28節 災害復旧・復興への備え	87
第3章 災害応急対策.....	90
第1節 応急措置の概要	90
第2節 防災組織及び編成	93
第3節 通信連絡	106
第4節 情報活動	109

第5節	広報活動	116
第6節	災害救助法の適用	119
第7節	避難活動	122
第8節	緊急輸送活動	132
第9節	交通応急対策	136
第10節	孤立地区に対する支援活動	140
第11節	消防活動	141
第12節	水防活動	146
第13節	人命救助活動	150
第14節	死体の捜索・措置・埋葬	153
第15節	食料及び生活必需品等の確保・供給	156
第16節	飲料水の確保・供給	162
第17節	医療救護活動	164
第18節	防疫・保健衛生活動	168
第19節	廃棄物等の処理	171
第20節	障害物等の除去	174
第21節	動物の管理	176
第22節	応急住宅対策	177
第23節	応急教育活動	181
第24節	要配慮者に対する支援活動	185
第25節	ボランティア等への支援	186
第26節	応援協力活動	188
第27節	消防防災ヘリコプターによる支援活動	192
第28節	自衛隊への災害派遣の要請	193
第29節	ライフラインの確保	198
第30節	郵便事業の運営維持	203
第31節	除雪計画	204
第32節	海上災害応急活動	206
第33節	危険物施設等の安全確保	209
第34節	大規模火災応急活動	211
第35節	林野火災応急活動	212
第4章	災害復旧・復興計画.....	214
第1節	公共施設災害復旧対策	214
第2節	復興計画	217
第3節	災害復旧資金	220
第4節	被災者等に対する支援	221

第1章 総論

第1節 計画の主旨

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条の規定に基づき、伊方町の地域に係る災害対策について定め、これを推進することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

また、災害対策においては、県、町、防災関係機関、民間事業者、町民それぞれが役割を分担し、相互に連携、協力して防災活動に積極的に取り組む必要があることから、この計画に基づき、その実践を促進する町民運動を展開するものとする。この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条の規定に基づき、伊方町の地域に係る災害に関し、次の事項について定め、これを推進することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

- (1) 伊方町の区域を管轄する町、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- (2) 災害発生 of 未然防止と被害の軽減を図るため、防災施設の新設又は改良、平常からの訓練、自主防災組織の育成強化及び町民への防災知識普及等に関する災害予防対策
- (3) 災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し又は災害の拡大を防止するための災害応急対策
- (4) 災害復旧・復興に関する対策
- (5) その他必要な事項

2 計画の性格

この計画は、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者並びに住民が、防災対策に取り組むための基本方針となるものであり、地域における生活者の多様な視点を反映するため、防災会議の委員への任命など、計画決定過程における男女共同参画、その他の多様な主体の参画に配慮しながら、状況の変化に対応できるよう必要に応じ見直しを行うものである。

3 計画の構成

風水害等対策編の構成は、次の4章による。

(1) 第1章 総論

この計画の主旨、防災関係機関の業務、地形・気象災害の概要など計画の基本となる事項を示す。

(2) 第2章 災害予防対策

平常時の教育、訓練、施設の災害予防対策、住民生活の確保方策などの予防対策を示す。

(3) 第3章 災害応急対策

災害が発生した場合の応急対策を示す。

(4) 第4章 災害復旧・復興対策

災害発生後の復旧、復興対策を示す。

なお、伊方町地域防災計画は、この「風水害等対策編」によるもののほか、地震災害、津波災害、原子力災害に対応するため、「地震災害対策編」、「津波災害対策編」、「原子力災害対策編」、「資料編」をそれぞれ定めるものとする。

4 基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、衆知を集めて効果的な災害対策を講ずるとともに、町民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害が発生し又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の社会経済への影響を最小限にとどめるものとする。

なお、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進するとともに、最新の科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて、絶えず災害対策の改善を図ることが必要である。

また、防災対策は、町民が自らの安全は自らで守る「自助」を実践した上で、地域において互いに助け合う「共助」に努めるとともに、町がこれらを補完しつつ「公助」を行うことを基本とし、町民、自主防災組織、事業者、防災関係機関、町がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら、協力して着実に防災活動を実施していくことが重要である。

特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済的被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による防災対策の充実はもとより、町民自らが災害への備えを実践し、災害に強い地域社会づくりを実現させることが不可欠であることから、愛媛県防災対策基本条例（平成18年12月19日条例第58号）（以下「防災条例」という。）及びこの計画に基づき、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「県民運動」を展開し、これら多様な主体が自発的に行う防災活動を促進するため、時期に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等との連携を図る。

さらに、災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、町は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

5 国土強靱化の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等

国土強靱化は、大規模災害時等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条に基づき作成された国土強靱化地域計画である「伊方町地域強靱化計画」は、伊方町地域強靱化計画以外の町計画の指針と

なるべきものとして定められている。

このため、町は、伊方町地域強靱化計画の基本目標である、

- (1) 人命の保護が最大限図られること。
- (2) 本町の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- (3) 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること。
- (4) 本町の迅速な復旧・復興が図られること。

を踏まえ、地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 伊方町

- (1) 伊方町防災会議に関する事務
- (2) 町地域防災計画（風水害等対策編）の作成
- (3) 防災に関する組織の整備
- (4) 防災思想・知識の普及
- (5) 自主防災組織の育成指導その他住民の災害対策の促進
- (6) 防災訓練の実施
- (7) 防災のための施設等の整備
- (8) 災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- (9) 高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障害を含む。）、難病患者、妊産婦、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援対策の促進
- (10) 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整
- (11) 被災者の救出、救護等の措置
- (12) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令及び指定避難所の開設
- (13) 消防、水防その他の応急措置
- (14) 被災児童生徒の応急教育の実施
- (15) 清掃、防疫その他の保健衛生の実施
- (16) 災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施
- (17) 災害時における町有施設及び設備の点検・整備
- (18) 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保
- (19) 緊急輸送の確保
- (20) 災害対策に関する隣接市町間の相互応援協力
- (21) 災害復旧の実施
- (22) その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置

2 県

- (1) 県地域防災計画の作成
- (2) 防災に関する組織の整備
- (3) 防災思想・知識の普及
- (4) 自主防災組織の育成指導その他県民の災害対策の促進
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 防災のための装備・施設等の整備
- (7) 災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- (8) 被災者の救出、救護等の措置

- (9) 避難行動要支援者の避難支援対策の促進
- (10) 避難指示又は緊急安全確保措置の指示に関する事項
- (11) 水防その他の応急措置
- (12) 被災児童生徒の応急教育の実施
- (13) 清掃、防疫その他の保健衛生の実施
- (14) 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施
- (15) 災害時における県有施設及び設備の点検・整備
- (16) 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保
- (17) 緊急輸送の確保
- (18) 災害復旧の実施
- (19) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の災害応急対策の連絡調整
- (20) その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置

3 八幡浜地区施設事務組合消防本部

- (1) 救急、消防防災活動に関すること。
- (2) 住民の避難、誘導等に関すること。

4 八幡浜警察署

- (1) 警察機関及び防災関係機関等との連携に関すること。
- (2) 警察機関及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること。
- (3) 警察通信の確保及び統制に関すること。
- (4) 警報の伝達に関すること。
- (5) 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に関すること。
- (6) 緊急交通路の確保に関すること。

5 指定地方行政機関

- (1) 中国四国農政局
 - ア 災害時における食料の供給の実施準備について関係団体に協力を求める措置に関すること。
 - イ 自ら管理又は運営する施設・設備の保全に関すること。
 - ウ 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導に関すること。
 - エ 防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備に関すること。
 - オ 防災に関する情報の収集及び報告に関すること。
 - カ 災害時の食料の供給に関すること。
 - キ 災害時の食料の緊急引渡措置に関すること。
- (2) 大阪管区気象台（松山地方気象台）
 - ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
 - イ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説

- ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
 - エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
 - オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
- (3) 四国地方整備局（大洲河川国道事務所、肱川ダム統合管理事務所）
- 管轄する河川、道路等についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。
- ア 災害予防
 - (ア) 所管施設の耐震性の確保
 - (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進
 - (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
 - (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用
 - イ 応急・復旧
 - (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
 - (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保
 - (ウ) 所管施設の緊急点検の実施
 - (エ) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
 - (オ) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の被災地方公共団体への派遣
 - ウ 所掌に係る災害復旧事業に関すること。
 - エ 緊急輸送を確保するために必要な港湾、海岸保全施設等の整備の計画的実施に関すること。
 - オ 緊急輸送用岸壁、港湾、海岸保全施設等の整備の指導に関すること。
 - カ 流出油防除等海上災害に対する応急措置に関すること。
- (4) 第六管区海上保安本部（松山海上保安部、宇和島海上保安部）
- ア 防災訓練に関すること。
 - イ 防災思想の普及及び高揚に関すること。
 - ウ 調査研究に関すること。
 - エ 警報等の伝達に関すること。
 - オ 情報の収集に関すること。
 - カ 海難救助等に関すること。
 - キ 緊急輸送に関すること。
 - ク 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。
 - ケ 流出油等の防除に関すること。
 - コ 海上交通安全の確保に関すること。
 - サ 警戒区域の設定に関すること。
 - シ 治安の維持に関すること。
 - ス 危険物の保安措置に関すること。
 - セ 広報に関すること。
 - ソ 海洋環境の汚染防止に関すること。
- (5) 四国運輸局（愛媛運輸支局）
- ア 陸上輸送に関すること。

- (ア) 輸送機関その他関係機関との連絡調整に関する事。
- (イ) 自動車運送事業者、鉄軌道事業者に対する輸送のあつせんに関する事。
- イ 海上輸送に関する事。
 - (ア) 非常時に使用しうる船舶運航事業者の船舶数及び輸送能力の把握、並びに緊急海上輸送体制の確立に関する事。
 - (イ) 旅客航路事業者の行う災害応急対策の実施指導に関する事。

6 自衛隊（陸上自衛隊松山駐屯地、海上自衛隊呉地方総監部、航空自衛隊西部航空方面隊）

- (1) 被害状況の把握に関する事。
- (2) 避難の援助及び遭難者等の捜索に関する事。
- (3) 水防活動、消防活動、道路等の啓開に関する事。
- (4) 応急医療、救護及び防疫に関する事。
- (5) 人員物資の緊急輸送に関する事。
- (6) 給食及び給水、入浴支援等に関する事。
- (7) 危険物の保安及び除去に関する事。

7 指定公共機関

- (1) 日本郵便株式会社四国支社(伊方郵便局、町見郵便局、瀬戸郵便局、大久郵便局、二名津郵便局、三崎郵便局、串郵便局、八幡浜郵便局)
 - ア 郵便業務の運営の確保に関する事。
 - イ 郵便局の窓口業務の維持に関する事。
- (2) 西日本電信電話株式会社（四国支店）、株式会社NTTドコモ（四国支社）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
 - ア 電気通信施設の整備に関する事。
 - イ 災害時における通信の確保に関する事。
 - ウ 災害時における通信疎通状況等の広報に関する事。
 - エ 警報の伝達及び非常緊急通話に関する事。
 - オ 復旧用資機材等の確保及び広域応援計画に基づく人員等の手配に関する事。
- (3) 日本赤十字社（愛媛県支部）
 - ア 応援救護班の派遣又は派遣準備に関する事。
 - イ 被災者に対する救援物資の配布に関する事。
 - ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置に関する事。
 - エ 赤十字奉仕団等に対する救急法の講習等の指導に関する事。
- (4) 四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社
 - ア 電力施設等の保全に関する事。
 - イ 電力供給の確保に関する事。
 - ウ 被害施設の応急対策及び復旧用資機材の確保に関する事。
 - エ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施。
- (5) 日本放送協会（松山放送局）

- ア 住民に対する防災知識の普及に関すること。
- イ 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。
- ウ 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。
- エ 社会福祉事業団体義援金品の募集、配分に関すること。
- (6) KDD I 株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
重要な通信を確保するために必要な措置に関すること。
- (7) 日本通運株式会社（四国支店）、福山通運株式会社（四国福山通運株式会社大洲営業所）、
佐川急便株式会社（大洲営業所）、ヤマト運輸株式会社（愛媛主管支店）
災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。
- (8) 株式会社ローソン
 - ア 防災関係機関の要請に基づく災害対策用物資の調達に関すること。
 - イ 災害対策用物資の供給に関すること。

8 指定地方公共機関

- (1) 一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会
救護所、救護病院等における医療救護活動の実施の協力に関すること。
- (2) 一般社団法人愛媛県歯科医師会
 - ア 検案時の協力に関すること。
 - イ 救護所、救護病院等における医療救護活動の実施に関すること。
- (3) 南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、
株式会社エフエム愛媛、一般財団法人八西CATV、株式会社愛媛新聞社
 - ア 防災に関するキャンペーン番組、防災メモのスポット、ニュース番組等による住民に対する
防災知識の普及に関すること。
 - イ 災害に関する情報の正確、迅速な提供に関すること。
 - ウ 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。
 - エ 災害時における広報活動及び被害状況等の速報の協力に関すること。
 - オ 報道機関の施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備に関すること。
- (4) 一般社団法人愛媛県トラック協会、一般社団法人愛媛県バス協会、石崎汽船株式会社（愛媛
県旅客船協会）
 - ア 防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保に関すること。
 - イ 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。
- (5) 社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会
 - ア 災害ボランティア活動体制の整備に関すること。
 - イ 被災者の自立的生活再建支援のための生活福祉資金の融資に関すること。

9 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 輸送機関（宇和島自動車株式会社、伊予鉄南予バス株式会社）
 - ア 安全輸送の確保に関すること。
 - イ 災害対策用物資等の輸送に関すること。

- ウ 災害応急活動のための町長の車両借上げ要請に対し、直ちに対応しうる体制の整備に関する
こと。
- (2) 西宇和農業協同組合、八西森林組合
 - ア 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
 - イ 組合員の被災状況調査及び援護に関すること。
 - ウ 農作物の災害応急対策の指導に関すること。
 - エ 被災農家に対する融資あっせんに関すること。
 - オ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。
 - カ 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること。
 - キ 共同利用施設等の保全に関すること。
- (3) 八幡浜漁業協同組合、愛媛県漁業協同組合三崎支所
 - ア 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
 - イ 組合員の被災状況調査及びその援護に関すること。
 - ウ 漁船、共同利用施設の災害応急対策及びその復旧に関すること。
 - エ 被災組合員に対する融資あっせんに関すること。
 - オ 防災に関する情報の提供に関すること。
 - カ 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること。
- (4) 伊方町商工会
 - ア 被災商工業者の援護に関すること。
 - イ 災害時における中央資金の導入に関すること。
 - ウ 物価安定についての協力に関すること。
 - エ 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること。
- (5) 一般社団法人八幡浜医師会、診療所、歯科診療所
 - ア 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。
 - イ 被災時の病人等の保護に関すること。
 - ウ 災害時における負傷者等の医療、助産、救護に関すること。
- (6) 危険物施設管理者、プロパンガス取扱機関
 - ア 危険物施設等の保全に関すること。
 - イ プロパンガス等の供給の確保に関すること。
- (7) 伊方町社会福祉協議会
 - ア ボランティア活動体制の整備に関すること。
 - イ 被災者の自立的生活再建支援のための生活福祉資金の融資に関すること。
- (8) 社会福祉施設等管理者
 - ア 施設利用者等の安全確保に関すること。
 - イ 福祉施設職員等の応援体制に関すること。
- (9) 南予水道企業団
 - ア 飲料水の供給に関すること。
 - イ 水道施設の災害復旧に関すること。
- (10) 国道九四フェリー

防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送船舶（人員、貨物）等の確保に関すること。

(11) その他

それぞれの業務に関する防災管理及び応急対策、災害復旧に関すること。

10 住民・事業者

(1) 住民

ア 自助の実践に関すること。

イ 地域における自主防災組織等の防災活動への参加に関すること。

ウ 食料、飲料水、その他の生活必需物資の備蓄に関すること。

(2) 自主防災組織

ア 災害及び防災に関する知識の普及啓発に関すること。

イ 地域における安全点検、防災訓練その他の災害応急対策の実施に関すること。

ウ 避難、救助、初期消火その他の災害応急対策の実施に関すること。

エ 町又は県が実施する防災対策への協力に関すること。

(3) 事業者

ア 来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する住民の安全確保に関すること。

イ 災害時において事業を継続することができる体制の整備に関すること。

ウ 地域における自主防災組織等の防災活動への協力に関すること。

エ 災害応急対策の実施に関すること。

オ 町又は県が実施する防災対策への協力に関すること。

資料編・防災関係機関及び連絡窓口

第3節 伊方町の地勢等及び災害の概要

1 自然的条件

(1) 位置、面積及び地勢

伊方町は、四国の最西端に突き出た佐田岬半島に位置しており、平成17年4月より伊方町、瀬戸町、三崎町の3町が合併し発足した。南は宇和海に面し、点在する島々の向こうに九州地方が、北は伊予灘に面し、瀬戸内海を隔てて遠く中国地方の島々を見ることができる。町の総面積は、94.37km²で、町の中央を半島特有の低い山並みが走り、町の大部分が30度内外の急傾斜地となっている。このため山すそと海岸のわずかな平坦部に集落が点在している。

(2) 気象

伊方町は、海洋性気候で、年平均気温は15～16℃前後と比較的温暖であるが、黒潮の影響を受ける南予地方（宇和海側）とその影響を受けない東予・中予地方（瀬戸内海側）では若干の差がある。

また、降水量は瀬戸内海側で少ないのに対して宇和海側で多く山地ではさらに多くなる。

(3) 過去の災害

本町は、地勢が険しくて平地に乏しく大部分が山地であり、ほとんどの河川が流路は短く、かつ、急勾配のものが多いため、降雨時の出水は急激で被害を受けやすい。

加えて台風銀座ともいわれる豊後水道に面しているため、長い海岸線は台風や豪雨により甚大な被害を受けている。

例えば、昭和18年の7月台風、昭和20年の枕崎台風、昭和24年のデラ台風などでは死者の数が多し。また、全壊家屋のうち半数は、昭和18年の7月台風、昭和20年の枕崎台風、昭和26年のルース台風に起因するものである。

このことにより、台風災害が気象災害のうちでもいかに大きな影響を及ぼしているかがよくわかる。

一方、地震による被害は、文献に現われたものでは特に大きいものはない。

過去に影響を及ぼした主な災害は、資料編に掲載のとおりである。

資料編・過去の主な災害

2 社会的条件

(1) 人口

伊方町における人口及び高齢化の推移は、厳しい状況にあるといえる。

人口については、平成12年には13,536人（旧伊方町、旧瀬戸町、旧三崎町人口合計）であったが、少子化による自然減や転出による社会減を受けて減少傾向が続いており、令和2年では、8,397人となっている。このような傾向は今後も続くことが予想される。

一方、高齢化の割合を示す高齢化率（人口総数に占める65歳以上人口の割合）を見ると、平成12年には34.2%であったが年々上昇しており、令和2年では47.4%となっている。

今日、少子高齢化の進展が全国的な問題となっているが、本町においても例外ではない。本町の災害時の高齢化対策は、大きな課題といえる。

伊方町の人口推移

(国勢調査によるもの)

年齢	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
0～14歳	1,798	1,400	1,066	839	636
15～64歳	7,110	6,233	5,569	4,637	3,780
65歳以上	4,628	4,462	4,247	4,150	3,981
総数	13,536	12,095	10,882	9,626	8,397
高齢化率(%)	34.2	36.9	39.0	43.1	47.4

(2) 産業・経済

平地が極めて少なく、段々畑を主とした農業が基幹的な産業である。耕地の95%が樹園地化されており、そのほとんどが柑橘類である。

一方、四国で唯一の原子力発電所があり、原子力発電所関係、道路、公共施設等の整備拡充などによる建設業の伸展は著しく、地域にもたらす影響は非常に大きい。

また、水産業生産額は年により変動は大きいですが、やや減少傾向にある、商工業においては、ツーリズムを軸とした観光客の呼び込みによる活性化が望まれている。

(3) 交通

鉄道交通のない伊方町の中心的な交通手段は道路交通である。道路網は、佐田岬のほぼ頂上部を東西に伸びる一般国道197号（メロディーライン、昭和62年12月全面開通）を軸に、海岸部に点在する集落を町道が結んでいる。

町内の道路は年々整備が進んでおり、交通量が少ないため渋滞はほとんどないが、町道の幅員は全般的に狭い。また、みかん園を中心に山間部には縦横に幅員の狭い農道が張り巡らされている。

また、海上交通については、三崎からフェリー航路が開設されており九州と四国を結ぶ最短の航路として重要な位置を占めている。

本町の道路概況は、次のとおりである。

道路の概況

(令和6年4月1日現在)

区分	路線数	実延長	改良済延長	改良率	舗装済延長	舗装率
	線	m	m	%	m	%
国道	1	30,969	30,969	100.0	30,969	100.0
県道	6	82,731	51,200	61.9	81,505	98.5
町道	358	370,743	165,732	44.7	333,631	90.0
一級	27	72,161	50,658	70.2	71,910	99.7
二級	28	42,549	23,410	55.0	40,638	95.5
その他	303	256,033	91,664	35.8	221,083	86.3
合計	365	484,443	247,901	51.2	446,105	92.1

資料編・町内の主要道路一覧

第2章 災害予防対策

災害の発生を未然に防止するためには、防災に関する施設の整備・点検、防災に関する物資・資材の備蓄整備や防災訓練等のほか、住民の防災意識の高揚が重要であるため、本編では、災害の予防活動及び対策について定める。

第1節 防災気象情報の伝達

1 基本方針

気象、地象、水象、火災に関する予報・警報及び情報の発表基準並びに伝達は、本計画の定めるところによるものとする。

なお、地震・津波に関する情報の発表、伝達は、伊方町地域防災計画地震災害対策編及び津波災害対策編の定めるところによる。

2 定義

(1) 特別警報

特別警報とは、大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であることによって重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報をいう。

(2) 警報

警報とは、大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報をいう。

(3) 注意報

注意報とは、大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報をいう。

(4) 早期注意情報（警報級の可能性）

早期注意情報とは、5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表するものをいう。

(5) 気象情報

気象情報とは、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表するものをいう。

(6) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報とは、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長が避難指示を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町ごとに発表するものをいう。

(7) 洪水予報

洪水予報とは、水防法第10条第2項及び第11条第1項の規定に基づき、国土交通大臣又は知事が指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるとき、国土交通大臣又は知事が気象

庁長官と共同してその状況を周知させるため水位又は流量等の現況及び予想を示して行う発表をいう。

(8) 水防警報

水防警報とは、水防法第16条の規定に基づき、国土交通大臣又は知事が指定した河川、湖沼又は海岸において、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、国土交通大臣又は知事が、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

(9) 水位到達情報

水位到達情報とは、水防法第13条の規定に基づき、洪水予報河川以外で国土交通大臣又は知事が洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川において、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）、避難判断水位に達したことを国土交通大臣又は知事が発表する水位の情報をいう。

(10) 火災気象通報

火災気象通報とは、消防法第22条の規定に基づき、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに松山地方気象台長が知事に対して通報し、県を通じて市町や消防本部に伝達されるものをいう。

(11) 火災警報

火災気象通報とは、消防法第22条（昭和23年法律第186号）の規定に基づき、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに松山地方気象台が知事に対して通報し、県を通じて市町や消防本部に伝達されるものをいう。

(12) 5段階の警戒レベル及び警戒レベル相当情報

ア 警戒レベル

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて住民等がとるべき行動と当該行動を住民等に促す情報とを関連付けるものをいい、警戒レベルに対応した防災気象情報や住民のとるべき行動等の関係については、資料編「警戒レベルと住民等のとるべき行動について」のとおりである。

イ 警戒レベル相当情報

警戒レベル相当情報とは、警戒レベルに対応して、住民等が行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報と5段階の警戒レベルとを関連付けるものをいう。

3 特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達系統

(1) 種類及び発表基準

松山地方気象台が県内に発表する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準は、資料編「松山地方気象台が発表する警報・注意報の種類及び発表基準」及び「松山気象台が発表する気象等に関する特別警報の発表基準」、5段階の警戒レベル及び警戒レベル相当情報（以下「警戒レベル等」という。）は、資料編「警戒レベルと住民等のとるべき行動について」のとおりである。

資料編・松山地方気象台が発表する警報・注意報の種類及び発表基準

- ・松山気象台が発表する気象等に関する特別警報の発表基準
- ・警戒レベルと住民等のとるべき行動について

(2) 細分区域等

災害が起こると予想される地域を技術的に特定することができ、それが防災上必要と考えられる場合には、警報・注意報を市町単位で発表する。

警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮した地域でも発表する。

この場合、区域名は、警報・注意報のタイトルの前に付して表示する。

東予 東予東部～四国中央市、新居浜市、西条市の地域

東予西部～今治市、上島町の地域

中予 ～松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町の地域

南予 南予北部～大洲市、八幡浜市、西予市、内子町、伊方町の地域

南予南部～宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町の地域

(3) 伝達系統

特別警報・警報・注意報の伝達系統は、資料編「特別警報・警報・注意報の伝達系統」のとおりである。

資料編・特別警報・警報・注意報の伝達系統

4 気象情報の種類及び伝達系統

(1) 気象情報の種類

ア 気象情報は、対象とする地域によって次の種類に分けられる。

- (ア) 全国を対象として気象庁が発表する「全般気象情報」
- (イ) 四国地方を対象として高松地方気象台が発表する「地方気象情報」
- (ウ) 愛媛県を対象として松山地方気象台が発表する「府県気象情報」

イ 気象情報は、目的によって次の種類に分けられる。

- (ア) 特別警報、警報、注意報に先立って注意を喚起するためのもの。
- (イ) 特別警報、警報、注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表されるもの。
- (ウ) 顕著な大雨や記録的な短時間の大雨を観測したときに、より一層の警戒を呼びかけるもの。
- (エ) 少雨、長雨、低温等、平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間以上続き、社会的に影響の大きな天候について注意を呼びかけたり又は解説したりするもの。

ウ 気象情報の対象となる現象別の種類

台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、少雨に関する情報、潮位に関する情報、黄砂に関する情報、記録的短時間大雨情報、竜巻注意情報、顕著な大雨に関する気象情報などがある。

記録的短時間大雨情報	県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険分布度）の「危険」（紫）が出現している場合に発表する。愛媛県の雨量による発表基準は、1時間に100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときに発表する。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、東予・中予・南予の区域単位で発表する。この情報の有効期限は、発表からおおむね1時間である。
顕著な大雨に関する気象情報	大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報。この情報は警戒レベル相当情報を補足するものとなり、警戒レベル4相当以上の状況で発表する。

(2) 伝達系統

3 (3)に掲げる伝達系統に準ずるものとする。

5 土砂災害警戒情報の発表・伝達

土砂災害警戒情報の発表は、次の基準に達したとき、県と松山地方气象台が協議して行い、関係のある市町の長に通知するとともに、一般に周知させるため、必要な措置を講ずる。その伝達系統は特別警報・警報・注意報の伝達系統に準ずる。

なお、土砂災害警戒情報は警戒レベル4相当情報であり、住民等がとるべき行動等の関係については、資料編「警戒レベルと住民等がとるべき行動について」のとおりである。

(1) 発表基準

大雨警報（土砂災害）発表中において、降雨の実況と重ねおおむね2時間先までの気象庁の降雨予測を合わせた指標が基準に達したとき、市町ごとに発表する。

(2) 解除基準

降雨の実況に基づく指標が基準を下回り、かつ降雨予測を合わせた指標が短時間で再び超過しないと予想されるとき、市町ごとに解除する。

6 洪水予報、水防警報及び水位情報の発表・伝達

洪水予報、水防警報並びに水位到達情報の発表及び伝達系統は、愛媛県水防計画の定めるところによる。

7 火災気象通報及び火災警報の発表・伝達

(1) 火災気象通報

気象の状況が次のいずれかの条件に該当するときに、県から町に火災気象通報が伝達される。

- 1 実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり最大風速7m/s以上の風が吹く見込みのとき。
 - 2 平均風速12m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。
- ただし、降雨・降雪中は、通報しないこともある。

(2) 火災警報

消防法第22条第3項の規定に基づき、知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険である場合は、町長は火災警報を発令し、火災予防の万全を期するものとする。

ア 火災警報発令基準

火災気象通報の基準に準ずる。

イ 火災警報解除

火災の予防上危険な気象状況でなくなったときには、解除するものとする。

ウ 火災警報の周知及び連絡

火災警報を発令したとき又は解除したときは、住民及び関係機関に周知徹底を図るとともに、県（消防防災安全課）に連絡するものとする。

8 伝達体制

災害時に迅速かつ適切に災害情報を伝達できるよう、伝達体制を確立しておくものとする。なお、内部及び外部への伝達は、次のように周知しておくものとする。

町、県、その他の防災関係機関は、特別警報が発表された際には、迅速かつ確実な伝達が行なわれるよう、特に留意する。

(1) 内部への伝達

ア 気象の予警報は、総務課において受信し、直ちに総務課長に報告する。

イ 総務課長は、受信した予警報が災害対策を必要とすると認める場合には、町長に報告する。

ウ 休日又は退庁後にあつては、本編第3章第2節「防災組織及び編成」6(3)ア(イ)により、関係者に連絡する。

エ 町対策本部からの伝達は、総務部より口頭又は庁内放送並びに電話により行う。

(2) 外部への伝達

ア 町防災行政無線による方法

イ 電話による方法

ウ サイレン、警鐘等による方法

エ マイク、広報車等を利用する方法

オ 徒歩、自動車、自転車等を利用した伝言による方法

カ CATV、その他放送機関等を利用する方法

また、様々な環境下にある住民等及び職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、町防災行政無線（戸別受信機含む。）、J-ALERT、Lアラート、インターネット（ホームページ、SNS等）、登録制メール、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メールを含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化や多様化、耐震化を図

る。

なお、気象警報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

(3) 災害時優先電話による伝達

災害時においても一般加入電話を活用して、各関係機関や団体との通信の確保を図るものとするが、災害時には一般加入電話が輻輳し、使用が困難になる状況が予想される。このような状況でも、災害時優先電話は比較的通話が可能な状態となるので、町は、災害発生時に町内公共施設、関係機関との災害情報や被害状況等を収集するため、災害時優先電話の登録に努めるものとする。

また、登録の際には、次の措置を行うなど、職員への周知徹底を図るものとする。

周 知 事 項

- ① 登録電話機に「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。
- ② 災害時には当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。

資料編・伊方町防災行政用無線局の現状

9 緊急伝達方法

本町の有する伝達方法が災害により困難を極める場合には、県等防災関係機関に対しては駐在所の警察無線の利用等を要請し、住民に対しては広報車の利用又は住民組織に伝達の要請を行うなど、確実に伝達が行えるように配慮する。

第2節 防災思想・知識の普及

1 基本方針

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、町民はその自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの判断で自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、町、公共機関等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、町は町民等に対し、自主防災思想の普及、徹底を図る。町は、各所属職員のほか、町民等に対し、気候変動の影響も踏まえつつ、災害予防又は災害応急措置等防災に関する知識の普及・啓発に努める。

2 職員に対する教育

町職員としての確かつ円滑な防災対策を推進するとともに、地域における防災活動に率先して参加させるため、次の事項について研修会等を通じ教育を行う。

- (1) 気象災害に関する基礎知識
- (2) 災害の種別と特性
- (3) 町地域防災計画と防災対策に関する知識
- (4) 警戒レベル等の内容及び発令された場合に住民等がとるべき行動に関する知識
- (5) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (6) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (7) 家庭及び地域における防災対策
- (8) 自主防災組織の育成強化対策
- (9) 防災対策の課題その他必要な事項

なお、上記（5）及び（6）については、毎年度、各課等において、所属職員に対し、十分に周知する。

また、各課等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行う。

さらに、専門的知識を有する防災担当職員の育成に努める。

3 教職員及び児童生徒に対する教育

教育委員会は、学校長等に対し、2に準じて教職員等（臨時職員等を含む。）への教育を行うよう指導するとともに、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育の実施及び防災教育のための指導時間の確保、防災に関する教材の充実や消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進を図るなど、防災に関する教育の充実に努め、児童生徒等が風水害等に関する基礎的・基本的な事項を理解し、思考力・判断力を高め、自ら危険を予測し、「主体的に行動する態度」を育成するよう安全教育等の徹底を指導する。また、学校において、外部の専門家や保護者等と協力しながら、学校安全に関する手引き（文部科学省作成ほか）等をもとに、学校安全計画及び災害に関する必要な事項（防災組織・分担等）を定めたマニュアルを策定する。

- (1) 関連する強化、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等において、児童生徒等の発達の段

階を考慮しながら教育活動全体を通じて、風水害等に関する基礎知識を習得させるとともに、警戒レベル等の内容及び発令又は発表された場合にとるべき行動、風水害等発生時の対策（避難場所、避難経路、避難方法の確認等）の周知徹底を図る。

- (2) 住んでいる地域の特徴や過去の風水害等について継続的な防災教育に努める。
- (3) 中学校、高等学校の生徒を対象に、応急手当の実習を行うとともに、地域の防災活動や災害時のボランティア活動の大切さについて理解を深めさせる。また、高等学校段階の生徒には、地域の防災活動や災害時のボランティア活動にも参加できるような態度を育てる。
- (4) 学校教育はもとより、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、自然災害と防災に関する理解向上に努める。
- (5) 水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

4 住民に対する防災知識の普及

町は、災害時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、県及び学術機関等と連携しながら、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動など防災に関する知識の普及・啓発を図る。

防災知識の普及、訓練を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

(1) 一般啓発

ア 啓発の内容

- (ア) 気象災害に関する基礎知識
- (イ) 警戒レベル等が発令された場合にとるべき行動に関する知識
- (ウ) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (エ) 防災関係機関等の防災対策に関する知識
- (オ) 地域及び事業所等における自主防災活動の基礎知識
- (カ) 高潮浸水想定区域、山・崖崩れ危険予想地域等に関する知識
- (キ) 避難場所、避難所、避難路、その他避難対策に関する知識
- (ク) 住宅の補強、火災予防、非常持出品の準備、自動車へのこまめな満タン給油等、家庭における防災対策に関する知識
- (ケ) 応急手当等、看護に関する知識
- (コ) 避難生活に関する知識
- (サ) 要配慮者や男女のニーズの違い等に関する知識
- (シ) コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識
- (ス) 早期自主避難の重要性に関する知識
- (セ) 防災士の活動等に関する知識
- (ソ) 災害時の家庭内の連絡体制の確保

イ 啓発の方法

- (ア) 町防災行政無線、CATV等の利用

- (イ) 広報誌、パンフレット、ポスター等の利用
 - (ウ) 映画、資料映像等の利用
 - (エ) 講演会、講習会の実施
 - (オ) 広報車の巡回
 - (カ) 防災訓練の実施
 - (キ) インターネット(ホームページ)の活用
 - (ク) 各種ハザードマップの利用
- (2) 社会教育を通じた啓発
- 町及び町教育委員会は、女性団体、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて、防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から、地域の防災に寄与する意識を高める。
- ア 啓発の内容
- 住民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。
- イ 啓発の方法
- 各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。
- (3) 各種団体を通じた啓発
- 町は、各種団体に対し、研修会、講演会、資料映像等の貸出し等を通じて防災知識の普及に努め、各団体の構成員である民間事業所等の組織内部における防災知識の普及を促進させる。
- (4) 「えひめ防災の日」及び「えひめ防災週間」における啓発
- 町は、「えひめ防災の日(12月21日)」を含む「えひめ防災週間(12月17日～12月23日までの1週間)」において、その趣旨にふさわしい事業の実施に努める。

5 関係機関の活動

- (1) 指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関は、各所属職員に対し、所掌する事務又は業務に関する防災対策について教育を行うとともに、利用者等が実施すべき事項等について普及・啓発を行う。
- (2) 日本電信電話株式会社等の電気通信事業者は、災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるとともに、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

6 普及の際の留意点

- (1) 防災マップ等の活用
- 浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布する。
- 防災マップ等については、住民の避難行動等に活用されることが重要であることから、配布するだけにとどまらず、認知度を高めていく工夫が必要である。また、防災マップ等が安心材料となり、住民の避難行動の妨げにならないような工夫も併せて必要である。
- また、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの

避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

なお、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

防災マップ等の配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること等への理解促進に努める。

広域避難が必要な地域においては、その実効性を確保するため、通常避難との相違点を含めた広域避難の考え方を周知する。

(2) 災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。

(3) 防災地理情報の整備等

町は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、気象防災アドバイザー等の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

(4) 防災と福祉の連携等

町は、防災担当と福祉担当等が連携し、高齢者や障がい者等の要配慮者に対し、適切な避難行動等に関する理解の促進を図る。また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

第3節 自主防災組織の防災対策

1 基本方針

住民の自主的な防災活動は、住民一人ひとりが災害や防災に関する正しい知識をもち、これを家庭、地域、職場等で防災活動を実践することが大切であり、住民が団結し組織的に行動することがより効果的である。

また、地域における防災対策上、自治会等を中心とした自主防災組織活動が極めて重要である。このため、町は、自主防災組織の育成強化に努め、住民による自発的な防災活動を促進する。

2 住民の果たすべき役割

住民は、災害から自らを守る「自助」とともに、お互いに助け合う「共助」という意識と行動の下に、平常時及び災害時において、おおむね次のような防災対策を実践する。

(1) 平常時の実施事項

- ア 防災に関する知識の習得に努める。
- イ 警戒レベル等の内容及び発令された場合にとるべき行動に関する知識の習得に努める。
- ウ 地域の危険箇所や避難場所、避難所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法を確認する。
- エ 分散避難の観点から、安全な親戚や友人の家など、様々な避難先の検討を事前に行っておく。
- オ 土砂災害や洪水、高潮等地域の危険箇所の把握に努める。
- カ 建物の補強、家具の固定をする。
- キ 火気器具、消火器の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- ク 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、救急医療用品、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、日用品や生活必需品の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路確保の観点から家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養について準備をしておく。
- ケ 地域の防災訓練に進んで参加する。
- コ 家族で災害時の役割分担及び安否確認方法を決めておく。
- サ ラジオ等の情報収集の手段を確保する。
- シ 隣近所と災害時の協力について話し合う。
- ス 避難行動要支援者は、町、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者及びNPO・ボランティア等の協力団体や個人に対し、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。

(2) 災害時の実施事項

- ア まず我が身の安全を図る。
- イ 適時、適切な早めの避難を実施するとともに、近隣住民への呼び掛けを行う。
- ウ 避難は徒歩で、持ち物は最小限にする。
- エ 地域における相互扶助による被災者の救出活動を行う。
- オ 自力による生活手段の確保を行う。
- カ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。

- キ 秩序を守り、衛生に注意する。
- ク 自動車、電話の利用を自粛する。
- ケ 避難場所では、相互に協力して自主的に共同生活を営み、避難場所が円滑に運営するよう努める。
- コ みんなが協力しあって、応急救護を行う。

(3) 町の活動

町は、住民への災害及び防災に関する知識の普及に努める。また、災害発生現象、災害危険箇所、指定緊急避難場所、指定避難所、過去の災害状況、その他の災害及び防災に関する情報を収集し、住民に提供する。県は町の活動に積極的に協力する。

3 自主防災組織の育成強化

町では、令和6年4月1日現在、55組織（組織率100%）の自主防災組織が結成されている。

住民の自主的な防災活動は、組織的に行動することがより効果的であり、町は、住民に対する防災知識の普及及び自主防災組織の活動を促進し、要配慮者への支援や女性の参画促進にも配慮しながら、その育成強化を図るため次の施策の実施に努めるとともに、パンフレット等資料の作成、講演会の開催について、積極的に取り組むものとする。また、町は、自主防災組織の役割及び活動のほか、指導方針等を具体的に明らかにするとともに、各種の助成事業等を活用して、必要な資機材の充実を図る。

(1) 組織の編成単位

自主防災組織がその機能を十分に発揮するため、組織の編成単位については、地域の実情に応じ次の点に留意する。

- ア 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携の下に活動することが必要とされるので、原則として住民は連帯感をもてるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。
- イ 他地域への通勤者が多いことも考慮し、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。
- ウ 地域内の事業所と協議の上、事業所の自衛消防組織等も自主防災組織に位置づける。

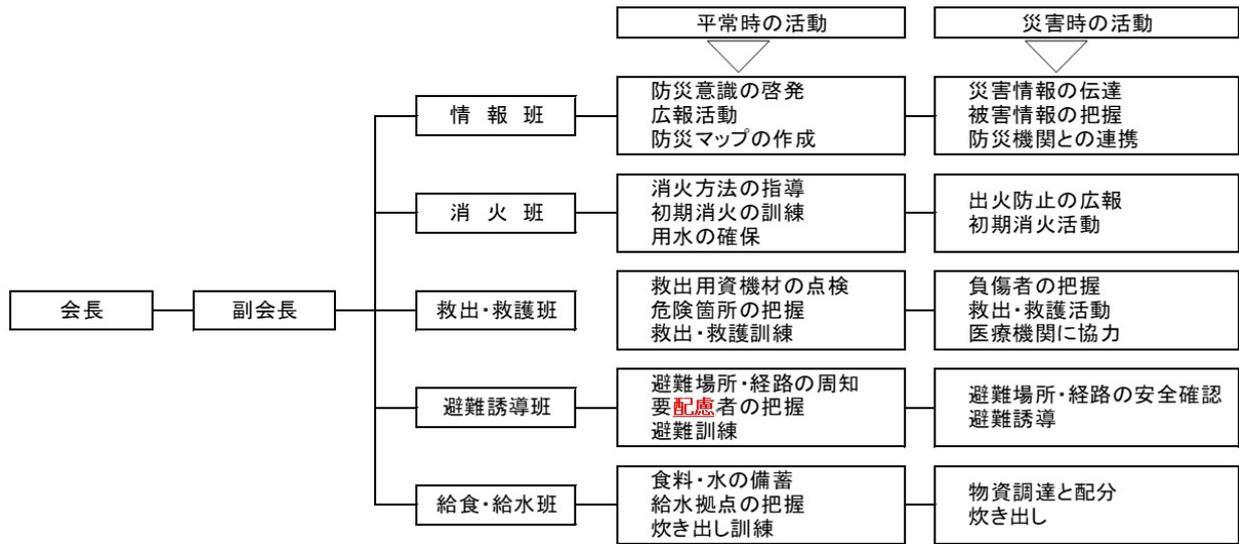
(2) 組織づくり

既存の自治組織を自主防災組織へ育成することを基本に、次のような方法により組織づくりを行う。

- ア 各区長等を対象にリーダー養成のための研修会等を開催するとともに、防災士の資格取得を促進し、組織の核となる人材を育成する。その際、女性の参画促進に努める。
- イ 女性団体、青年団体、PTA等その地域で活動している組織を活用することにより、自主防災組織として育成する。
- ウ 自主防災組織が、災害時に最も効果的に活動するためには、性別による役割の固定や偏りがおきないように配慮した上で、誰が何を受け持つかをしっかり決めて、お互いの役割や関係を体系づけておく。

また、自主防災組織の編成については、組織ごとの規約で定めるところによるが、例示をすると、次のとおりである。

自主防災組織と役割



4 地域における自主防災組織の果たすべき役割

自主防災組織は、町と連携し「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神の下に、災害発生に備えて、平常時において次の活動を行う。

(1) 平常時の活動

ア 各班の平常時の役割例

対 策	内 容	担 当
消 火 対 策	1 火災予防の啓発 2 延焼危険地区、消防水利等の把握	消 火 班
救 出 対 策	1 救出用資器材の整備計画の立案 2 建設業者などへの重機の事前協力要請	救出救護班
救 護 対 策	1 各世帯への救急医療品の保有指導 2 応急手当講習会の実施 3 負傷者収容についての医療機関との協議	救出救護班
情 報 対 策	1 情報の収集、伝達方法の立案 2 町防災関係機関や隣接行政区との連絡方法の確立 3 防災マップの作成	情 報 班
避 難 対 策	1 避難対象地区の把握 2 避難路の決定と周知 3 自力で避難困難な者のリストアップ (要配慮者の把握)	避難誘導班
給食給水対策	1 各世帯への備蓄の徹底 2 飲料水が確保できる場所の把握 3 炊き出し、配分計画の立案	給食給水班

(注)情報の収集・伝達については、あらかじめ次の事項を定める。

- 1 連絡をとる防災関係機関
- 2 防災関係機関との連絡のための手段
- 3 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

イ 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

また、要配慮者や女性を含めた住民参加による定期的な防災訓練の実施などにより、防災意識の普及に努める。

主な啓発事項は、平常時における防災対策、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等である。

ウ 「自主防災マップ」の作成

自主防災組織は、地域に内在する危険や、災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成して掲示し、あるいは各戸に配布することにより、住民一人ひとりの防災意識の高揚と災害時の避難行動の的確化を図る。

エ 「自主防災組織の防災計画書」の作成

地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割を、あらかじめ防災計画書などに定めておく。

オ 「自主防災組織の台帳」の作成

自主防災組織が的確な防災活動を行うために必要な自主防災組織の人員構成や活動体制、資機材等設備の現況及び災害時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。

なお、作成に当たっては、個人情報の取扱いに十分留意する。

- (ア) 世帯台帳（基礎となる個票）
- (イ) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画書（町が作成して自主防災組織に提供）
- (ウ) 人材台帳

カ 地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災訓練や地域におけるコミュニティ組織と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努める。

キ 情報の収集・伝達体制の整備

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町等へ報告するとともに、防災関係機関から提供される情報を住民に迅速に伝達し、不安の解消や的確な応急活動を実施するため、あらかじめ次の事項を決めておく。

- (ア) 防災関係機関の連絡先
- (イ) 防災関係機関との連絡手段
- (ウ) 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

ク 防災訓練の実施

災害時、人々が適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練があり、個別訓練としては、通常、次のようなものが考えられるが、地域の特性を加味した訓練とする。なお、町の行う防災訓練にも積極的に参加する。

(ア) 情報の収集・伝達訓練

防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等をこれら機関へ通報するための訓練を実施する。

(イ) 出火防止及び初期消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため、消防用機器を使用して消火に必要な技術等を習得する。

(ウ) 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

この際、特に要配慮者を把握の上、避難の際の介助を行うことを前提に、要配慮者の訓練への参加を促す。

(エ) 救出・救護訓練

家屋の倒壊等により、下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

(オ) 炊き出し訓練

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対して炊き出しが必要となってくるため、これらの訓練を実施する。

ケ 「防災点検の日」の設置

家庭及び地域においては、災害時に被害の拡大の原因となるものが多く考えられるため、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、「防災点検の日」を定めて定期的に防災点検を行う。

コ 防災用資機材等の備蓄、整備及び点検

自主防災組織は、災害時に速やかな応急措置を講ずることができるよう、初期消火、負傷者の救出及び救護その他の応急的な活動に必要な資機材及び物資を組織としてあらかじめ用意しておく。また、日頃からこれらの資機材を点検し、使用方法の習得に努め非常時に直ちに使用できるようにする。

サ 避難行動要支援者の支援体制の整備

自主防災組織は、町及び関係機関等と連携しながら、避難行動要支援者の避難等の支援を円滑に行うため、あらかじめ地域における避難行動要支援者に関する情報を把握するよう努める。

(2) 災害時の活動

ア 各班の災害時の活動例

対 策	内 容	担 当
消 火 対 策	1 各自家庭における火の始末 2 初期消火の実施 3 延焼の場合は消火班出動	全 員 全 員 消 火 班
救 出 対 策	1 初期救出の実施 2 建設業者への応援要請	救出救護班
救 護 対 策	1 軽傷者は各世帯で処置 2 各世帯で不可能な場合は救護班が処置 3 重症者などの医療機関への搬送	各 世 帯 救出救護班 救出救護班
情 報 対 策	1 各世帯による情報班への被害状況報告 2 情報の集約と町等への報告 3 隣接行政区との情報交換 4 重要情報の各世帯への広報 5 町への地域住民の安否、入院先、疎開先等の情報提供 6 ボランティアに対する被災者ニーズの把握	各 世 帯 情 報 班 情 報 班 情 報 班 情 報 班
避 難 対 策	1 避難路の安全確認 2 避難者の誘導（組織的避難の実施） 3 自力で避難困難な者の担架搬入、介添え	避難誘導班
給 食 給 水 対 策	1 飲料水の確保 2 炊き出しの実施 3 飲料水、食料などの公平配分	給食給水班

イ 活動時の留意点

アに定める各班の災害時の活動を行う際には、特に次の事項に留意して実施するものとす

る。

(ア) 出火防止及び初期消火

火の元の始末など出火防止のための措置を講ずるように呼びかけるとともに、火災時には各種資機材により協力して初期消火に当たる。

(イ) 救出・救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者が発生した時は、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者があるときは、救護所等へ搬送する。

(ウ) 避難の実施

町長、警察官等から避難指示が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。

避難の実施に当たっては、次の点に留意する。

a 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。

(a) 住宅密集地……………火災、落下物、危険物、浸水

(b) 山間部、起伏の多いところ……………崖崩れ、地すべり

(c) 河川・海岸地域……………決壊、浸水、高潮、津波

避難誘導に当たっては、危険防止のため、避難路は1ルートだけでなく、複数の道路をあらかじめ検討しておく。

b 住民が避難するときに不必要なものを携帯していくことは、火災による危険性を増大する要因になりかねないので、十分注意する。

c 避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力の下に避難させる。

d 避難場所へ避難した後は、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて町等に報告するとともに、混乱・流言飛語の防止に当たる。

(エ) 給食・救援物資の配布及びその協力

組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としてもそれぞれが保持する食料等の配布を行うほか、町が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

5 自主防災組織への町の指導及び助成

(1) 自主防災組織づくりの推進

町は、自主防災組織づくりを推進する。

(2) 自主防災に関する意識の高揚

町は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、定期的に研修会を開催する。

また、八幡浜地区施設事務組合消防本部は、消防の分野に係る知識・技能研修の実施や企業等が行う研修に対する講師の派遣などの協力を行う。

(3) 組織活動の促進

町は、消防団等と有機的な連携を図りながら職員の地区担当制等による適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、その他の活動の充実化を促進する。

また、町は、自主防災組織が行う防災活動が効果的に実施されるよう、防災リーダー（自主防災組織が行う防災活動において指導者的役割を担う者）の育成に努める。

6 自主防災組織と消防団との連携

消防団は地域住民により構成される消防機関であり、自主防災組織の訓練に消防団が参加し、資機材の取扱いの指導を行ったり、消防団OBが自主防災組織の役員に就任したりするなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図ることとする。

7 事業所等における自主防災活動

町内に立地する事業所等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に被害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。

特に、大規模な災害が発生した場合には、行政や住民のみならず、事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。

このため、事業所等においては、自衛の消防組織等を編成するとともに、町や地域の自主防災組織と連携を図りながら、事業所及び地域の安全の確保に積極的に努める。

事業所等における自主防災活動は、おおむね次の事項について、それぞれ事業所等の実情に応じて行う。

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員等の防災教育
- (3) 情報の収集・伝達体制の確立
- (4) 火災その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 応急救護
- (7) 飲料水、食料、生活必需品、医薬品など災害時に必要な物資の確保

8 地域における自主防災活動の推進

(1) 地区防災計画

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町に提案する。

町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるように提案を受け、必要があると認めるときは町地域防災計画に当該地区防災計画を定める。

町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

(2) 地域防災力の充実強化に関する計画

町は、地区防災計画を定めた地区について、地区居住者等の参加の下、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定めるほか、町防災計画において、町域に係る地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努める。

第4節 事業者の防災対策

1 基本方針

災害による被害を軽減するためには、企業などの事業者が、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する住民の安全確保をはじめ、災害時において事業を継続することができる体制を整備するとともに、地域の防災活動に協力することが重要である。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業者は、町及び県が実施する事業者との協定締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

町は、事業者が行う防災対策への支援に努める。

2 事業者の果たすべき役割

事業者は、災害から身を守る「自助」とともにお互いを助け合う「共助」という意識と行動の下に、平常時及び災害時において、おおむね次のような防災措置を行う。

(1) 平常時の実施事項

- ア 災害時における来所者、従業員等の安全を確保するための計画及び災害時に重要事業を継続するための計画（以下「事業継続計画」という。）の作成に努める。
- イ 防災訓練及び研修等の実施に努める。
- ウ 事業継続計画に基づき、災害時において、事業を継続し又は中断した事業を速やかに再開することができる体制を整備するよう努める。
- エ 所有、占有又は管理する建築物及び工作物等の耐震化・耐浪化、耐火性の確保に努める。
- オ 災害時に交通網が途絶した際などに、来所者、従業員等が一定期間事業所等内に留まることができるようにするため、応急的な措置に必要な資機材、食料、飲料水、医薬品等を確保するよう努める。
- カ 所有、占有又は管理する施設の避難場所としての提供に努める。
- キ 地域の防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるとともに、これらの者が行う防災活動に参加するよう努める。
- ク 事業所及び従業員の消防団への加入及び消防団員としての円滑な活動について協力するよう努める。
- ケ 損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保に努める。
- コ 予想災害に対する復旧計画の策定に努める。
- サ 事業継続計画や復旧計画等の点検、見直しに努める。
- シ 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して計画の策定に努める。
- ス 危険物等関係施設を保有する事業者においては、当該施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のために必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

(2) 災害時の実施事項

- ア 所者、従業員等の安全の確保に努める。特に、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。
- イ 地域住民及び自主防災組織等と連携して情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を行い、地域住民の安全を確保するよう努める。
- ウ 帰宅困難者に対し、連絡手段及び滞在場所の提供その他の応急措置に必要な支援に努めるとともに、協定に基づき、水道水、トイレ、情報等の提供を行う。
- エ 要配慮者に配慮した情報提供、避難誘導に努める。
- オ 事業の継続又は中断した事業の速やかな再開により雇用の場の確保に努めるほか、自らの社会的責任を自覚して、町、県等が行う復旧及び復興対策へ積極的に協力するとともに、地域経済の復興に貢献するよう努める。

3 町の活動

(1) 防災意識の啓発

町は、事業者への災害及び防災に関する知識の普及に努める。県は、町に協力する。

また、町は、事業継続計画策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられるよう、環境整備に取り組む。

(2) 防災情報の提供

町は、災害発生現象、災害危険箇所、指定緊急避難場所、指定避難所、過去の災害状況その他の災害及び防災に関して収集した情報を事業者に提供する。

(3) 中小企業等の事業継続力強化計画の策定支援

町は、伊方町商工会と連携して、中小企業等の事業継続力強化計画の策定を支援する。

第5節 ボランティアの防災対策

1 基本方針

大規模災害発生時においては、個人のほか、専門技能グループを含む大量の組織が消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

大規模な災害が発生した場合に、円滑な応急対策を実施するため、町は、NPO・ボランティア等の自主性・主体性を尊重しつつ、ボランティアの能力が効果的に発揮されるよう、平常時から、ボランティア・コーディネーター等の養成や地域のNPO・ボランティア等のネットワーク化など幅広いボランティア等の体制整備に努める。

2 災害救援ボランティアの養成・登録等

町は、平素から伊方町社会福祉協議会と、災害時における連携体制等について協議しておくとともに、社会福祉協議会が行うボランティアセンター事業等を通じ、次のことを行う。

- (1) 情報誌の発行等を通じ、住民のボランティアに関する意識啓発や知識の普及に努める。
- (2) 災害が発生した場合に、被災地において救援活動を行う災害救援ボランティア等の養成、登録をしておくものとする。

町は、日常から福祉ボランティアとして活動している者に対し、災害時にもボランティアとして活動してもらえるように依頼して、順次登録体制を整備する。併せて、そのボランティア登録者について、個人、グループの別、手話通訳、介護福祉士等の専門技能の有無、あるいは希望する活動内容等について調査する。

- (3) ボランティア活動を組織的に行うことができるよう、その中核となるボランティアリーダーや災害発生時にボランティアのあっせん等を行うボランティアコーディネーターの養成・登録を行う。その際、女性の参画促進に努める。
- (4) ボランティアが被災地において相互に連携し、迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時からボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練のほか、交流の機会等を提供し、NPO・ボランティア等及び災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）相互間の連絡体制の構築を図るなど、活動環境の整備を図る。
- (5) ボランティアが安心して活動できるよう、ボランティア保険制度の周知を図るなど、加入促進に努める。
- (6) 消防機関は、消防の分野に係るボランティアの効率的な活動が行われるよう日頃からボランティアの研修への協力等を行うとともに、地域内のボランティアの把握、ボランティア団体との連携、ボランティアの再研修、消防機関との合同訓練等に努めるものとする。

3 災害救援ボランティアの活動拠点の確保

災害に備えた避難所を指定する際に、災害救援ボランティアの活動拠点の確保、活動の受入れや調整を行う体制、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化に努める。

4 ボランティアの果たすべき役割

ボランティアが行う活動内容は、主として次のとおりとする。

- (1) 被害情報、安否情報、生活情報の収集・伝達
- (2) 要配慮者の介護及び看護補助（同性による介助や被介助者を尊重した対応等に配慮）
- (3) 外国人、災害の発生により帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的に到達することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）旅行者等土地不案内者への支援
- (4) 清掃
- (5) 炊き出し
- (6) 救援物資の仕分け及び配布
- (7) 消火・救助・救護活動
- (8) 保健医療活動
- (9) 通訳等の外国人支援活動
- (10) ボランティアのコーディネート

第6節 防災訓練の実施

1 基本方針

災害時において、迅速かつ的確な災害応急対策を実施できるよう職員の知識・技能の向上と住民に対する防災意識の啓発を図るため、図上又は実地で、総合的かつ効果的な訓練を実施する。

訓練の実施に当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等、様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、実践的なものとなるよう工夫する。

実施の際には、自衛隊、海上保安部など国の機関の協力を得るとともに、水防協力団体、学校、保育所、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア等及び要配慮者を含めた地域住民等とも連携した訓練を実施する。

また、沿岸地域や中山間地域における孤立地区の発生を想定したり、ハザードマップ等を活用したりするなど、地域の実情も考慮しながら、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むほか、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携するなど実践的なものとなるよう工夫するとともに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見する訓練の実施にも努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

さらに、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

なお、訓練後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行い、次回からの訓練に反映させる。

2 町の責務

- (1) 町は、単独又は他の機関等の災害予防に係る責任者（機関の長など）と共同して、必要な防災訓練を行う。
- (2) 町の職員は、町地域防災計画に定めるところにより、防災訓練に参加する。
- (3) 住民、その他関係団体は、町が行う防災訓練に協力する。

3 防災訓練の種別

町及び防災機関が実施する訓練は、次のとおりとする。

訓練の種別	時期	訓練内容	機関
総合防災訓練	年 1回	風水害、火災、南海トラフ地震等大規模災害を想定した総合訓練	町、消防署、消防団、住民
県・市町災害対策本部合同運営訓練	年 1回	南海トラフ地震等の大規模災害を想定した災害対策本部運営に関する図上訓練	県、町、防災関係機関
災害情報システム訓練	年 1回	災害情報システムによる県被害情報の取りまとめに関する訓練	県、町、防災関係機関
消防訓練	随時	大規模な火災を想定しての応援、消火訓練	町、消防署、消防団、住民
通信連絡訓練	随時	予警報の伝達、各種災害報告、感度交換、伝達、送信、非常用電源設備を用いた訓練	町、消防団、関係機関
非常参集訓練	随時	災害関係課、災害担当者又は全職員の非常招集	町、消防団
水防訓練	随時	各種水防工法の実施訓練	町、消防署、消防団、住民

訓練の種別	時期	訓練内容	機関
水防演習	4年毎	各種水防工法、救助活動等の実施訓練	国、県、県警、町、自衛隊、消防機関、防災関係機関
教養訓練	随時	防災活動上必要な教養訓練	町
消防団教養訓練	随時	一般教養（水防法、消防法、災害対策基本法等の習熟）、実技（ポンプ操法、予防、火災防御）	消防団
避難訓練	随時	保育園児、小・中学校児童・生徒及び住民等の集団避難訓練	園児・児童・生徒、住民、町、消防署、消防団
災害救助訓練	随時	住民のほか要配慮者の救助訓練	住民及び社会福祉施設等職員及び入所者、町

4 訓練の時期

防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施することを基本とし、訓練の種類により、最も訓練効果のある時期を選んで実施するものとする。

5 訓練の方法

町は、関係機関と相互に連絡をとりながら、単独に若しくは他の機関と共同して、上記の訓練を個別に又はいくつかの訓練を合わせて、必要により区域又は道路における車両の通行を規制するなど、最も効果ある方法で訓練を行うものとする。

なお、訓練の実施に当たっては、広報に努め、住民等の積極的参加を求めるほか、訓練に伴う混乱防止に努める。また、要配慮者に対する救出・救助・自主防災組織と事業所等との連携、非常用電源設備を用いた通信連絡手段の確保など、地域の特性等による災害の態様等を十分に考慮し、実情に合ったものとする。

6 各種訓練への協力

町は、県及び防災関係機関が実施する防災訓練に対しては、可能な限り参加するなど、各機関が実施する各種訓練への積極的な参加に努める。

第7節 業務継続計画の策定

1 基本方針

町は、国が示すガイドラインに基づき、大規模災害が発生した場合においても各部の必要最低限の住民サービスを維持するため、あらかじめ想定しうる事態に対応した業務継続計画を策定し、住民生活に直結する行政サービスの確保に努める。

被災時の非常時優先業務は、災害応急対策業務、一部の災害復旧・復興業務であるが、非常時優先業務を速やかに実施するためには平常時からの準備が重要であり、町においては業務継続計画の策定を災害対策の一部として位置づける。

2 計画策定の考え方

以下の事項を考慮し、計画策定を行う。

- (1) 各種の資源を非常時優先業務に優先的に配分
- (2) 人、物、情報、移動手段及びライフライン等、利用できる資源に制約がある状況下において、非常時優先業務を特定
- (3) 非常時優先業務の業務継続に必要な資源の確保
- (4) 手続きの簡素化
- (5) 指揮命令システムの明確化
- (6) 業務立ち上げ時間の短縮
- (7) 災害発生直後の業務レベル向上

第8節 避難対策

1 基本方針

- (1) 町及び学校、病院、社会福祉施設、工場等、防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難方法及び避難誘導責任者等を定めた避難計画を作成し、住民等に周知徹底を図るとともに、計画に基づいた訓練を行う。
- (2) 町は、避難計画の作成にあたり、避難情報等の確実な伝達手段の確保のほか、あらかじめ指定緊急避難場所、指定避難所、避難路を指定するとともに、指定避難所に必要な設備、資機材の配備を図るものとする。
- (3) 町は、避難住民の健康状態の把握等のため、保健師等による巡回健康相談等を実施することを定める。
- (4) 町は、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、避難の開始を求めるとともに、高齢者等以外の者に対しても、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令するとともに、関係住民への伝達も含めた避難支援体制の充実・強化を図る。
- (5) 町は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。
- (6) 町及び県は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。
- (7) 町及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。
- (8) 県及び保健所等は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症含む。）の自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、災害発生前からハザードマップ等に基づき、自宅療養者が危険エリアに共住しているか確認を行うとともに、町の防災担当部局及び保健福祉担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難確保に向けた具体的な検討・調整を行い、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。これらが円滑に行えるよう、新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。
- (9) 町及び県は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

- (10) 町及び県は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や、車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

2 避難計画の策定

町は、災害時に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、町広報紙等に指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等を掲載するなどして、地域住民、避難所設置予定施設の管理者等に周知徹底するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立を図るものとする。

計画作成に当たっては、洪水、土砂災害等の災害の態様及び地域の特性を踏まえる。

《避難計画策定時の留意事項》

- 1 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令する客観的基準及び伝達方法
- 2 指定緊急避難場所、指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- 3 指定緊急避難場所、指定避難所への経路及び誘導方法（特に、要配慮者に配慮）
- 4 指定避難所開設に伴う避難者救援措置に関する事項
 - (1) 給水措置
 - (2) 給食措置
 - (3) 毛布、寝具等の支給
 - (4) 衣料、生活必需品の支給
 - (5) 負傷者に対する応急救護
- 5 指定避難所の管理に関する事項
 - (1) 避難生活中の秩序保持
 - (2) 避難民に対する災害情報の伝達
 - (3) 避難民に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (4) 避難民に対する相談業務
- 6 災害時における広報
 - (1) 防災行政無線放送、広報車による周知
 - (2) 避難誘導員による現地広報
 - (3) 住民組織を通じた広報
- 7 夜間及び休日、荒天時等あらゆる条件下における避難誘導體制の整備

3 その他事前計画の検討

各指定避難所に、要配慮者を優先すべきスペースを想定することや、各学校等においては迅速な授業体制の復旧のため児童生徒が専用で使用し、一般の避難者を立入禁止とするスペースをあらかじめ定めるなど、避難所開設時に必要な対策を検討する。

4 「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」の指定

住民の生命、身体の安全を確保するため、公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要十分な数、規模の施設等をあらかじめ指定・整備し、平常時から、場所や収容人数、家庭動物の受入方法等について、住民への周知徹底を図るものとともに、町地域防災計画に定めるほか、指定避難所施設の管理者や自主防災組織等と指定避難所の開設や運営方法、役割分担等について協議等を行うとともに、情報を共有する。

また、指定緊急避難場所、指定避難所及びその周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、速やかに避難できるよう平素から関係地域住民に周知を図るよう努めるものとする。

なお、要配慮者に配慮して、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるとともに、プライバシーの確保、被災時の男女のニーズの違いにも配慮するほか、動物の同行避難が可能な避難所の設置も検討する。

(1) 避難所の区分

区分	内容
指定緊急避難場所	災害時にその危険から逃れるための避難場所
指定避難所	災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設で、職員を派遣し、町が開設する避難所。原則として学校・体育館等の大規模人員を収容できる施設
指定福祉避難所	主として要配慮者を滞在させることが想定される施設
補助避難所	指定避難所だけでは全ての避難者を収容できない場合収容する施設
自主避難所	自治会が自主的に開設、運営する避難所
津波災害地区指定一時避難場所	津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるため地区が指定した避難場所

(2) 指定緊急避難場所の指定

指定緊急避難場所は、災害から一時的、緊急的に避難する場所で、指定の基準は、おおむね次のとおりである。なお、指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

また、災害の想定等により必要に応じて近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

ア 災害時に、迅速に指定緊急避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものであること。

イ 被災が想定されない安全区域内に立地していること。

ウ 安全区域外に立地する場合は、災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有するものであること。

エ 要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置すること。なお、避難場所の必要面積は、避難者1名につき0.5㎡以上を目安とする。

オ 地区分けをする場合は、町内会、自治会等の単位を原則とするが、主要道路、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避けること。

(3) 指定避難所の指定

指定避難所は、避難者等を必要な期間滞在させるための施設で、指定の基準は、おおむね次の

とおりである。

なお、町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとし、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

また、町は、指定管理施設を指定避難所として指定する場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営について役割分担等を定めるよう努める。さらに、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源等の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

また、町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

ア 避難者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。なお、避難者の必要面積は1名につき2㎡を目安とし、感染予防や良好な避難所生活に必要な面積の確保に努めること。

イ 速やかに、避難者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造又は施設を有すること。

ウ 想定される災害の影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

エ 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段が整備されていること。

オ なるべく被災地に近く、かつ避難者等を集団的に収容できること。

5 避難路の指定

町は、指定緊急避難場所の指定に併せ、現状を踏まえた上で次の基準により避難路を選定・整備する。なお、沿岸地域や河川周辺等による危険が予想される地域については、浸水等を考慮して避難路の選定・整備を図る。

また、外国人、旅行者等に対しても、標識板の設置等により、これらの周知に努めるものとする。

- (1) 避難路は、緊急車両の通行等を考慮し、必要な幅員を有するものとする。
- (2) 避難路は、相互に交差しないものとする。
- (3) 避難路には、火災、爆発等の危険の大きい工場等がないよう配慮する。
- (4) 避難路の選択に当たっては、住民の理解と協力を得て選定する。
- (5) 避難路については、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案して行う。

資料編・町内の主要道路一覧

6 住民等への周知のための措置

町は、住民等の円滑な避難のための立退きに資するよう、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努める。

また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること、及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があること等について日頃から住民等への周知徹底に努める。

さらに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

7 指定避難所の設備及び資機材の配備

町は、要配慮者及び被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点や子供にも配慮の上、必要な次の設備及び資機材をあらかじめ指定避難所に配備し、又は必要なとき直ちに配備できるよう平時から準備しておくとともに、確保計画を構築するものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等に努める。

良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。

- (1) 衛星携帯電話・無線LAN、NTT西日本事前設置の特設公衆電話、衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機材・設備
- (2) 放送設備
- (3) 照明設備（非常用発電機を含む。）
- (4) ガス設備
- (5) テレビ、ラジオ等の災害情報の入手機器
- (6) 炊き出しに必要な機材及び燃料
- (7) 給水用機材（貯水槽、給水タンク）、井戸
- (8) 救護所及び医療資機材
- (9) 物資の集積場所
- (10) 仮設の小屋又はテント
- (11) 携帯トイレ、仮設トイレ
- (12) 防疫用資機材、感染症対策に必要な物資等
- (13) 清掃用資機材
- (14) 工具類
- (15) 非常電源
- (16) 日用品
- (17) 備蓄食料及び飲料水

- (18) その他粉ミルクや紙おむつ、生理用品、マスク、消毒液、ダンボールベッド、パーティション等

8 避難指示等の判断・伝達マニュアルの策定

国の「避難情報に関するガイドライン」に基づき、的確に避難指示等を行うため、次の事項に留意して「避難指示等の判断・伝達マニュアル」等を作成する。

なお、作成に当たっては、洪水、土砂災害等の災害種別ごとのリスク情報や、災害時に対象者がとるべき避難行動について周知徹底を図る。

(1) 対象とする災害の特定

洪水、土砂災害等の災害種別ごとに、過去の災害や想定される災害を調査し、避難指示等を発令する対象とする災害を特定

(2) 避難指示等の対象とする区域

災害種別や地域ごとに、避難が必要な区域を特定

(3) 避難指示等の客観的な判断基準

ア 避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定

イ 避難すべき区域ごとに高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の客観的発令基準を策定

ウ 国又は県に避難指示等について必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡方法を決定

(4) 避難指示等の伝達方法

ア 災害種別ごとの避難情報の伝達文には、その対象者を明確にするとともに、警戒レベルを用いるなど対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように設定

イ 可能な限り多様な伝達方法、伝達先を設定

ウ 時々刻々と変化する情報を居住者・施設管理者等に対して繰り返し分かりやすい言葉で伝達

(5) その他留意すべき災害特性

ア 想定される災害種別ごとの特性（危険性）の周知

イ 災害時の状況等に応じ、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避等の「緊急安全確保」をとる必要があることを、平時から周知しておく必要があること。

ウ 同じ避難指示の対象区域の中でも、それぞれの居住者等がとるべき避難行動が異なること。

9 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校・保育所、診療所その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練の実施などにより避難対策を整える。

- (1) 学校・保育所においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、避難場所、経路、時期及び誘導並びに指示の伝達方法等のほか、児童生徒等の保護者への引渡し方法及び地域住民の避難場所、避難所となる場合の受入方法等をあらかじめ定めておくものとする。

- (2) 学校及び教育行政機関においては、義務教育及び高等学校等の児童生徒等を集団的に避難させる場合に備えて、避難場所の選定や収容施設の確保並びに保健、衛生及び給食等の実施方法

について定めておくものとする。

- (3) 診療所においては、患者を他の医療機関等の安全な場所へ集団的に避難させる場合に備え、収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法等について定めておくものとする。

10 避難所運営マニュアルの策定

町、住民（自主防災組織）、施設管理者の協議により、指定避難所における必要な情報の入手や暑さ寒さ対策、健康・衛生管理、心のケアなど、長期にわたる避難所運営を円滑に行うため、要配慮者や男女のニーズの違いに配慮し、住民も参画して感染症対策等も踏まえた実効性の高い避難所ごとの運営マニュアルの策定に取り組むとともに、良好な生活環境の確保のために、専門家・NPO、ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

また、動物同行避難が可能な指定避難所については、指定避難所における動物飼養に関する事項についてもマニュアルに定めるよう努める。

第9節 緊急物資確保対策

1 基本方針

町、県等の各機関は、災害が発生した場合の町民の生活や安全を確保するため、平素から、食料、生活物資、医薬品等の備蓄に努めるとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄状況の確認及び関係者間での情報共有を行う。また、民間企業や民間団体との協定の締結等により流通備蓄を推進するとともに、それらの物資を各指定避難所に確実に届けるための物資供給体制の整備を図る。

なお、備蓄を行うに当たって、大規模な風水害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

輸送に関し、県、町は、災害時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、空港等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するとともに、県が開設する広域物資輸送拠点（物資拠点）、町が開設する地域内輸送拠点（物資集積場所）を経て、各指定避難所に緊急に必要な食料及び生活必需品（以下「緊急物資」という。）を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るほか、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。

物資の調達・供給活動に関し、被災者の生活の維持のため必要な生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するように努める。

町は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくよう努める。

町及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めることとする。

2 食料及び生活必需品等の確保

町は、災害が発生した場合、緊急に必要な食料及び生活必需品を確保・供給するため、平常時から食料及び生活必需品等の確保について次の措置を行う。

- (1) 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対する食料の備蓄
- (2) 孤立が想定される地区における備蓄の促進
- (3) 町内における緊急物資流通在庫調査の実施

- (4) 町内における緊急物資調達及び配分計画の策定
- (5) 流通在庫がなく確保が困難な物資の備蓄の推進
- (6) 大量調達が可能な小売業者等との災害時応援協定の締結促進
- (7) 緊急物資の集積所の選定及び運営管理等の検討
- (8) 家庭内備蓄等の促進
- (9) 給食計画の策定

資料編・備蓄物資一覧

3 住民への個人備蓄の啓発

災害発生後は、行政側の対応も混乱が予想されるため、発生後約7日分の生活に必要な食料・物品等は個人においても備蓄するものとし、町はその啓発に努める。主な啓発内容は次のとおり。

- (1) 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄
- (2) (1)のうち、3日分程度の非常食料を含む非常持出品の準備
- (3) 自動車へのこまめな満タン給油
- (4) 自主防災組織等による助け合い活動の推進
- (5) 緊急物資の共同備蓄の推進

4 物資集積場所

町は物資集積場所を次のとおり定める。ただし、施設自体が被災した場合は、比較的被害の少ない地域の公共施設を指定する。



5 飲料水等の確保

本町の水道は、南予水道用水供給事業により野村ダムから導水しているため、安定的な供給が行われている。しかし、災害が発生した場合の応急飲料水を確保するため、南予水道企業団と連携し、次の整備を図る。

- (1) 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水計画の策定
- (2) 給水車等応急給水用資機材等の整備
- (3) 飲料水兼用耐震性貯水槽の整備
- (4) 井戸水等の把握
- (5) 老朽化した配水管の布設替え
- (6) 給水装置工事事業者等との協力体制確立
- (7) 復旧資材の備蓄
- (8) 住民、事業所等に対する貯水、応援給水について指導

飲料水の状況

(令和6年12月1日現在)

事業 主体	水 区 道 分	人 口				1人1日 当たり給水量		水 源	取水地点
		行政 区域内 (人)	給水 区域内 (人)	現在 給水 (人)	計画 給水 (人)	計画 最大 (ℓ)	実績 最大 (ℓ)		
伊方町	伊方町 上水	8,597	8,597	8,434	9,120	618	483	地下水 南予用水 表流水 湊浦第1、2、3水源 九町第1、2、3水源 野村ダム水源 鯛ノ浦水源 西ノ川水源 西柿ヶ谷水源 三机水源 塩成水源	

6 住民（家庭）における貯水

住民は、災害に備え、次のとおり飲料水及び生活水の確保に努める。

- (1) 1人1日3リットルを基準とし、世帯人数の7日分を目標とする（うち3日分程度を非常持出用として準備）。
- (2) 貯水には、水道水等、衛生的な水を用いる。
- (3) 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、水もれ、破損しないものとする。

7 自主防災組織を中心とする飲料水の確保

- (1) 応急給水を円滑に実施するために、給水班を編成する。
- (2) 災害発生時に利用が予定される井戸、泉、河川、貯水槽等の水は水質検査を実施して、町の指導の下に利用方法をあらかじめ検討しておく。
- (3) 応急給水に必要なとされるポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム等の資機材を整備する。

8 物資供給体制の整備

町は、災害が発生した場合に各指定避難所に確実に緊急物資を届けるため、平常時から緊急物資の供給体制の整備について次の措置を行う。

特に地域内輸送拠点（物資集積場所）から指定避難所等に至る輸送（ラストワンマイル）について、町及び県は、物流事業者、自衛隊などの国の機関等様々な機関と連携して行う必要がある。

- (1) 地域内輸送拠点（物資集積場所）の選定、点検及び運営管理方法等の検討
- (2) 指定避難所までの緊急物資の輸送手段の確保
- (3) 被災者に物資を確実にかつ迅速に届けるための、物資に関する情報収集・要請・調達・輸送体制の整備（物資調達・輸送調整等支援システム等の活用による物資供給体制の強化）
- (4) 緊急通行車両等への優先的な燃料供給体制の整備
- (5) 公用車及び輸送協定等を締結した民間事業者等の車両に対する、災害発生前の緊急通行車両の事前確認制度の積極的な活用の推進
- (6) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けられることについて、周知及び普及を図るものとする。

第10節 医療救護対策

1 基本方針

町は、災害時の医療体制について、愛媛県医師会と連携するとともに、医療資機材及び傷病者の救護体制の整備を図るものとする。

2 実施体制

- (1) 被災者に対する医療救護は、原則として町が診療所等、町内医療機関の協力を得て実施する。町のみで実施困難な場合は、近隣市町、県、国その他の医療機関に応援を要請する。なお、応援要請については4(4)に定めるとおりあるが、広域的応援が必要なときは「災害時の医療救護に関する協定」に基づき、愛媛県医師会、愛媛県看護協会、一般社団法人八幡浜医師会等に対しても応援を要請する。
- (2) 町は、救護所の設置、救護班の編成、医薬品・医療資機材等の確保等に係る諸体制の充実を図るとともに、医療救護活動の実施に当たっては、被災者等のメンタルヘル스에配慮する。
- (3) 道路や交通機関の不通時等又は遠隔地へ重症患者を搬送する場合には、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」に基づいて、県にヘリコプターの応援を要請するものとする。

資料編・医療機関一覧

3 災害医療コーディネータの設置

県は、被災地で必要とされる医療が迅速かつ確に提供されるよう、町や関係機関と連携し、指定避難所等における医療ニーズや医療機関の被災状況、患者受入れ状況等の情報収集、分析及び伝達と、それを踏まえた各種調整及び要請等を行う災害医療コーディネータを以下のとおり設置している。

区 分	二次医療圏等	病院区分	設置病院名
災 害 拠 点 病 院 コ ー デ ィ ネ ー タ	八幡浜・大洲	災害拠点病院	市立八幡浜総合病院

4 初期医療体制の整備

町は、災害発生後の電話、道路交通等の混雑、不通により、救急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、八幡浜地区施設事務組合消防本部及び愛媛県医師会に協力を要請するとともに、災害医療コーディネータ、県及び関係機関と連携し、災害時の被災地内の医療ニーズの収集・把握方法や救護班の受入れ・派遣方針等についてあらかじめ検討を行い、初期医療体制の確立を図る。

- (1) 救護所は、原則として各地区に学校等の避難者の収容人員が大きい施設に開設するものとする。また、救護所を開設した場合は、防災行政無線により広報を行うほか、救護所を開設した旨の標識を掲げ、住民に周知する。
- (2) 救護所等への医療救護用の資機材を備蓄する。
- (3) 町内の医療機関及び愛媛県医師会等の協力により、救護班を編成する。救護班の編成単位は、おおむね医師1～2名、保健師、看護師4～5名、事務職員（自動車運転手を含む。）1

～2名とする。ただし、愛媛県歯科医師会会員による救護班にあつては、おおむね歯科医師1名、歯科衛生士又は歯科技工士1名、事務職員1名とする。

(4) 救護班の派遣、重傷者の搬出要請系統は、次のとおりである（愛媛県医療救護活動要領第3章第5 医療班の派遣要請 フロー図参照）。

- ア 県への応援要請
- イ 医師会への応援要請
- ウ その他の機関への応援要請

(5) 応急手当等の家庭看護の普及を図り、自主防災組織等による自主救護体制の整備に努める。

5 後方医療体制等の整備

(1) 災害（基幹）拠点病院

県では、救護所等に配置された救護班の医療で対処できない重症者及び中等症者を収容するため、救護病院又は救護診療所を選定するとともに、この中から二次医療圏ごとに災害時医療の拠点となる病院（災害拠点病院（市立八幡浜総合病院））を指定し、整備を図っている。

さらに、県に1箇所を災害時医療の基幹となる病院（災害基幹拠点病院（県立中央病院））として整備を図っている。

町は、診療所等、町内医療機関又は救護所での処置が不能な重傷者が発生した場合は、八幡浜地区施設事務組合消防本部と連携し、近隣の救護病院等に搬送を行うが、さらに必要な場合は県で定めた拠点病院への搬送を行うものとする。

また、災害時に重症者の迅速な対応ができるよう、八幡浜地区施設事務組合消防本部と連携し、平素より搬送体制、連絡体制の整備を図るものとする。

(2) 三次救急医療施設

ア 三次救急医療施設は、重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能を災害時においても確保するため、施設の耐震性及びライフライン維持機能の強化を図り、医薬品等医療資機材の備蓄に努める。

イ 災害時に多発する外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の重篤救急患者に対する診療機能の充実を図る。

区 分	病 院 名
三次救急医療施設	東予救命救急センター（県立新居浜病院）
	県立中央病院救命救急センター
	南予救命救急センター（市立宇和島病院）
	愛媛大学医学部附属病院

(3) 災害拠点精神科病院

県は、災害時における広域的な精神科医療の拠点として、災害拠点精神科病院を県における精神科医療の提供体制の実態などを考慮し、松山記念病院を指定している。

6 災害情報の収集・連絡体制の整備

町は、医療機関の被害状況や医療機関に来ている負傷者の状況、医療従事者の活動状況を把握するため、消防、医療機関等との連絡体制の整備を推進し、消防、医療機関等をネットワーク化した愛媛県広域災害・救急医療情報システム（えひめ医療情報ネット）の活用を努める。

7 難病患者等の状況把握

町は、平常時の保健医療活動を通じて、難病患者、精神疾患等の慢性疾患患者、人工呼吸器や人工透析等の在宅医療を受けている患者の状況と医療を提供できる機関に関する情報の把握に努める。

8 医薬品、医療資機材等の確保

町は、医療救護活動を実施するために必要な医薬品、医療資機材等の確保について、診療所等や関係機関と連携し、調達方法及び備蓄についてあらかじめ協議し、必要事項を定める。あわせて、避難生活に必要な医薬品等の備蓄に努める。

9 災害医療に関する普及啓発、研修、訓練の実施

町は、一般住民に対する緊急蘇生法などの家庭看護、トリアージの意義やメンタルヘルスなどの災害時における医療救護、献血者登録等に関する普及啓発に努めるとともに、医療及び行政関係者に対する災害医療に関する研修・訓練の実施・参加を推進する。

10 災害救助法の適用による医療救護基準

災害救助法が適用された場合における医療救護の基準、医療の範囲、医療費、医療期間は、次のとおりである。

(医療救護基準)

- (1) 災害救助法を適用した場合の医療は、原則として救護班によって実施する。
- (2) 緊迫した事情や、やむを得ない場合は、病院又は診療所において実施する。

(医療の範囲)

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

(医療費)

- (1) 救護班による場合は、使用した薬剤又は治療材料及び医療器具の破損の実費
- (2) 一般病院、診療所において治療を受けた場合は、国民健康保険の診療報酬の額の以内
- (3) 施術者による場合は、協定料金の額の以内

(医療期間)

災害発生の日から14日以内

11 災害救助法の適用による助産の基準

災害救助法が適用された場合における助産の基準、期間、範囲、費用は、次のとおりである。

(基準及び期間)

災害発生の前後7日以内の分娩者で災害のため助産の途を失った者で、実施しうる期間は分娩した日から7日以内とする。

(助産の範囲)

- (1) 分娩の介助
- (2) 分娩前及び分娩後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の支給

(助産の費用)

- (1) 救護班による場合は、使用した衛生材料等の実費
- (2) 助産師による場合は、慣行料金の2割引以内の額

12 住民及び自主防災組織が実施すべき事項

住民及び自主防災組織は、医療救護を受けるまでの応急手当の技術の習得、軽度の傷病に対応できる医薬品等の備蓄に努める。

住民は、献血者登録に協力する。

第11節 防疫・保健衛生活動体制の整備

1 基本方針

災害の発生に伴う感染症の発生と流行を未然に防止するため、防疫体制を確立するほか、食品の衛生監視に係る総合的な体制を整備する。

また、複数の自治体にまたがる食中毒の集団発生時における広域情報緊急処理体制を構築する。

さらに、災害の発生に伴う被災者の健康保持のために必要な保健衛生活動を行うための体制を迅速に整備する。

2 実施体制

- (1) 町は、県の指導・指示に基づいて防疫活動を実施する。
- (2) 町のみでは実施が困難な場合は、隣接する市町及び県（保健所）の応援を得て実施する。

3 防疫・衛生活動

- (1) 災害発生時に直ちに防疫活動が実施できる体制を整備する。
- (2) 防疫実施計画を作成する。
- (3) 防疫用薬品の調達計画を作成する。
- (4) 住民が行う防疫活動及び保健活動について普及啓発を図る。

4 保健衛生活動

(1) 情報収集体制の整備

町は、災害時の保健衛生活動に必要な情報の迅速かつ正確な収集・連絡等を行うための体制整備に努めるほか、県においては、保健医療福祉調整本部会議を適宜開催し、保健医療福祉活動における情報共有等を行うものとする。

(2) 保健衛生活動に関する体制整備

町は、発災後迅速に保健師等による保健衛生活動が行えるよう体制を整備する。また、必要に応じ、保健師、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時保健衛生活動マニュアルの整備、研修、訓練の実施等体制整備に努める。

第12節 廃棄物等の処理

1 基本方針

災害の発生に伴う環境衛生を確保するため、し尿処理、ごみ処理及び災害廃棄物処理を行う体制を整備する。

2 し尿処理体制の確保

(1) 町の実施すべき事項

ア 被害想定に基づき発生する、し尿の応急処理体制を確保する。

イ し尿処理施設の選定及び仮設トイレ等の資機材を備蓄する。

(2) 住民が実施すべき事項

ア し尿の自家処理に必要な器具等を準備する。

イ 自主防災組織の清掃班を中心として、資機材の点検を行い、必要に応じ仮設トイレ等の設置場所を選定する。

3 ごみ処理体制の確保

(1) 町の実施すべき事項

ア 被害想定に基づき発生する廃棄物の応急処理計画を定める。

イ 住民及び自主防災組織に対し、廃棄物の応急処理方法、廃棄物を処理する上での役割分担を明示し協力を求める。

ウ ごみの臨時収集場所の選定及び清掃のための資材について準備する。

(2) 住民が実施すべき事項

ア ごみの自家処理に必要な器具等を準備する。

イ 自主防災組織の清掃班が中心となり、地域ごとに住民が搬出するごみ置場を選定するとともに、ごみ処理資材の準備をする。

4 災害廃棄物処理体制の確保

町は、あらかじめ町災害廃棄物処理計画を策定し、災害時に発生する災害廃棄物の処理体制の整備及び仮置場の確保に努めるものとし、県はその整備に協力する。

第13節 孤立地区対策

1 基本方針

毎年のように発生する台風災害や新潟県中越地震、東北地方太平洋沖地震や能登半島地震などでは、電気、電話、道路等のライフラインが寸断されたことで孤立地区が発生し、被害状況の把握や救援物資の輸送等の面で大きな課題を残した。

このため、町は孤立する恐れのある地区に衛星携帯電話や臨時ヘリポート等を整備するほか、大規模災害時の情報伝達や物資輸送の手段を確保するなど、迅速な応急対策を可能にする体制を整備するものとする。

2 町の活動

町は、県その他関係機関と互いに連携を図りながら、災害時の孤立地区発生に備え、次の措置を行うものとする。

(1) 孤立が予想される地域の事前把握

災害発生時に孤立が予想される地区を事前に調査し、実態の把握に努める。

(2) 孤立の危険性に関する住民への周知

孤立した場合に備え、当該住民に対して、平素から必要量の食料、飲料水の備蓄の推進、また、携帯ラジオ等の備え等を行うよう、広報紙等を通じて周知を図る。

また、住民同士の共助の能力を高めるため、負傷者の応急手当や高齢者介護の講習等を推進する。

(3) 外部との通信手段として、衛星携帯電話の配備やN T T西日本による特設公衆電話の事前設置、通信設備等の非常用電源の確保

町防災行政無線、衛星携帯電話の配備、通信設備等の非常用電源の確保に努める。

(4) 臨時ヘリポートの整備等による孤立時における緊急救出手段の確保

孤立した場合に、緊急に救出できるよう、臨時ヘリポートの整備など、緊急救出手段の整備を推進する。

(5) 孤立地域に対する集団避難指示の検討

孤立状況が長期化した場合、当該地区の住民に対して集団避難指示の実施基準等を検討する。

(6) 孤立を想定した食料等の備蓄

町は、地域の状況を把握した上で、孤立を想定した食料等の備蓄、また、備蓄倉庫の設置を推進する。

第14節 要配慮者の支援対策

1 基本方針

大規模災害発生時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等いわゆる要配慮者が犠牲になる場合が多い。

このため、町、県及び社会福祉施設管理者は、要配慮者の安全を確保するため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO・ボランティア等、国際交流協会等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有や情報伝達体制を整備するとともに、防災担当部局と福祉担当部局等が連携して、避難行動要支援者の個別避難計画の作成、避難誘導体制の整備、適切な避難行動に関する理解の促進、避難訓練の実施に努める。特に、町及び県は、障害の種類及び程度に応じて、障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、体制の整備に努めるとともに、障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実にを行うことができるよう、多様な手段による緊急の通報体制の整備にも努める。

また、町は、計画等の策定に当たっては、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女、国籍等のニーズの違い等に配慮する。

2 避難行動要支援者名簿の作成等

町は、町各関係課との連携の下、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）と協力して、平常時より、町内に居住する避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を作成するものとする。

(1) 名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、次の要件に該当する者とする。

- ア 要介護認定3～5を受けている者
- イ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く。）
- ウ 療育手帳Aを所持する知的障害者
- エ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- オ 町の生活支援を受けている難病患者
- カ 上記以外で避難支援の必要があると町長が認める者

(2) 名簿の記載事項

名簿には次の事項を記載し又は記録するものとする。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所

- オ 電話番号その他の連絡先
 - カ 避難支援等を必要とする事由
 - キ その他前号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項
- (3) 名簿作成に必要な個人情報及び入手方法
- ア 町は、名簿作成に必要な限度で、町が保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を内部で利用することができる。
 - イ 町は、名簿の作成のため必要があると認めるときは、知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。
- (4) 名簿の更新
- 名簿は、毎年1回、現状の把握を行い更新する。
- (5) 避難支援等関係者への名簿の提供
- 町は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、次に掲げる避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者の同意を得た上で、あらかじめ名簿情報を提供するものとする。
 - ア 八幡浜地区施設事務組合消防本部
 - イ 伊方町消防団
 - ウ 八幡浜警察署
 - エ 伊方町社会福祉協議会
 - オ 伊方町民生児童委員協議会
 - カ 自主防災組織の長及び担当者
- (6) 名簿情報の提供の保護と管理
- 町は、名簿情報の保護と提供に際しては、避難支援等関係者が適切な保護と情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - ア 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。
 - イ 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明するものとする。
 - ウ 名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導するものとする。
 - エ 名簿を必要以上に複製しないよう指導するものとする。
 - オ 名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で名簿を取扱う者を限定するよう指導するものとする。
 - カ 個人情報の適正管理について、避難支援等関係者と協議するものとする。
- (7) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- 町は、避難の必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をする場合、要配慮者に対して円滑かつ迅速な避難を確保するため、次のことに配慮するものとする。
 - ア 気象情報や災害関連情報を総合的に判断し、高齢者等避難を発令して早めの避難を促す。
 - イ 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるよう努める。
 - ウ 防災行政無線（戸別受信機）や広報車、緊急速報メール等、複数の手段を組み合わせる。

(8) 避難支援等関係者等の安全確保

避難支援等に際しては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であり、避難支援等関係者等は、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行うものとする。

3 個別避難計画の作成等

町は、町各関係課との連携の下、避難支援等関係者と協力して、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、名簿に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。また、同意を得ようとするときは、個別避難計画情報の提供について説明するものとする。

(1) 個別避難計画の記載事項

前2(2)名簿の記載事項のアからカまでの事項のほか、次の事項を記載し、記録するものとする。

ア 避難支援等関係者のうち、当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者（以下「避難支援等実施者」という。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 前号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(2) 個別避難計画作成に必要な個人情報及び入手方法

ア 町は、個別避難計画作成に必要な限度で、町が保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を内部で利用することができる。

イ 町は、個別避難計画の作成のため必要があると認めるときは、知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。

ウ 町は、避難支援等を実施する上で配慮すべき心身に関する事項などについては、避難行動要支援者本人や家族、関係者から情報を把握する。

(3) 個別避難計画の更新

避難行動要支援者の心身の状況等の変化に合わせ、本人や家族からの申し出のほか、民生児童委員による見守り活動などにより、随時更新する。

(4) 避難支援等関係者への個別避難計画の提供

町は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意を得た上で、あらかじめ個別避難計画情報を提供するものとする。

(5) 個別避難計画情報の提供の保護と管理

町は、個別避難計画情報の保護と提供に際しては、避難支援等関係者が適切な保護と情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。

イ 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明するものとする。

- ウ 個別避難計画については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導するものとする。
 - エ 個別避難計画を必要以上に複製しないよう指導するものとする。
 - オ 個別避難計画の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で個別避難計画を取扱う者を限定するよう指導するものとする。
 - カ 個人情報の適正管理について、避難支援等関係者と協議するものとする。
- (6) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- 町は、避難の必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をする場合、要配慮者に対して円滑かつ迅速な避難を確保するため、次のことに配慮するものとする。
- ア 気象情報や災害関連情報を総合的に判断し、高齢者等避難を発令して早めの避難を促す。
 - イ 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとり的確に伝わるよう努める。
 - ウ 防災行政無線（戸別受信機）や広報車、緊急速報メール等、複数の手段を組み合わせる。
- (7) 避難支援等関係者等の安全確保
- 避難支援等に際しては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であり、避難支援等関係者等は、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行うものとする。

4 避難体制の確立

- (1) 避難誘導については、本章第3節「自主防災組織の防災対策」に定めるとおり、自主防災組織の整備を行い、その活動の中で避難誘導を行う役割の班等を設けて対処するが、津波災害など特に迅速性が重要なため、避難行動要支援者及び関係者からの意見を踏まえながら、近隣住民による避難誘導體制の整備に努める。
- (2) 町は、避難支援等関係者の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報及び個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずるとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。
- (3) 町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。
- (4) 町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。
- (5) 町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所等へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。
- (6) 指定避難所や避難路の指定に当たっては、地域の特性を踏まえるとともに、要配慮者、身体

障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障害を含む。）、難病患者、妊産婦及び乳幼児、病弱者等避難生活に特別の配慮を要する者のための福祉避難所の設置を進めるほか、言語、生活習慣、防災意識等の異なる外国人への対策を講ずるなど、要配慮者の利便性や安全性にも十分配慮する。

5 防災教育・訓練の充実

要配慮者が自らの対応能力を高めるために、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

訓練には、要配慮者が参加できるよう環境の整備を推進するものとし、要配慮者救助訓練等を行うものとする。

6 要配慮者の措置

町は、要配慮者自身が介護方法、医療データ（通院先、常備薬等）、日常生活に必要な用具、補装具、特定の医療品等の入手方法、非常時の連絡先等を記したものを携帯するように助言を行う。

7 社会福祉施設等管理者の活動

町は、伊方町社会福祉協議会、伊方社会福祉協会等の管理者と連携して、次の体制の整備を図る。

- (1) 災害の発生に備え、あらかじめ施設内の自主防災組織等の整備、動員計画や緊急連絡体制等の確立
- (2) 災害に備え、町の協力を得て、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間の緊急連絡体制の整備・強化
- (3) 災害時に施設利用者が適切な行動をとれるための防災教育の実施
- (4) 利用者の実態に応じた防災訓練の定期的な実施
- (5) 災害時に施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄
- (6) 予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備
- (7) 介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画の作成

第15節 広域応援体制の整備

1 基本方針

町は、大規模災害が発生した場合に、円滑な広域応援活動が行えるよう、あらかじめ相互応援及び広域一時滞在に関する協定を締結するとともに、実効性の確保に留意して具体的な応援活動を実施できる体制を確立しておくものとする。

町は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。

協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

また、町は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

2 全県的な消防相互応援体制の整備

知事、県内の全市町長及び消防機関の長が締結している「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」の具体的な運用については、「愛媛県消防広域相互応援計画」の定めるところによる。

「愛媛県消防広域相互応援協定」・「愛媛県消防団広域相互応援協定」及びその他協定は、資料編のとおりである。

- 資料編・愛媛県消防広域相互応援協定書
- ・愛媛県消防団広域相互応援協定
 - ・愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定書
 - ・南予地区広域消防相互応援協定書
 - ・大洲・西予市・八幡浜地区消防相互応援協定書

3 全県的な防災相互応援体制の整備

町長は、消防以外の分野について、他の市町に対する応援を求める場合を想定し、あらかじめ全県的な防災広域相互応援協定を締結するよう努めるとともに、具体的な運用を定めたマニュアルを整備する。

町と県が締結している協定等は、次のとおりである。なお、平成31年2月に県・市町連携により構築された人的な総合応援体制（県内市町間のカウンターパート方式）について更なる関係性を構築することにより実効性の確保に努める。

協 定 名	応援の種類	応援要請の手続
災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定 ＊平成28年2月17日締結 ＊令和3年2月16日改定 災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定に基づく運用マニュアル ＊平成28年8月2日策定	(1) 食料、飲料水その他の生活必需物資の供給及びそれに必要な資機材の提供 (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資・資機材の提供 (3) 救援活動に必要な車両等の提供 (4) 応急復旧等に必要な職員の派遣 (5) 被災者を一時収容するための施設の提供 (6) 被災市町に代行しての情報の発信 (7) 前各号に定めるもののほか、被災市町から特に要請のあった事項	応援を要請しようとする被災市町は、次に掲げる事項を明らかにして、県に要請するものとする。 (1) 災害の状況 (2) 応援を求める項目（物資・資機材については数量等、人的応援については職種、人数等） (3) 応援を求める期間及び場所 (4) その他必要な事項

4 受援計画の策定・運用

町は、大規模災害が発生した場合に、自衛隊・消防・警察などの救助機関等や食料・飲料水・生活必需品等の物資を円滑に被災地や被災者へ届けるため、支援受入の基本的な体制や手順等について定めた受援計画を、「愛媛県広域防災活動要領」（愛媛県受援計画）を参考にして策定する。

策定した町受援計画は、訓練等を通じて実効性を高めるとともに、防災を取り巻く状況及び知見の変化、自治体及び関係機関の防災体制の変更等に応じ、柔軟に見直しを行う。

町及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できるホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

また、町及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努める。

第16節 資材・機材等の点検整備

1 基本方針

町保有の災害応急用資材、機材並びに施設が災害時にその機能を有効使用できるよう、常時、点検整備を行う。

2 点検整備を要する資材・機材

次表に掲げるとおりであるが、町は計画的な備蓄・整備に努め、また、不足するものについては、調達できる体制を構築しておくものとする。

・水防用備蓄資材、機材	・食料及び飲料水	・救助用衣料等生活必需品
・救助用医薬品及び医療器具	・防疫用薬剤及び用具	・防雪用機械
・警備用装備資機材	・通信機材	・災害対策用資機材
・油災害対策用資機材	・給水用資機材	・消防用資機材
・その他電気、ガス、水道、交通施設等復旧に必要な資機材		

3 実施主体又は実施時期

点検整備は、資材・機材等を保有する機関（課等）がそれぞれ行うものとし、その実施時期は、定期的な点検とともに、訓練時、災害発生期等、使用する時期に併せて行う。

飲料水、食料等保存期限のあるものについては、保存期限を考慮し、訓練に使用するなどして、確実に更新を行うものとする。

4 点検整備実施内容

点検整備は、次のことに留意して実施する。

(1) 資材・機材

- ア 規格ごとの数量の確認、不良品の取替え
- イ 薬剤等については、効果の測定
- ウ その他必要な事項

(2) 機械類

- ア 故障、不良箇所の有無の点検整備、不良部品の取替え
- イ 機能試験の実施
- ウ その他必要な事項

5 留意事項

- (1) 実施結果を記録する。
- (2) 資機材等に故障等の不良箇所が発見された場合は、直ちに修理等の措置を講ずる。
- (3) 数量に不足が生じている場合は、補充の措置を講ずるか、又は確実、迅速に調達できる体制を整備する。

第17節 情報通信システムの整備

1 基本方針

町、県及び防災関係機関は、災害時における情報通信の重要性に、平常時から災害の発生に備え、災害情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう、情報通信システムの高度化及び多重化を図るほか、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

特に、効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sの活用など、デジタル技術の活用に取り組むものとする。

また、災害時において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮し、平常時より他機関等の通信手段が利用できるよう代替ルートについて検討しておくとともに、愛媛県非常通信協議会との連携に努めるものとする。

2 情報収集・連絡体制の整備

町及び防災関係機関は、大規模災害時において迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるよう、平常時から情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための情報収集・連絡体制の明確化による体制の確立に努めるものとする。その際、夜間休日等の勤務時間外においても対応できるように配慮するものとする。

また、通信が途絶している地域で、派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるとともに、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や、重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施すること。

(1) 町の役割

ア 町防災行政無線等、多様な通信手段の整備を図るとともに、運用管理に努めるものとする。

イ 被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員確保体制の整備に努めるものとする。

ウ アマチュア無線の活用体制の整備に努めるものとする。

エ 孤立地区対策として町防災行政無線による連絡体制のほか、衛星携帯電話や臨時ヘリポートの整備に努める。

オ 被災者等への情報伝達手段として、公衆無線LAN環境や、携帯電話による要配慮者にも配慮した多様な通信手段の整備に努めるものとする。

(2) 防災関係機関の役割

ア 愛媛県非常通信協議会と連携し、毎年、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施するよう努める。

イ 被災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員確保体制の整備に努める。

ウ 災害時に有効な衛星携帯電話等移動通信系の整備を図る。

エ N T Tの災害時優先電話等の配備について確認するとともに、その取扱い、運用方法等の習熟に努める。

オ 電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

3 通信施設の整備

町は、防災上重要な通信施設、設備等については、次により点検、整備等を行い、災害応急対策の円滑な実施を確保するものとする。

また、被災者等への情報伝達手段として、特に町防災行政無線（戸別受信機も含む。）の整備を図るとともに、携帯電話を含め、要配慮者にも配慮した多様な通信手段の整備に努める。

- (1) 通信施設（予備電源、非常用電源設備を含む。）を点検するとともに、動作状態を確認し必要な措置を講ずる。
- (2) 充電式携帯無線については、完全充電を行うとともに、予備電池を確保するなど、適正な維持管理に努める。
- (3) 非常用電源設備を整備するとともに、高潮や浸水が予想される地域にある施設は、通信機及び非常用電源設備の高所への移設設置等必要な措置を講ずる。
- (4) 中継局には定期的に保守要員を派遣し、点検を行い、必要に応じて待機させる体制を整える。

4 防災情報システムの拡充整備

(1) 町の対応

大規模災害の発生に備え、防災対策上特に重要な役割を担う情報収集・連絡体制及び初動体制を確保するため、通信のデジタル化と相互接続により、地上無線回線、衛星回線、有線回線など多様な通信回線をシームレスで利用できる防災通信システムを構築するとともに、消防防災ヘリコプターテレビ電送システム、固定カメラ等による被災地映像や四国地方整備局からの映像情報の収集などにより、迅速かつ的確な応急対策活動が実施できるよう、防災情報システムの拡充整備に努め、防災関係機関との防災情報の共有化を推進する。

(2) 住民の対応

防災関係機関からの防災情報について、情報収集手段の確保に努める。

5 各種情報システムデータのバックアップ保管

町は、各種情報システムについて、風水害等の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するほか、重要データの複製を遠隔地に保管する措置の導入に努める。

第18節 ライフライン災害予防対策

1 基本方針

上下水道、電気、ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動に支障をきたすとともに、避難生活環境の悪化等をもたらすことから、ライフラインにおける災害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるため、町及び関係機関は次の事業を実施するものとする。

また、ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を実施する。

2 水道施設（町上下水道課、南予水道企業団）

本町の水道は、南予水道用水供給事業により野村ダムから導水しているため、町は、南予水道企業団と連携し、風水害によって被災する箇所が生じても、それによって給水システム全体の機能が麻痺することのないよう水道施設の耐災害性強化（停電対策を含む。）を図るとともに、被災した場合であっても早急に復旧を行うため、次の措置を行うものとする。

- (1) 応急給水及び応急復旧活動に関する行動指針の策定
- (2) 災害時の住民への広報体制及び情報伝達手段の整備
- (3) 水道施設の広域化を推進し、水源の多元化、施設の多系統化、施設間の連絡管等の整備促進
- (4) 他の市町や事業者等と災害援助協定を締結するなど、相互協力体制の整備
- (5) 応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄のほか、その調達を迅速かつ円滑に行う体制の整備

3 下水道施設（町上下水道課）

下水道施設の機能停止は一時的なものであっても生活者に多大の影響を与えるため、町は、特に重要な管渠、終末処理場、ポンプ場等について整備を促進するものとする。

また、下水道施設が損傷を受け、下水処理が不能となった場合であっても、その早急な復旧が可能な下水道施設の整備を図るとともに、系統の多重化、代替施設の整備等による代替性の確保に努めるものとする。

また、豪雨の発生が予想される場合には、ポンプ場等の適切な操作を行うとともに、ポンプ場等の適切な操作を行うためのマニュアルの作成、人材の養成を行う。

4 電力施設

電気事業者は、災害を未然に防ぐため、日常の保守点検等により施設の機能維持を図るとともに、施設の新設・改良の際には、設計・施工に留意するものとする。

(1) 電力施設の災害予防措置

各設備とも、施設の新設・改良の際には、「建築基準法」及び「電気設備の技術基準」等により各種災害対策を考慮するとともに、過去に発生した災害及びこれに伴う被害の実情等を加味するなど、設計・施工に留意するものとする。

(2) 災害復旧用設備

電力施設の災害復旧を円滑に行うため、必要に応じて移動用発電設備等を整備するものとする。

(3) 電気事故の防止

ア 巡視・点検・調査等

電気設備を法令に定める技術基準に適合するよう保持し、さらに事故の未然防止を図るため、電気工作物の巡視点検並びに調査を行い、保守の確保を図るものとする。

イ 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊・折損等による公衆感電事故や電気災害を未然に防止するため、住民に対し必要な広報活動を行う。

(4) 要員の確保

夜間、休日に災害発生のおそれのある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象・地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備えるものとする。

(5) 復旧資機材の確保

ア 災害に備え、平常時から復旧用資機材、工具、消耗品の確保に努めるものとする。

イ 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備えるものとする。

5 電信電話施設

西日本電信電話株式会社は、災害時においても可能な限り電気通信を維持し、重要通信を疎通させるよう平素から設備自体を強固にし、信頼性の高い通信設備を構築するとともに、防災対策の推進と防災対策の確立を図る。

(1) 防災体制の確立

ア 防災対策組織の編成

災害の発生又は発生のおそれがある場合は、非常事態の情勢に応じた体制で対処するとともに、非常態勢に対応する災害対策組織をあらかじめ編成しておき、情勢に応じた体制の運用を行う。

また、災害対策本部等に必要の要員については、非常招集伝達の経路、交通機関の運行状況等を勘案し、短時間に可能な限り必要要員を確保するものとする。

イ 防災に関する社外機関との協調

応急対策活動が効果的に講じられるよう、国、県及び町並びにその他社外防災関係機関と密接な連携を保ち、相互協力に努める。

ウ ライフライン事業者との協調

電力、燃料、水道等のライフライン事業者と協調し、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。

(2) 防災に関する教育及び総合防災訓練への参加

災害が発生又は発生のおそれがある場合において、社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行するため、社内において防災に関する教育及び訓練を実施するとともに、町及び県等が主催する総合的な防災訓練に積極的に参加、協力を行うものとする。

(3) 電気通信設備等に対する防災対策

ア 電気通信設備等の高信頼化

- (ア) 豪雨、洪水、高潮等のおそれがある地域の電気通信設備等について、耐水構造化を行う。
- (イ) 暴風又は豪雪のおそれのある地域の電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行う。
- (ウ) 火災に備えて、主要な電気通信設備等について、耐火構造化を行う。

イ 電気通信システムの高信頼化

- (ア) 主要な伝送路を多ルート構成あるいはループ構成とする。
- (イ) 通信ケーブルの地中化を推進する。
- (ウ) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

(4) 重要通信の確保

災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備するとともに、常時疎通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。

また、災害時には、設備の状況を監視しながらトラフィックコントロール（通信制限）を行い、電気通信の疎通を図り、重要通信を確保する。

(5) 災害対策用機器及び車両の配備

ア 通信の全面途絶地域、指定避難所等との通信を確保するため衛星通信無線車、災害対策用無線機、移動無線車等を配備する。

イ 所内通信設備が被災した場合、重要通信を確保するため、代替交換装置として非常用交換装置を広域配備する。

ウ 災害時の長時間停電に対して、通信用電源を確保するため、主要局に移動電源車を配備する。

エ 所外通信設備が被災した場合、応急措置として、各種応急ケーブル及び特殊車両等を配備する。

(6) 建物、鉄塔等の耐震診断の徹底と対策実施

ビル、鉄塔等の診断及び補強を実施するとともに、建物内の情報システムや端末の耐震対策を実施するものとする。

(7) ネットワークの信頼性と柔軟性の確保

共通線、クロック回線等ネットワークの神経回線の2ルート化の推進及び回線増設等が柔軟にできるような対策を実施するものとする。

6 ガス施設

液化石油ガス販売業者は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づき、災害によって被災した家屋等においても、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、常日頃から消費者に対し次の対策を講ずるとともに、緊急時の連絡体制及び緊急資機材の整備を図る。

町は、販売業者が実施する対策等に対して協力をする。

(1) 災害対策としての日常業務

液化石油ガス販売業者は、災害に対して的確な対応を行うため、日常の事業活動の中で以下の取組みに努める。

- ア 災害時の緊急事態に備え、従業員の非常招集方法等について、あらかじめ定めておく。
- イ 顧客リストや配管図面等について、整備は当然のこと、保管体制の周知徹底を図り、どのような状況においても速やかに活用できるよう心掛ける。
- ウ 保安業務用機器並びにラジオ、携帯電話等情報収集機器を整備する。
- エ 通常時から消費者に災害発生時にとるべき対応についての啓発を図っておく。

(2) 災害に有効な設備対策

液化石油ガス販売業者は、日常の事業活動の中で以下の取組みに努める。

- ア S型保安ガスメータの設置
- イ ガス放出防止器等の設置
- ウ 業務用設備に対する耐震連動遮断装置の設置
- エ 容器転倒防止対策の徹底強化
- オ 高・低圧ホースの使用
- カ 燃焼器用ホースの使用
- キ 可能な限り露出配管での施工
- ク 可とう性に優れた配管材料の選定と施工
- ケ その他有効な設備対策

7 廃棄物処理施設

(1) 廃棄物処理施設の補修体制の整備

町は、被災して一時停止した一般廃棄物処理施設等を修復・復旧するための点検手引きをあらかじめ作成する。

さらに、ごみ焼却施設、し尿処理施設、最終処分場等の廃棄物処理施設が被災した場合に対処するため、修復・復旧に必要な資機材等の備蓄に努める。

(2) 施設整備時の留意点

廃棄物焼却施設は、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

第19節 公共土木施設等の災害予防対策

1 基本方針

道路、海岸、河川、農林業等の各種公共土木施設等は、ライフラインとともに、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであるため、各施設管理者は、それぞれの施設の目的に応じた整備促進に努めるとともに、応急復旧対策用人員及び資機材の確保と運用に係る体制の整備を図るものとする。

2 道路施設等

(1) 避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路の確保

道路交通の確保は、災害時において、避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧など応急対策活動を実施する上で重要不可欠であり、必要に応じて区間を指定して道路の占有の禁止又は制限を行う。

本町においては、資料編に示す道路が県により緊急輸送道路に指定されており、災害時には道路管理者により優先して啓開が行われるものとなっている。

また、町は、災害対策本部、救援物資の集積場所、ヘリポート等応急対策活動拠点を結ぶ町道の防災対策及び改良整備を促進し、緊急輸送ネットワークを形成し、諸活動の円滑化に努めるものとする。

資料編・緊急輸送道路

(2) パトロール等防災点検の実施及び改良整備

ア 道路管理者は、平常時から定期的にパトロール等防災点検を実施し、危険箇所等の確認を行う。通常のパトロール等においても目視等による点検を実施する。

イ 道路管理者は、防災点検等により道路法面の崩壊、路面の損壊、道路附属施設の倒壊等の被害が予想される危険箇所及び未改良区間については、緊急度の高い箇所及び路線から順次、防災対策や改良整備を実施する。

(3) 道路の冠水事故防止対策の実施

道路管理者は、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努める。

(4) 道路通行規制等の実施

道路管理者は、異常気象等により道路の通行が危険であると想定される場合の道路通行規制に関する基準等を定め、必要に応じて通行規制等の措置を行う。

(5) 道路施設の長寿命化対策

道路管理者は、道路施設の劣化状況の把握や将来予測を行い、長寿命化計画を作成・実施し、その適切な維持管理に努める。

3 河川管理施設

町及び他の河川管理者は、豪雨等による河川堤防の決壊に配慮した河川改修等治水事業を実施し、河川管理施設の整備促進に努めるものとする。

4 港湾・漁港施設

(1) 港湾施設

風水害が発生した場合における被害の拡大を防ぐとともに、既存施設の安全性を把握するため、計画的に点検を実施し、その結果に基づき緊急性の高い箇所から防災対策を実施するとともに、施設管理者に整備を要請する。

また、近年の高波被害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。

港湾管理者は、港湾における高潮・高波・暴風リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた 防災・減災対策を推進する。

港湾管理者は、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者に情報共有することにより連携を強化する。

港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衝工の設置を検討する。

(2) 漁港施設

漁港漁村において、暴風、高潮等による被害を防ぎ、また、避難・救援を迅速かつ適切に行えるよう、漁港施設、避難路、避難広場等の整備を計画的に行い、災害に強い漁港漁村づくりを推進する。

また、災害時の海からの緊急輸送の確保及び漁船の海上災害予防のため必要な漁港施設の整備を図るとともに、防災上重要な施設の点検整備、漁船の海難防止、漁家及び一般住民の防災意識の普及等の実施又は指導を行う。

5 農地、農業用施設

(1) 農地

町は、集中豪雨等による被害の発生を未然に防止するため、危険予想箇所の把握に努めるとともに、農業農村整備事業等により基盤整備を行う。

(2) 農業用施設

町は、集中豪雨等による被害の発生を未然に防止するため、防災パトロール等を通じて危険箇所の把握に努めるとともに、農業農村整備事業等により基盤整備及び農地防災施設の整備を行う。

また、農林道については、県の指導の下に、林道網や作業道などの整備事業や危険箇所の改良・舗装事業を実施する。

(3) 愛媛県農村地域防災減災対策推進協議会の活動

県・市町・県土地改良事業団体連合会で構成する「愛媛県農村地域防災減災対策推進協議会」により、農村地域における防災減災対策並びに農地・農業用施設等の災害復旧について、適切かつ円滑な取組みを推進し、農村地域の安全性の向上を図る。

第20節 建築物災害予防対策

1 基本方針

風水害や大火災等による建築物の被害を予防するため、町は、次の対策を積極的に推進する。
また、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。

2 土地利用等に関する指導

- (1) 湿潤な土地、出水のおそれの多い土地に建築物を建築しようとする者に対し、安全上必要な措置を講ずるよう指導する。
- (2) 災害危険区域等のがけ地に近接して住宅を建築しようとする者に対し、安全上必要な措置を講ずるよう指導する。

また、がけ地崩壊により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある地域の危険住宅については、「がけ地近接等危険住宅移転事業」の補助制度を活用し、移転を促進する。

- (3) 県は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、宅地造成及び特定盛土等規制法の許可対象で違反がある不法盛土等については、速やかに監督処分を行うとともに、規制区域指定前に着手している危険盛土等については、改善命令等の行政処分による災害を防止するために必要な措置を行うものとする。さらに、県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要となった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

3 災害危険区域の指定及び周知

- (1) 県は、土砂災害警戒区域等の指定を行い、住民に対する危険箇所の周知や警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。
- (2) 県は、土砂災害警戒区域等の情報の周知を図るとともに避難方法、指定緊急避難場所などの警戒避難体制の整備について町に対し助言を行うほか、土砂災害警戒情報等の土砂災害関連情報を住民に提供する土砂災害情報相互通報システムの維持・管理・充実に努める。
- (3) 町は、作成した防災マップの活用、自主防災組織の周知など、あらゆる方法、機会を通して住民に対して周知を図る。

4 災害リスクの評価

町は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、地方公共団体は、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

5 公共建築物の安全性の向上

公共建築物は、不特定多数の者に利用される施設であると同時に、災害時には避難所あるいは災

害対策活動の拠点として利用される施設である。このため、町は、次の措置を講ずる。

(1) 施設の点検・整備

定期的に施設の点検・整備を実施し、対策の必要な施設・箇所については、その修理、改修を推進する。

(2) 設備等の整備推進

大規模災害に備えて、計画的に庁舎、避難収容施設等に、備蓄倉庫、耐震性防火水槽の設置、非常用自家発電機等の整備を図る。

(3) 連絡手段の構築

災害時に庁舎や避難収容施設等へ迅速に連絡が図れるよう、重要施設への防災行政無線等の連絡手段の配備、災害時優先電話の登録等を推進する。

6 工作物等の改修補強

町は、建築物の外装材（屋根、外壁、窓等）、看板等については、落下防止のための施工技術の向上、改修補強等を指導する。

第21節 文化財の災害予防対策

1 文化財の災害予防対策

風水害や火災等による文化財への被害を予防するため、また被害を最小限にとどめるため、文化財の所有者、管理責任者又は管理団体（以下「所有者等」という。）は、必要な次の対策を講ずるものとし、町教育委員会は、県教育委員会の協力を得て所有者等に対して適切な指導助言を行うものとする。

- (1) 文化財及び文化財が収蔵されている建築物の補強工事の実施
- (2) 文化財の所在場所の確認、文化財台帳の作成、情報の共有化
- (3) 日常の点検及び部分的・応急的な補修の実施
- (4) 避難方法・避難場所の設定
- (5) 災害時における連絡体制、関係機関に対する通報体制の確立
- (6) 文化財防火デー（1月26日）や文化財保護週間（11月1日～7日）等に合わせた防災訓練の実施

第22節 高潮災害・水害の予防対策

1 基本方針

豪雨による河川等の氾濫又は高潮等の水害の発生を予防するため、危険地区の把握を行うとともに、災害発生原因を制御し、災害を防除するための防災事業の実施を図る。

2 治水対策

河川改修事業、砂防及び地すべり防止事業、海岸保全事業を積極的に進め、又は関係機関に要請し、土砂流出、高潮等の水害の防止に努める。

また、農業用排水路工作物の管理団体は、当該施設の点検と所要の予防対策を行うものとする。

町は、浸水想定区域の指定を受けた場合は、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難施設その他の避難場所等、避難訓練の実施に関する事項、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるとともに、水防法第15条の規定に基づき、浸水想定区域内に次に掲げる施設で、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時に浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合は、その施設の名称及び所在地を地域防災計画に明記するとともに、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定め、住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。

さらに、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

3 砂防対策

砂防施設の整備については、土砂災害警戒区域等を対象に砂防堰堤、溪流保全工などの防止施設を重点的に整備し、土石流等による災害防止工事の実施を関係機関に要請するものとする。

なお、指定を受けた土砂災害警戒区域等についての警戒避難体制等に関しては、本編第2章第23節「地盤災害予防対策」を準用する。

(1) ハード対策

危険箇所のうち、次に掲げるものについて重点的に事業（ハード対策）を展開するよう、県に要請する。

ア 保全人家30戸以上の箇所

イ 高齢者福祉施設、保育所等の要配慮者利用施設が存在する箇所

ウ 幹線道路等に隣接する箇所

エ 災害時に重要となる緊急輸送道路をはじめ、地域の避難道路や避難場所が存在する箇所

オ 土砂災害により甚大な被害を受けた場合、再度、災害防止のための緊急防災対策を要する箇所

以上のほか、その他の箇所であっても風水害等によって荒廃を生じ、土砂災害を防止する必要があると認められるものは、適宜対応するよう働きかける。

(2) ソフト対策

総合的な土砂災害対策を推進するためのソフト対策として、次のことを実施する。

- ア 土砂災害情報相互通報システムの維持・管理・充実に努める。
- イ 伝達された土砂災害警戒情報の住民への周知徹底を図る。
- ウ 土砂災害警戒区域等（指定予定箇所を含む。）の公表等を通じて、住民への危険な箇所の周知徹底を図る。
- エ 町は県が土砂災害防止法に基づき実施した基礎調査結果の公表を行い、土砂災害の危険性を住民に周知する。
- オ 指定された土砂災害警戒区域において、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等を推進する。

県から土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定された場合は、町地域防災計画において警戒区域ごとに以下の情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を促進するため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、期限を定めて避難確保計画を作成することを求めるなどの指示を行い、指示に従わなかった場合はその旨を公表することができる。

なお、要配慮者利用施設を新たに町地域防災計画に位置付ける際等には、施設管理者等に対して、土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上に努める。

- (ア) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- (イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (ウ) 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- (エ) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- (オ) 救助に関する事項
- (カ) 警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- (キ) 土砂災害警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。
- (ク) 土砂災害警戒区域をその区域に含む場合は、町地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した印刷物の配布等により住民に周知する。

4 高潮対策

本町は、四国の西端に突き出た佐田岬半島に位置し、南は宇和海、北は伊予灘に面している。したがって、海岸に沿って走っている県道や町道などは、高潮が発生した場合には、多くの箇所が被害を受け通行不能になる危険性がある。町は、高潮被害を軽減するため、総合防災マップに高潮に関する情報を追記し、警戒・避難を中心とする防災体制の強化を図る。

また、海岸堤防等の決壊を防ぎ、風浪等による被害を未然に防止するため、関係機関に愛媛県海岸保全基本計画に基づく海岸保全施設の整備を要請するとともに、台風時及び台風通過後において海岸保全施設等の被災状況を調査し、県に報告するものとする。

5 小型船舶の事前避難

- (1) 船舶の所有者等に対して、台風情報等によりあらかじめ危険が察知される時は、遭難防止のために出航を見合わせる等の措置を徹底させるものとする。
- (2) 漁業協同組合は、出漁中の事故防止のために、警報発令時における出漁中止、出漁漁船の帰港等について、自主避難体制を確保し、無線通信による警告、標識による警告等所要の対策をとるものとする。

第23節 地盤災害予防対策

1 基本方針

地すべり、山崩れ、崖崩れ等による災害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるため、危険区域の把握を行い、災害を防除するための防災事業を実施するものとする。

2 地すべり等防止施設の整備

町は、風水害等により、災害の発生が予想される土砂災害警戒区域等や、山地災害危険地区について、ポスター、チラシ、各種広報紙等により防災知識の普及を図るとともに、人家や緊急輸送道路をはじめとする避難路や避難場所を保全する箇所等について優先的に防災施設の整備等の土砂災害対策事業を推進するほか、土砂災害警戒区域等（指定予定箇所を含む。）における警戒避難体制の整備を行う。

土砂災害発生時には、各防止施設に異常がないか点検パトロールを行うなど、二次災害を防止する体制を整備する。

(1) 地すべり対策

ひとたび地すべりが発生すると、多くの人家、農耕地、公共施設などに被害を与える直接被害にとどまらず、その後の降雨等により重大な二次災害の発生が予想されるため、地すべり防止区域のうち、滑動が著しい地区の防止工事を重点的に実施するなど、災害防止に必要な地すべり防止の諸施策を実施する。

(2) 砂防対策

砂防指定地（土石流などが到達するおそれのある下流部に存在する人家や公共施設などを守るため、また流域における荒廃地域を保全する区域）に対しては、区域内の行為を制限するとともに、危険度の高い箇所から砂防堰堤工、溪流保全工などの防止工事を重点的に実施するなど、土石流等による災害の防止対策を実施する。

(3) 急傾斜地崩壊対策

危険区域（急傾斜地の崩壊により人的被害が発生するおそれのある区域）に対しては、区域内の行為を制限するとともに、危険度の高い箇所から積極的に防止工事を実施する。

(4) 土砂災害警戒区域等（指定予定箇所を含む。）における警戒避難体制の整備

町は、県と連携して、土砂災害警戒区域等（指定予定箇所を含む。）の情報の周知徹底を実施するとともに、避難方法、避難場所などの警戒避難体制の整備を図るものとする。なお、平常時から住民に土砂災害警戒情報等の土砂災害関連情報を提供するシステムの維持・管理・充実に努める。また、町は、地域の土砂災害警戒区域等や指定避難所等を網羅した総合防災マップを作成し、住民へ周知する。

(5) 土砂災害警戒区域等の指定促進等

町は、県が実施した土砂災害防止法に基づく基礎調査結果の公表を行い、土砂災害の危険性を住民に周知する。さらに、指定を受けた土砂災害警戒区域等について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を県等関係機関と連携して推進するものとする。

土砂災害警戒区域の指定を受けた町は、町地域防災計画において警戒区域ごとに以下の情報伝

達、予警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を促進するため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、期限を定めて避難確保計画を作成することを求めるなどの指示を行い、指示に従わなかった場合はその旨を公表することができる。

なお、要配慮者利用施設を新たに町地域防災計画に位置付ける際等には、施設管理者等に対して、土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上に努める。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

オ 救助に関する事項

カ 警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

キ 土砂災害警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

ク 町長は、町地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設、その他の避難場所及び避難路、その他の避難経路に関する事項、その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した印刷物の配布等により住民に周知する。

資料編・土砂災害警戒区域

・土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設一覧

3 農地保全

風水害等の異常な自然現象に際し、崩壊の危険のある農地農業用施設の保全を図る。

4 治山事業の実施

(1) 林地の保全に係る治山施設の設置を関係機関に積極的に要請することによって、流域の保全及び土砂崩壊等による災害の防止を推進する。

(2) 荒廃地及び荒廃の兆しのある山地災害危険地区のうち地況、林況、地質特性、保全対象等から判断し、緊急を要するものから山腹工事の実施を関係機関に要請する。

資料編・砂防指定地一覧

第24節 海上災害予防対策

1 基本方針

海上における災害を予防するため、町は、県、他市町又は国の機関と連携し、災害の予防措置を実施するものとする。

2 町、県等関係機関の活動

町、県、八幡浜警察署、八幡浜地区施設事務組合消防本部、第六管区海上保安本部松山海上保安部及び宇和島海上保安部は、互いに連携を図りながら、次に掲げる災害予防活動を実施するものとする。

(1) 関係機関相互の協力体制の確立

日頃から情報交換を密にするとともに、海上災害を想定した防災訓練の実施・参加等を通じて関係機関相互の緊密な協力体制の確立に努める。

(2) 訓練の実施

単独又は合同で防災に関する訓練を積極的に実施し、防災能力の維持・向上に努める。

(3) 防災思想の普及及び高揚

単独又は合同で防災に関する広報、教育の積極的な実施を図り、関係者や住民に対する防災思想の普及・高揚に努める。

(4) 資機材等の整備

各機関は、海上災害発生時に迅速に対応できるよう、応急対策活動に必要な船舶、車両、通信機器、流出油防除資機材等の整備に努めるとともに、調達体制の確立を図る。

(5) 調査研究

防災に関する資料の収集及び調査研究を定期的に行うとともに、調査研究成果について関係機関へ情報提供を行い、情報の共有化を推進する。

3 排出油等の防除に関する協議会の活動

松山地区排出油等防除協議会及び宇和海地区大量排出油等防除協議会は、松山海上保安部又は宇和島海上保安部の指導の下、次に掲げる災害予防活動を実施するものとする。

(1) 関係機関の協力体制の確立

日頃から情報交換を密にするとともに、海上災害を想定した防災訓練の実施及び参加等を通じて、機関相互に緊密な協力体制の確立に努める。

(2) 流出油防除資機材及び通信機器等の整備

各機関は、オイルフェンス、吸着材、油処理剤等の流出油防除資機材及び防災行政無線の整備促進に努める。

(3) 訓練の実施

大規模な海上流出油災害を想定した訓練を積極的に実施し、防災能力の維持・向上に努める。

第25節 危険物施設等の災害予防対策

1 基本方針

火薬類、高圧ガス、石油類等の危険物による災害を防止するため、八幡浜地区施設事務組合消防本部と連携し、次の対策を実施し、防災機能の強化を推進するものとする。

2 予防査察等の強化

町及び八幡浜地区施設事務組合消防本部は、火薬類、高圧ガス、石油類等の製造所、販売所、貯蔵所等の施設並びに消費場所に対し、火薬類取締法、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保全の確保及び取引の適正化に関する法律及び消防法等の規定に基づく保安検査、立入検査を実施し、基準適合状況を確認するとともに、あわせて危険予防の指導を行い、自主保安体制の確立を図る。

3 予防教育の徹底

八幡浜地区施設事務組合消防本部は、次の事項を行うものとする。

- (1) 危険物の製造所、販売所、貯蔵所等及び消費場所の作業主任者、保安係員、保安監督者及び取扱者に対し、保安講習等による教育を実施する。
- (2) 関係事業者に対し、必要に応じて保安教育計画を作成させ、これに基づく従事者への教育を徹底させることなどを指導する。

4 防災訓練の実施

町においても、危険物による災害を想定した訓練の実施を図るとともに、関係保安団体及び事業所等による合同防災訓練への参加に努めるものとする。

資料編・危険物施設一覧

第26節 火災予防対策

1 基本方針

火災の予防は、防火思想の普及徹底と、消防体制の充実強化によりその効果を図るものとするが、気象状況が火災予防上危険である場合の災害予防については、次のとおりとする。

2 組織

(1) 八幡浜地区施設事務組合消防本部

八幡浜市、伊方町で構成する八幡浜地区施設事務組合消防本部が、常備消防として活動している。

(2) 伊方町消防団

本部のほか11分団で構成されている。

資料編・消防団の組織

3 消防施設の拡充強化

消防力の整備指針に基づき、本町の消防施設の人員確保に努め、併せて消防施設強化促進法（昭和28年法律第87号）等による施設補助により拡充強化を図り、消防の機動化、科学化を行い、有事即応体制の確立に努める。

(1) 機械器具の整備

消防団の機械器具の整備の現況は、資料編に掲載のとおりである。なお、不足分については、計画的に整備を図るものとする。

資料編・消防団機械器具配備状況

(2) 消防水利の整備

消防水利の現況は、資料編のとおりである。なお、消防水利の実態を定期的に把握し、不足する地域については、順次、耐震性貯水槽等の整備を図るものとする。

また、平地に住宅の密集している本町においては、移動が容易な可搬式移動ポンプの整備を図るものとする。

資料編・消防水利の現況

4 機械器具等の点検

(1) 通常点検

各分団長の責任において、毎月1回以上、機械器具の手入れ、放水試験等を実施するものとする。

(2) 特別点検

本部長は、消防団長を帯同し、年1回以上、各分団において行うものとする。

(3) 現場点検

消防団長、分団長は、火災警報の発令下における機械器具、人員の配置及び防火等防災対策が適正に行われているか点検を行うものとする。

5 教育訓練

(1) 一般教育

随時、団員の教養訓練を実施する。

(2) 委託教育

消防団員を愛媛県消防学校へ入校させて、消防知識、実務能力のかん養を図る。

(3) 訓練

ア 常時訓練

消防団本部の教養訓練計画により実施する。

イ 各分団通常訓練

各分団の機械運用、放水試験は、月1回以上の通常点検の際に行うものとする。

ウ 非常参集訓練・消防訓練等

本章第6節「防災訓練の実施」に定めるとおり実施する。

6 防火思想の普及

生活様式の変化により、火気の使用が激増し、これに伴う防火思想の高揚が急務となっている。町及び八幡浜地区施設事務組合消防本部は、春秋2回の火災予防運動を軸として各種団体の協力を求め、警火心の喚起と防火思想の普及に努める。

(1) 一般家庭に対する指導

ア ガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具からの出火、とりわけ油鍋等を使用している場合の出火防止のため、地震時には揺れが収まったら直ちに火を消すこと、火気器具周辺に可燃物を置かないこと等の指導を行う。

イ 対震自動遮断装置付きガス器具や石油ストーブ等の使用並びに管理の徹底を図る。

ウ 家庭用消火器、消防用設備等の設置並びにこれら器具の取扱い方法について指導する。

エ 家庭用小型燃料タンクは、転倒防止装置を施すよう指導する。

オ 防火ポスター・パンフレットなどの印刷物の配布、その他火災予防期間中の広報車による呼びかけ、各家庭への巡回指導等を通じて火災予防の徹底を図る。

カ 特に、寝たきりの高齢者、独居高齢者、身体障害者等のいる家庭については、家庭訪問を実施し、出火防止及び避難管理について指導を行う。

(2) 職場に対する指導

ア 消防用設備等の維持点検と取扱い方法の徹底を図る。

イ 終業時における火気点検の徹底を図る。

ウ 避難、誘導體制の総合的な整備を図る。

エ 災害時における応急措置要領を作成する。

オ 自主防災組織の育成指導を行う。

カ 劇場、百貨店、宿泊施設、雑居ビル、建築物の地階等の不特定多数の者が出入りする施設においては、特に出火防止対策を積極的に指導する。

キ 化学薬品を保有する学校・事業所等においては、混合発火が生じないように適正に管理し、また、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管するとともに、化学薬品の容器や保管庫、戸棚の転倒防止措置を施すよう指導する。

ク 危険物施設、高圧ガス（プロパンガスを含む。）施設、電気施設については、自主点検の徹底を指導するとともに、立入検査等を通じて安全対策の促進を図る。

(3) 家庭及び事業所の貯溜水の活用

家庭における風呂水、ビルの貯溜水等の活用等について啓発・指導するものとする。

7 自主防災組織との連携体制の整備

町は、各地区の初期消火能力を高めるため、自主防災組織等の民間団体との連携体制の整備に努めるものとする。

また、地域ぐるみで行う初期消火に関する訓練を次の要領で実施する。

- (1) 住民参加による地域ぐるみの防火訓練を実施し、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。
- (2) 計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、住民の防災行動力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制の充実強化を図る。

8 火災予防

消防法第8条に定める防火管理体制と、消防用設備の設置並びに八幡浜地区施設事務組合火災予防条例に基づく消火施設、火気施設、大量可燃物の規制、器具等の整備点検を確実にを行い、火災予防の徹底を図る。

また、消防法第22条の規定に基づき、知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険である場合は、次の基準により町長は火災警報を発令し、火災予防の万全を期するものとする。

(1) 火災警報発令基準

- 1 実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下かつ最大風速7m/s以上の風が吹く見込みのとき。
 - 2 平均風速12m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。
- ただし、降雨・降雪中は、通報しないこともある。

(2) 火災警報解除

火災の予防上危険な気象状況でなくなったときには、解除するものとする。

(3) 火災警報の周知及び連絡

火災警報を発表したとき又は解除したときは、住民及び関係機関に周知徹底を図るとともに、県（消防防災安全課）に連絡するものとする。

(4) 火災警報発令時の火の使用制限

火災警報発令時には八幡浜地区施設事務組合火災予防条例第29条の規定に基づき、次のとおり火の使用を制限する。

ア 山林、原野等において、火入れをしないこと。

- イ 煙火を消費しないこと。
- ウ 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- エ 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- オ 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて組合長が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- カ 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。
- キ 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を綴じて行うこと。

9 火災予防査察

消防長又は消防署長は、火災を予防し警戒し及び鎮圧し、住民の生命、身体及び財産を火災から保護する目的のため、消防法第4条及び第4条の2の規定に基づき予防査察を定期的実施し、火災危険箇所の改善を指導する。

10 消防機関の警戒体制の確保

消防機関は、火災発生に備え、あらかじめ次の事項について周知徹底又は計画の策定を行うものとする。

- (1) 警戒のための組織体制
- (2) 警戒区域の分掌
- (3) 警戒出動のための要員出動又は伝達方法
- (4) 煙火打上げ、火入れ等の火気使用制限などの規制計画
- (5) 消防無線、無線放送等の通信系確保及び簡易水道、用水路等の水利統制のための要員待機計画

11 特殊防火対象物の警戒

木造大規模建築物、危険物等貯蔵所、大量火気使用所等及び文化財等について、防火管理者の協力により特別警戒体制がとれるようあらかじめ協議の上、所要の警戒計画を定めておくものとする。

12 消火活動への協力

迅速な消火活動を行うため、一般人に対し、火災に対処しての通報や応急消火の義務、緊急自動車の優先通行の主旨を普及啓発する。

13 火災防御の措置

非常事態に際し、町長は、知事から消防組織法第43条の規定による指示を受けた場合、必要な火災防御の措置を行う。

第27節 林野火災予防対策

1 基本方針

林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業は困難を極め、大規模火災となるおそれがある。

このため、次のとおり林野火災消防計画を策定し、火災の未然防止と被害の軽減を図るものとする。

2 林野火災予防思想の普及、啓発

住民の林野に対する愛護精神の高揚、火災予防思想の普及啓発に努める。特に、本町は総面積の約51%を森林原野が占めるため、注意心を喚起する標識等により住民に注意を呼びかけるとともに、喫煙所、吸い殻入れ等を設置する。

また、林野火災の多発する時期には、横断幕、立看板、広報、ポスター等有効な手段を通じて、住民に強く防火思想の普及、啓発を図るものとする。

3 林野火災消防計画の確立

町長は、八幡浜地区施設事務組合消防本部など関係機関と密接な連絡をとり、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林作業の状況等を調査検討の上、次の事項について林野火災消防計画を策定するものとする。

(1) 特別警戒実施計画

特別警戒の実施区域、時期、実施要領等について定める。

(2) 消防計画

消防分担区域、出動計画、防御・鎮圧要領等について定める。

(3) 資機材整備計画

林野火災用消防水利及び消防施設の整備・拡充について定める。

(4) 啓発運動の推進計画

山火事予防のポスター、立看板、横断幕等各種広報等の実施について定める。

(5) 林野火災防御訓練の実施計画

町単独若しくは県及び関係機関と連携した訓練の実施等について定める。

4 林野所有（管理）者の予防対策

町は、林野所有（管理）者に対し火災防止に努めるよう指導するとともに、林野所有（管理）者は、次のような予防対策の実施を推進するものとする。

(1) 防火帯としての役割を加味した林道網の整備

(2) 防火帯、防火樹帯の設置及び造林地への防火樹の導入

(3) 自然水利の活用等による防火用水の確保及び防火用工作物の整備

(4) 事業地の防火措置の明確化

(5) 森林法、伊方町火入れに関する条例（平成17年4月1日条例第163号）等の厳守

(6) 消防機関等との連絡方法の確立

(7) 火災多発期（2月～5月）における見廻りの強化

5 林野火災対策用資機材の整備

町及び林野所有（管理）者は、林野火災対策用資機材（トラック、全輪駆動車、工作車、チェーンソー、鋸、鋏、鎌、トランシーバー等）の整備に努めるものとする。

6 県消防防災ヘリコプター等の要請

町及び八幡浜地区施設事務組合消防本部は、大規模林野火災に対処するため、県に対して「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」に基づく県消防防災ヘリコプターの要請や自衛隊ヘリコプター派遣要請の依頼体制を確立する。

なお、他県や自衛隊のヘリコプターの派遣には時間を要することから、町は火災状況を的確に把握し、早期に派遣要請を行うものとする。

資料編・愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定書

第28節 災害復旧・復興への備え

1 平常時からの備え

町及び県は、平常時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結し、訓練等を通じて災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保も留意しながら連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

町及び県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

町及び県は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

町及び県は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等とともに、担い手の確保・育成に取り組むよう努める。

町及び県は、男女共同参画の視点からの災害対応について、防災担当部局と男女共同参画部局、男女共同参画センターの連携体制を構築するとともに、平常時及び災害時における役割を明確化しておくよう努める。

町の防災会議、災害対策本部等への女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点からの取組に関する理解促進が得られるよう努めるとともに、国の「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の周知徹底を図る。

町、県及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、町及び県は退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

町、県、国及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるとともに、作成後は必要に応じて同計画の見直しを行うほか、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、町と連携の上、あらかじめ一連の手続き等について整理し、明確にしておくよう努める。

町及び県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策の推進に努める。

2 複合災害への備え

町、県及び防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を必要に応じて見直し、備えを充実する。

町、県及び防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

町、県及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

3 災害廃棄物の発生への対応

町及び県は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制及び関係機関・民間事業者との協力体制の確立及び十分な大きさの仮置き場・処分場の確保に努める。

また、町及び県は、県内で一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

さらに、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合に備え、町、県又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の体制の整備に努める。

町及び県は、環境省の災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-Net）や災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、四国ブロック協議会等の取組みに参画し、人材育成や受援体制の確立に努めるものとする。

4 各種データの整備保全

町及び県は、復興の円滑化のため、あらかじめ各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）を図る。

町及び県は、各種情報システムについて、風水害等の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するほか、重要データの複製を遠隔地に保管する措置の導入に努める。

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

5 罹災証明書交付体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

6 保険・共済の活用

保険・共済は、災害による被災者の生活安定に寄与することを目的とし、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、町及び県は、その制度の普及促進にも努める。

7 復興事前準備の実施

町及び県は、被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興事前準備の取組みを推進する。

8 復興対策の研究

関係機関は、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自立復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行う。

第3章 災害応急対策

台風等による大規模な風水害等の災害が発生した場合、家屋の倒壊、床上・床下浸水、火災、がけ崩れの発生、道路・橋梁の損壊にとどまらず、人命の損傷など多くの被害に遭うこととなり、さらに、生活関連施設の機能停止等による被害も予想される。このような被害の拡大を防止し又は軽減するため、町、県及び関係機関は、災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、災害発生の防衛又は応急復旧対策に関する計画を樹立し、それぞれの計画に基づき迅速かつ的確な活動体制の下、災害応急対策に万全を期する。

第1節 応急措置の概要

1 町のとるべき措置

- (1) 災害発生又は災害発生のおそれがある場合の県に対する報告
- (2) 気象に関する予警報の周知徹底
- (3) 災害調査及び災害情報の県に対する報告
- (4) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令及び被災住民の受入れ
- (5) 消防団に対する出動命令又は警察官、海上保安官に対する出動要請
- (6) 警戒区域の設定と避難措置
- (7) 指定避難所等の設置・運営
- (8) 自衛隊の派遣、緊急援護備蓄物資の供給等の県に対する要請
(必要に応じて、その旨及び町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知)
- (9) 救援物資の配布
- (10) 被災者収容施設の供与
- (11) 応急文教対策の実施
- (12) 被災箇所の応急復旧
- (13) 水難救護法による遭難船舶の救護
- (14) 適切な管理のなされていない空き家等に対する緊急安全確保措置の実施
- (15) その他応急措置

2 県のとるべき措置

- (1) 町、関係機関に対する防災上必要な措置の指示又は要請
- (2) 町、関係機関からの災害発生等の報告受理
- (3) 被害状況の把握及び情報の収集
- (4) 関係機関への被害状況の通報
- (5) 関係機関との応急対策の協議・調整
- (6) 放送機関への緊急放送要請
- (7) 自衛隊の災害派遣要請
- (8) 医師会、日赤への救護班の派遣要請

- (9) 緊急援護備蓄物資の供給
- (10) 救援物資の調達、輸送
- (11) 応急仮設住宅の建設
- (12) 医療、助産、防疫、保健衛生、清掃等の措置の実施
- (13) 応急文教対策の実施
- (14) 被災地の警備、交通の確保及び規制
- (15) 人心安定のための広報
- (16) 被災地の応急復旧
- (17) その他応急対策の実施

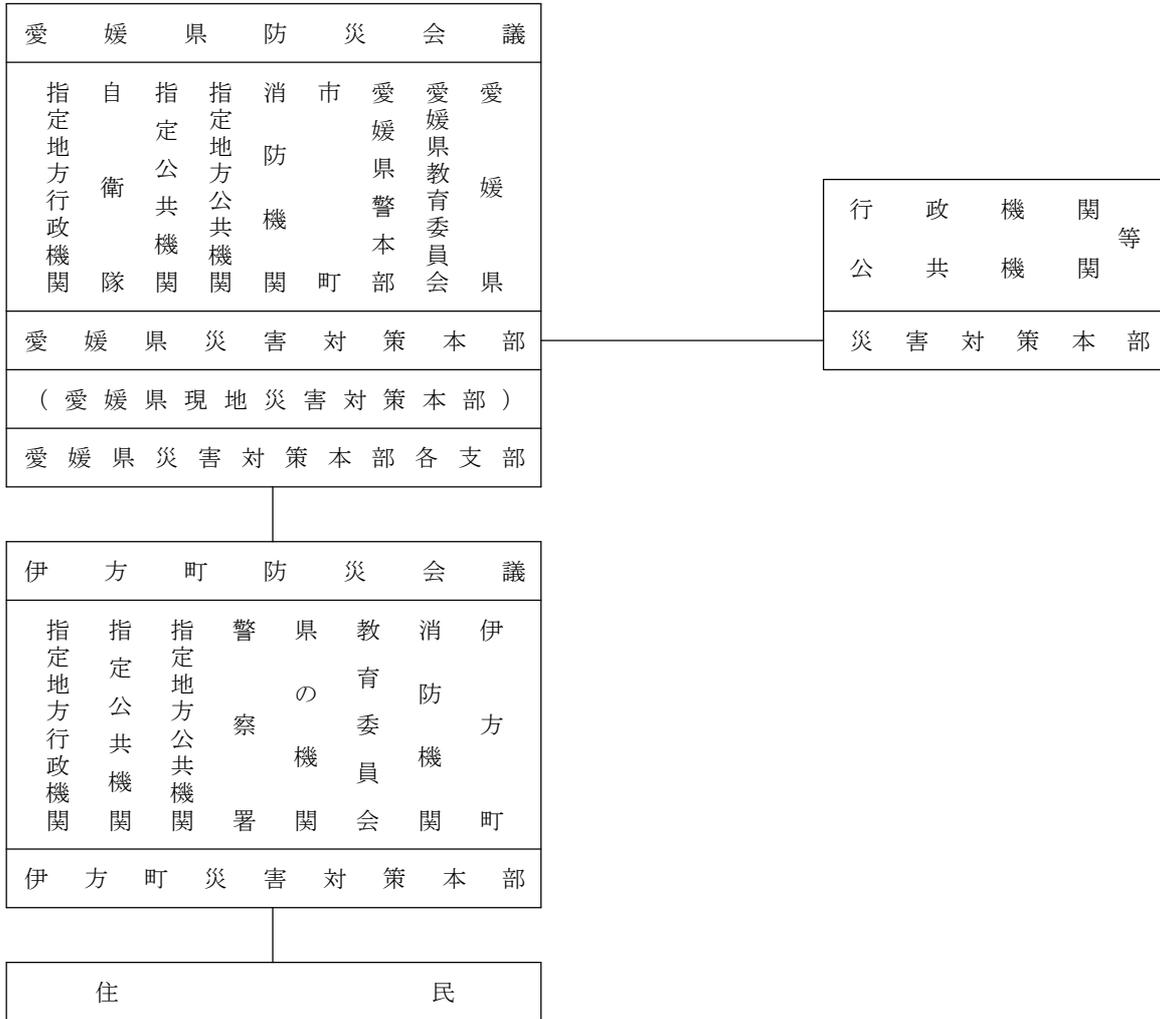
3 住民のとりべき措置

- (1) 災害発生又は災害発生のおそれがあることを発見した場合の町長、警察官、海上保安官及び消防機関への通報
- (2) 地域の相互扶助に基づく初期消火、炊き出し等の応急措置
- (3) 救援隊の救助作業に対する協力
- (4) 安全地域への避難（高齢者、障がい者、乳幼児、女性、傷病人等を優先）

4 関係機関のとりべき措置

- (1) 災害情報の県、町等に対する通報
- (2) 県、町等の要請に基づく救援の実施
- (3) 応急復旧作業の実施
- (4) 救援隊等の派遣、救助、資機材配布等の県に対する要請

応急対策組織図



第2節 防災組織及び編成

町内で災害が発生し又は発生するおそれがある場合、町、県及び防災関係機関は、速やかにそれぞれの災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、緊密な連携を図りつつ災害の発生を防御し、又は応急的救助を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

また、災害現場で活動する各機関の部隊等においても、感染症対策のため、職員の健康管理等を徹底する。

1 災害発生時の配備体制

町の地域に災害が発生し又は発生するおそれが生じた場合において、その対策を総合的かつ迅速に行うため、災害対策基本法第23条の2及び伊方町災害対策本部条例（平成17年4月1日条例第15号）に基づき、伊方町災害対策本部（以下「町対策本部」という。）を設置するものとする。

気象の状況に応じて、災害対策本部の設置に至らない場合は、災害警戒本部（以下「町警戒本部」という。）を設置するものとする。

町警戒本部、町対策本部の配備基準、配備内容、配備要員は、次によるものとする。

各部長は、基準に基づき配備計画を立て、これを部員に徹底しなければならない。

配備区分	配備基準	配備内容	配備要員
災害警戒本部 (警戒配備)	1 気象業務法に基づく警報が発表されたとき（波浪警報を除く。） 2 その他必要により町長が当該配備を指令するとき	災害情報の収集及び通信情報活動、防災資機材の準備等を実施する体制	危機管理係のあらかじめ指名された職員
災害対策本部	第1配備 1 災害が発生し又は発生するおそれがあるときで、町長が当該配備を指令するとき 2 気象業務法に基づく土砂災害警戒情報等が発表されたとき (警戒レベル4)	災害の発生に備えるための応急対策を実施する体制 (高齢者等避難)	あらかじめ指名されたおおむね3分の1の職員
	第2配備 1 相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 2 その他必要により町長が当該配備を指令するとき	災害に対する警戒若しくは応急対策を実施する体制 (避難指示)	あらかじめ指名されたおおむね3分の2の職員
	第3配備 1 気象業務法に基づく特別警報が県内に発表されたとき (警戒レベル5) 2 大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき 3 その他必要により町長が当該配備を指令するとき	大規模災害に対し全力をあげて防災活動を実施する体制 (緊急安全確保)	全職員

※配備については、実際の気象状況や被害の状況によって判断する場合があるため、職員は本部の指示により参集するものとする。

2 伊方町災害警戒本部

(1) 町警戒本部設置の基準

町警戒本部設置の基準は、次のとおりとする。

- ア 気象業務法に基づく警報が発表されたとき（波浪警報を除く。）。
- イ その他必要により町長が当該配備を指令するとき。
- (2) 解散の基準
 - ア 風水害等の警戒にあたる必要がなくなったとき。
 - イ 町対策本部が設置されたとき。
- (3) 災害警戒本部の組織及び事務所掌
 - ア 町警戒本部は、総務課長の統括の下に、危機管理係職員で組織する。
 - イ 事務分掌
 - (ア) 総務課長は、県及び関係機関と連絡をとって、気象その他災害に関する情報を収集し、町長に報告するとともに、関係課等に連絡する。
 - (イ) 町警戒本部は、風水害等に備えるため、動員の実施、事前対策の検討、気象情報や災害情報の収集・伝達、防災関係機関等との連絡・調整及び応急対応に係る事務を実施する。
 - (ウ) 町長は、必要に応じ関係課等の長から情報を聴取して、当該情勢に対応する措置を検討するものとする。

3 伊方町災害対策本部

- (1) 町対策本部設置の基準
 - 町対策本部設置の基準は、次のとおりとする。
 - ア 第1配備
 - (ア) 災害が発生し又は発生するおそれがあるときで、町長が当該配備を指令するとき。
 - (イ) 気象業務法に基づく土砂災害警戒情報等が発表されたとき（警戒レベル4）。
 - イ 第2配備
 - (ア) 相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
 - (イ) その他必要により町長が当該配備を指令するとき。
 - ウ 第3配備
 - (ア) 気象業務法に基づく特別警報が県内に発表されたとき（警戒レベル5）。
 - (イ) 大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。
 - (ウ) その他必要により町長が当該配備を指令するとき。
- (2) 各配備下の体制
 - ア 第1配備
 - (ア) 町長は、直ちに町対策本部を設置する。
 - (イ) 総務課長は、県及び関係機関と連絡をとって、気象その他災害に関する情報を収集し、町長に報告するとともに、関係課等に連絡する。
 - (ウ) 本部長は、必要に応じ関係部長から情報を聴取して、当該情勢に対応する措置を検討するものとする。
 - イ 第2配備
 - (ア) 各部長は、分掌事務にかかる情報の収集及び連絡体制を強化する。
 - (イ) 各部長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。

- a 災害の現況について部員に周知させ、所要の人員を非常配備につかせる。
- b 装備、物資、器材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被害予想地へあらかじめ配置する。
- c 災害対策に関係ある協力機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。

ウ 第3配備

第3配備が指令された場合、各部長は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時事務局長（総務部長）を通じ本部長に報告する。

(3) 解散の基準

- ア 予想される災害の発生がないとき。
- イ 災害応急対策措置が完了したとき。

(4) 町対策本部設置及び解散の公表

町対策本部を設置し又は解散したときは、直ちにその旨を次の区分により通知及び公表するとともに、設置時には本部の標識を本部前に掲示する。

通知先及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
各部	庁内放送、口頭、電話	総務部長（本部事務局長）
一般住民	町防災行政無線、CATV、報道機関、サイレン、警鐘、広報車、町ホームページ	総務部長
南予地方局八幡浜支局	県防災行政通信システム、電話その他迅速な方法	総務部長（本部事務局長）
町防災会議関係機関	町防災行政無線、電話	総務部長
報道機関	口頭、電話、文書	総務部長

(5) 町長の職務代理者の決定

町長不在時の指揮命令系統の確立のため、職務代理者の順位を次のように定め、町長が事故や不在時等の非常時には、定めた順位により災害対策本部の設置を命令し又は指揮をとるものとする。

第1順位 副町長

第2順位 総務課長

(6) 町対策本部の設置場所

町庁舎5階又は本部長の指定する場所に本部を設置する。ただし、町庁舎が被災し、使用不能のときは、瀬戸支所又は三崎支所に設置する。

(7) 本部事務局

- ア 本部には事務局を置く。
- イ 事務局に局長を置き、総務課長をもって充てる。
- ウ 事務局職員は、総務課員をもって充てる。

(8) 本部連絡員

- ア 本部には、本部連絡員を置く。
- イ 本部連絡員は、各部長がそれぞれ所管部員のうちから指名する者をもって充てる。
- ウ 本部連絡員は、各部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめ、町対策本部に報告するとともに、町対策本部からの連絡事項を各部に伝達する。

(9) 本部会議の開催

- ア 本部会議は、本部長（町長）、副本部長（副町長、教育長）及び各部長（部長以外の課長

級の全職員を含む。)で構成し、本部長(町長)は必要に応じ本部会議を開催し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。

イ 本部会議で報告、審議すべき事項は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 職員の配備体制(動員を含む。)の発令及び解除に関する事。
- (イ) 被害情報の収集及び伝達に関する事。
- (ウ) 災害情報、気象情報等の収集、報告、伝達等に関する事。
- (エ) 住民への高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令に関する事。
- (オ) 応急対策の実施に係る調整に関する事。
- (カ) 被災者の救助、救済対策に係る調整に関する事。
- (キ) 国(自衛隊を含む。)、県及び他の地方公共団体等への応援要請及び受入れに関する事。
- (ク) 災害救助法の適用要請等、各種救済措置に関する事。
- (ケ) その他、重要な災害対策に関する事。

(10) 現地災害対策本部の設置

ア 本部長は、災害の現地において、緊急に統一的な防災活動を実施するため、特に必要があると認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

イ 現地災害対策本部は、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員をもって組織する。

ウ 現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員は、本部長が指名する者をもって充てる。

エ 現地災害対策本部長は、本部長の命を受け、現地災害対策本部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

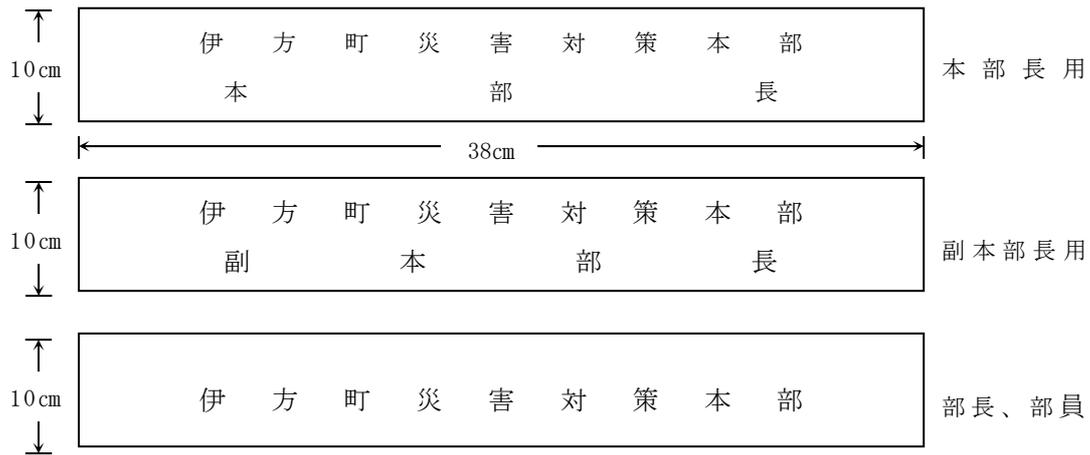
4 町対策本部の組織及び事務分掌

- (1) 町対策本部は、本部長(町長)の統括の下に、副本部長に副町長及び教育長をもって充て、部を置き、それぞれの関係課等の長をその長に充てる。
- (2) 各部長は、部の分掌事務を処理するため、あらかじめ担当者を定めるとともに必要簿冊を備える等、体制を整備する。
- (3) 町対策本部の組織及び事務分掌は、別表のとおりとする。

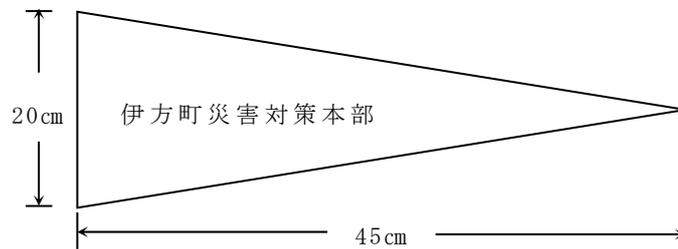
5 本部職員の腕章等

本部長、副本部長、部長その他部員は、災害対策活動に従事するときは、法令等において特別の定めがある場合を除くほか、次に定める腕章を帯用するものとする。

- (1) 腕章



(2) 標旗



6 職員の動員計画

(1) 町対策本部を設置した場合の職員の動員は、3に定める配備基準に基づいて本部長が決定するものとする。

(2) 本部職員の動員方法

ア 本部長の配備体制の決定に基づき総務部長から各部長にその旨を通知し、各部長は部員に連絡し動員する。

イ 招集は、庁内放送、電話、電子メール、町防災行政無線、特使などの方法により、速やかに通知するものとする。消防団員の動員においては電話、サイレン、防災行政無線等を用いる。

ウ 伝達の際には、次の事項を明確に伝えるものとする。

- (ア) 配備基準の種類
- (イ) 招集の時間
- (ウ) 災害の種類
- (エ) 災害発生場所

エ 各部長は、配備状況について、総務部長を通じて本部長に報告するものとする。

(3) 動員の伝達系統

ア 町職員

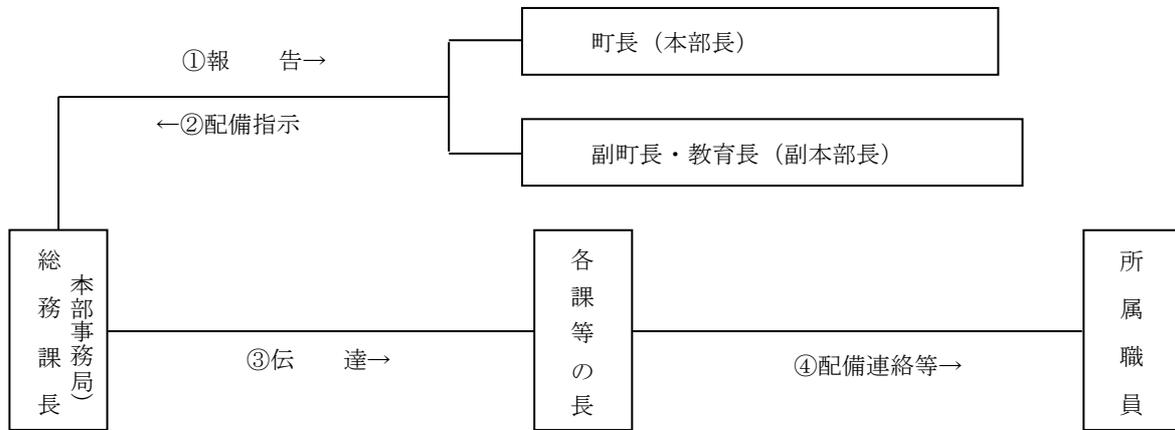
職員の動員は、町長の配備体制の決定に基づき、次の系統で伝達し動員するものとする。

(ア) 勤務時間内における伝達

- a 災害発生が予想され、又は災害が発生した場合、総務課長は、町長の決定した配備体制について各課等の長に伝達するとともに、庁内放送等によりこれを徹底する。

- b 各課等の長は、直ちに関係職員に連絡し、関係職員を所定の配備による事務又は業務に従事させるものとする。

勤務時間内における伝達系統

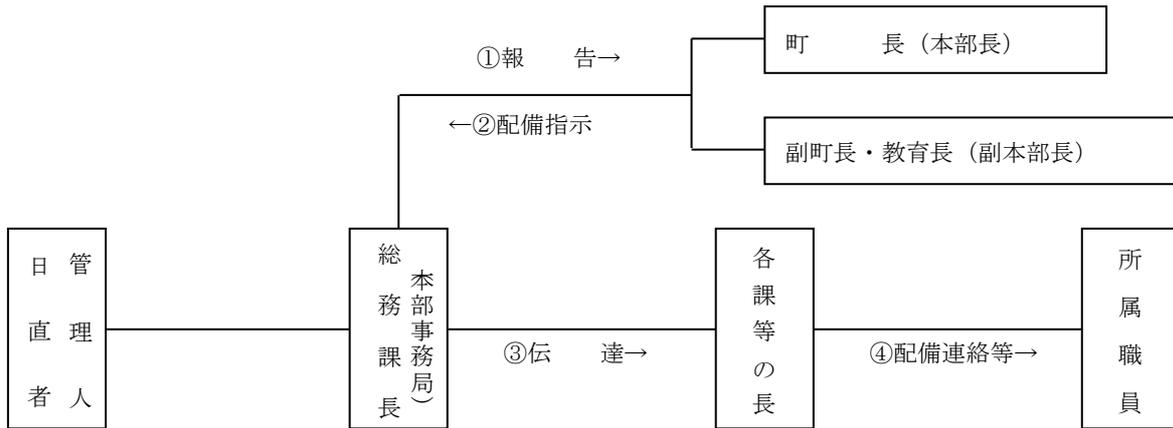


(イ) 勤務時間外、休日における伝達及び配備

- a 管理人及び日直者は、非常配備に該当する気象情報が防災関係機関から通知され、又は災害発生が予想されるときは、直ちに総務課長に連絡するものとする。総務課長は、町長（本部長）、副町長・教育長（副本部長）にその旨を報告し、配備体制の指示を受けた場合には各課等の長に、各課等の長は各所属職員に伝達する。
- b 各課等の長は、各課等に非常連絡員を置き勤務時間外の指令の伝達に当たらせ、所属職員への周知徹底を図るものとする。
- c 連絡を受けた職員は以後の状況の推移に注意し、必要のある場合は登庁する。
- d 職員は、動員命令がない場合であっても、ラジオ、テレビ等により災害が発生し又は災害が発生するおそれがあることを覚知したときは、直ちに登庁し、所属課等の長の指示を受けるものとする。

その他の職員は、近隣地域の被害状況の収集や被災者の救助、要配慮者の保護など応急活動に従事するとともに、登庁の連絡を受けた場合は、直ちに登庁し、配備体制につくものとする。ただし、交通機関の不通や道路の決壊等により登庁できない場合は、最寄りの指定避難収容施設に参集し、応急活動に従事するものとする。この場合、その旨を所属課等の長に連絡する。

勤務時間外、休日における伝達系統



(ウ) 動員が不十分な場合の緊急対策班の編成

職員の参集率が低く、十分な人員を確保できないとき、又は確保ができないと予想されるときは、事務分掌にかかわらず、順次参集した職員から緊急対策班を編成し、主に初動時に必要な次の業務を実施する。

区分	主な業務
災害状況収集、広報関係	ア) 防災行政無線、広報車による住民への呼びかけ イ) 県、八幡浜地区施設事務組合消防本部、警察署等関係機関との連絡 ウ) 消防団、自主防災組織との連絡 エ) 被害調査班の編成 オ) 問い合わせ電話への対応
災害対策本部の設置	ア) 本部室の設置と関係機関への周知 イ) 必要備品（電話、地図、ホワイトボード、ラジオ、テレビ、防災服、腕章等）の準備 ウ) 本部会議に関する準備、連絡 エ) 広域応援要請の検討、決定
指定避難所及び救護所の設置	ア) 住民の避難状況の確認 イ) 指定避難所の開設 ウ) 救護所の設置と救護班の派遣要請
食料、物資の放出及び調達	ア) 備蓄物資の配布 イ) 関係団体、業者への調達手配 ウ) 他市町、県への応援要請
水道、トイレ対策	ア) 上水道の被害状況調査 イ) 上水道の応急復旧 ウ) 被災者への給水 エ) 仮設トイレの確保、配置

イ 八幡浜地区施設事務組合消防本部

八幡浜地区施設事務組合消防本部においては、八幡浜地区施設事務組合消防災害対策本部配備要綱による配備とする。

ウ 消防団

消防団の動員は、町長の配備体制の決定に基づき、総務課長が伝達し、動員するものとする。

7 職員の応援

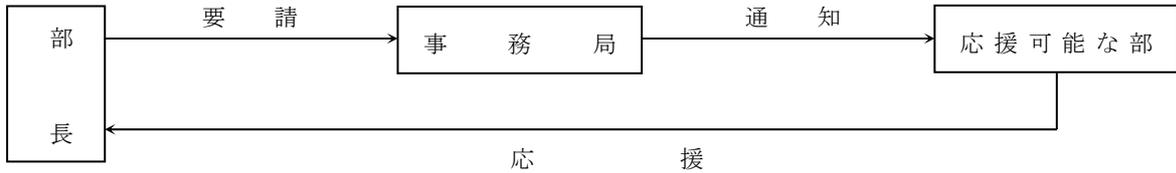
各部における災害応急対策の実施に当たって、職員が不足するときは、事務局に職員の応援を要請するものとする。総務部は、本部会議で決定された応援方針に基づき、余裕のある部のうち

から適当な部を決定し通知するものとする。

なお、町対策本部内における応援でなお不足するときにあつては、県に対して南予地方局八幡浜支局を通じ、職員の応援又は派遣を要請するものとする。

その他、県、指定地方行政機関又は他市町への応援に関する計画は、本章第11節「消防活動」及び第26節「応援協力活動」に定めるとおりとする。

(1) 町内における応援要請系統

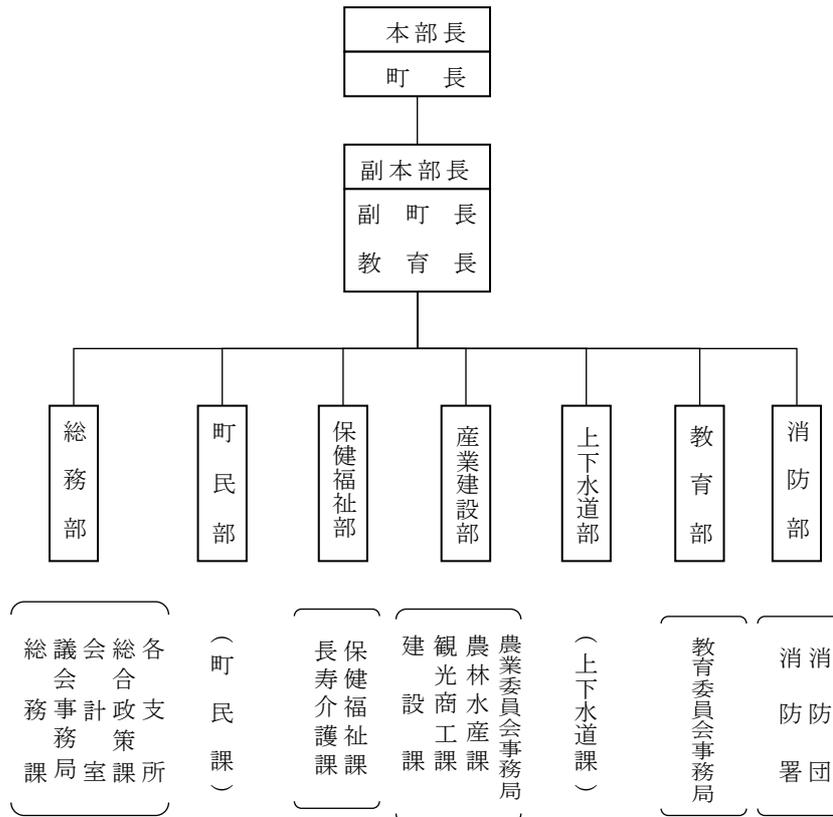


(2) 町内で不足する場合の県への応援要請



別表

1 伊方町災害対策本部組織



2 災害対策本部の所掌事務

部 名 (担当課)	部 長 (副部長)	担当班 (原子力災害)	分 掌 事 務
			<原子力>以下は原子力災害対策事務
総 務 部 (総務課) (議会事務局) (会計室) (総合政策課) (各支所)	総務課長 (会計管理者)	総務班 (危機管理係、総務管理係、財政管理係、会計室、各支所) 広報通信班 (危機管理係) 輸送班 (まちづくり・DX政策係、広報秘書係) 情報連絡班 (総務管理係、人権対策係) 調査班 (原子力政策係)	総務課・各支所 (1) 本部の庶務に関すること (2) 各部の総合連絡に関すること (3) 災害対策本部の設置、運営及び解散に関すること (4) 災害応急対策の立案、総合調整に関すること (5) 自衛隊の災害派遣要請に関すること (6) 被害調査の取りまとめ及び県への災害報告に関すること (7) 職員の動員及び非常招集に関すること (8) 罹災証明書の発行に関すること (9) 備蓄品に関すること (10) 気象情報の収集及び伝達に関すること (11) 住民への情報伝達及び広報に関すること (12) 防災行政無線の運用等に関すること (13) 八西CATVとの連絡に関すること (14) 庁用車両の維持管理及び自動車の借上げに関すること (15) 避難準備情報及び避難情報発令に関すること (16) 本部長の指示、命令を各部に伝達すること (17) 県、他市町及び関係各機関等への連絡調整並びに応援要請に関すること (18) 災害救助法の適用申請に関すること (19) 所管の指定避難所の開設・運営に関すること (20) その他、他部の所管に属さないこと 議会事務局 (1) 議会との連絡調整に関すること 会計室 (1) 災害対策用物品の出納に関すること 総合政策課 (1) 地区の被害情報の収集に関すること (2) 被害写真・記録資料に関すること (3) 災害対策の予算措置に関すること (4) 他の部の応援に関すること (5) 報道機関に対する情報提供等に関すること (6) 復興計画に関すること
			<原子力> 総務班 (1) 退避・避難指示又は解除に関すること (2) 愛媛県ドローンオペレーションの運用に関すること (3) 退域時の検査所設置に関すること (4) 行政移転の準備に関すること (5) 所管の放射線防護施設の開設・運営に関すること (6) その他、他部の所管に属さないもの 広報通信班 (1) 住民広報に関すること 輸送班 (1) 住民の町内及び広域避難輸送の調整に関するこ

部 名 (担当課)	部 長 (副部長)	担当班 (原子力災害)	分 掌 事 務
			<p><原子力>以下は原子力災害対策事務</p> <p>と</p> <p>(2) 食糧、緊急物資、資機材等の輸送に関する事</p> <p>情報連絡班</p> <p>(1) 臨時FM局の運営に関する事</p> <p>(2) 緊急メールの配信に関する事</p> <p>調査班</p> <p>(1) 原子力事業者との連絡調整に関する事</p> <p>(2) 原因調査並びに措置に関する事</p> <p>(3) 放射性物質による汚染状況等に関する事</p> <p>(4) モニタリング調査の実施協力に関する事</p> <p>*状況に応じて部内外の他班の事務を支援する。</p>
町 民 部 (町民課)	町民課長 (課長補佐)	町民班 (住民生活係、環境 政策係、税務係) 医療救護班 (医療対策係)	<p>税務係・住民生活係</p> <p>(1) 人的被害及び住家被害の調査に関する事</p> <p>(2) 被害不明地域への被害調査班の派遣に関する 事</p> <p>(3) 物資の一時集積場所における物資の仕分けに 関する事</p> <p>(4) 食料及び生活必需品の配給に関する事</p> <p>(5) 災害に伴う町税の減免等の措置に関する事</p> <p>環境政策係</p> <p>(1) 死体の処理及び埋火葬に関する事</p> <p>(2) ごみの収集処理及びし尿処理に関する事</p> <p>(3) 産業廃棄物の処理に関する事</p> <p>(4) 環境衛生関係施設の被害調査及び応急対策に 関する事</p> <p>医療対策係</p> <p>(1) 防疫に関する事</p> <p>(2) 医療、助産等に関する事</p> <p>(3) 救護班編成に関する事</p> <p>(4) 救護所の開設に関する事</p> <p>(5) 救護用医薬品及び衛生材料の確保対策に 関する事</p> <p><原子力></p> <p>町民班</p> <p>(1) 被災地住民登録に関する事</p> <p>(2) 防疫に関する事</p> <p>医療救護班</p> <p>(1) 所管の放射線防護施設の開設・運営に 関する事</p> <p>(2) 被災者の医療措置に関する事</p> <p>(3) 医療機関との連絡調整に関する事</p> <p>(4) 医薬品、衛生資機材に関する事</p> <p>(5) 安定ヨウ素剤配布に関する事</p> <p>*状況に応じて部内外の他班の事務を支援する。</p>

部 名 (担当課)	部 長 (副部長)	担当班 (原子力災害)	分 掌 事 務
			<原子力>以下は原子力災害対策事務
保健福祉部 (保健福祉課) (長寿介護課)	保健福祉課 長 (長寿介護 課長)	広域避難支援班 (中央保健センタ ー、長寿介護係、地 域福祉係) 福祉班 (こども・子育て政 策係、地域包括支援 センター)	中央保健センター (1) 避難住民の健康管理、相談業務等に関する事 務 (2) 防疫に関する事 務 地域福祉係 (1) 社会福祉施設の被害情報の収集及び応急復旧に 関する事 務 (2) 日赤県支部、社会福祉協議会及び社会福祉協会 との連絡調整に関する事 務 (3) 救援物資の受入れに関する事 務 (4) ボランティア活動支援に関する事 務 長寿介護係・地域包括支援センター (1) 高齢者及び障害者の被災状況の把握に関する事 務 (2) 福祉避難所の運営支援に関する事 務 こども・子育て政策係 (1) 保育所対応に関する事 務
			<原子力> 広域避難支援班 (1) 一時集結所施設の設営運営に関する事 務 (2) 避難経由所、広域避難所の設営運営に関する事 務 (3) 避難住民の把握及び登録に関する事 務 福祉班 (1) 保育園児の避難に関する事 務 (2) 所管の放射線防護施設の運営支援に関する事 務 (3) 災害時要配慮者の避難に関する事 務 *状況に応じて部内外の他班の事務を支援する。

部 名 (担当課)	部 長 (副部長)	担当班 (原子力災害)	分 掌 事 務
			<原子力>以下は原子力災害対策事務
産業建設部 (建設課) (観光商工課) (農林水産課) (農業委員会事務局)	建設課長 (観光商工課長)	産業班 (農業等支援係、水産業支援係、農業委員会事務局) 誘導班 (観光商工係、施設整備係) 運輸通信班 (地域整備係、建設管理係)	建設課 (1) 所管の公共施設の被災調査及び応急復旧に関する事 (2) 道路、橋梁、河川、海岸、急傾斜地等危険箇所の被害調査及び応急復旧に関する事 (3) 土木応急復旧用資材の確保に関する事 (4) 道路及び交通の確保に関する事 (5) 土木・建築技術者及び従事者の確保に関する事 (6) 道路啓開に関する事 (7) 応急仮設住宅の建設に関する事 (8) 住宅の応急修理等に関する事 観光商工課 (1) 所管の公共施設の被災調査及び応急復旧に関する事 (2) 所管の指定避難所の開設・運営に関する事 (3) 観光客の安全確保に関する事 農林水産課 (1) 所管の公共施設の被災調査及び応急復旧に関する事 (2) 所管の指定避難所の開設・運営に関する事 (3) 食料及び生活必需品の調達に関する事 (4) 家畜伝染病予防対策に関する事 (5) 農林畜水産関係の補助融資に関する事 (6) 農業用肥料、飼料農薬の確保に関する事 (7) 治山、治水応急対策に関する事
			<原子力> 産業班 (1) 農産物の採取、出荷の規制並びに流通対策に関する事 誘導班 (1) 輸送車両の誘導（避難経由所、一時集結所等）に関する事 (2) 車両の駐停車場（避難経由所、一時集結所等）の確保に関する事 (3) 住民の町内及び広域避難輸送に関する事 運輸通信班 (1) ヘリコプター離着陸場、港湾等の確保に関する事 (2) 緊急輸送（空、海）体制に関する事 *状況に応じて部内外の他班の事務を支援する。
上下水道部 (上下水道課)	上下水道課長 (課長補佐)	水道班 (上水道係、下水道係)	上下水道課 (1) 飲料水の確保に関する事 (2) 配給水管の被災調査及び応急復旧に関する事 (3) 上下水道の衛生維持に関する事
			<原子力> 水道班 (1) 飲料水の供給及び規制に関する事 (2) 検査用飲料水の採取に関する事

部 名 (担当課)	部 長 (副部長)	担当班 (原子力災害)	分 掌 事 務
			<原子力>以下は原子力災害対策事務
			*状況に応じて部内外の他班の事務を支援する。
教 育 部 (教育委員会事務局)	教育委員会事務局長 (局長補佐)	教育班 (教育委員会事務局)	教育委員会事務局 (1) 所管の公共施設の被災調査及び応急復旧に関する事 (2) 被災児童生徒の救護及び避難誘導、支援に関する事 (3) 応急教育に関する事 (4) 学用品及び教科書の調達・配分に関する事 (5) 所管の指定避難所の開設・運営に関する事 (6) 学校給食の確保に関する事 (7) 文化財の被害調査に関する事 (8) 炊き出し等による、被災者への飲食物供給に関する事
			<原子力> 教育班 (1) 児童・生徒の避難に関する事 (2) 所管の放射線防護施設の開設・運営に関する事 *状況に応じて部内外の他班の事務を支援する。
消 防 部 (八幡浜地区施設事務組合消防本部、消防団本部)	消防長 消防団長	伊方分署・三崎分署 警備班 (団本部) 誘導班 (各分団)	八幡浜地区施設事務組合消防本部・消防署 伊方分署、三崎分署 (1) 被害状況等の情報の収集と伝達に関する事 (2) 消火活動、水防活動及び救助活動に関する事 (3) 地域住民等への避難指示等の伝達に関する事 (4) 火災予防の広報に関する事 消防団本部 (1) 各分団との連絡調整、確認に関する事 (2) 火災、水災の予防、警戒及び防御に関する事 (3) 被災箇所の初期応急復旧活動に関する事 (4) 被災者の救助、避難者の誘導に関する事 (5) 行方不明者、死体の捜索・収容に関する事 (6) 危険箇所の警戒巡視に関する事 (7) 地域住民への避難指示等の伝達に関する事 (8) 被災状況等の把握及び報告に関する事 (9) 対策情報の伝達、連絡等に関する事
			八幡浜地区施設事務組合消防本部・消防署 伊方分署、三崎分署 (1) 退避及び避難等の誘導指示に関する事 (2) 住民の避難輸送に関する事 (3) 防災関係機関との連携、連絡、調整に関する事 警備班 (団本部) (1) 退域及び避難等の誘導指示に関する事 (2) 防災関係機関との連絡・調整に関する事 誘導班 (各分団) (1) 退域、避難等の誘導及び確認に関する事

第3節 通信連絡

災害時、防災関係機関相互及び住民との間における気象等に関する予警報及び情報、その他災害応急対策に必要な指示、命令等の受理・伝達を迅速かつ確実にを行うため、通信施設を適切に利用して通信連絡体制の万全を期するものとする。

1 通信連絡手段

(1) 関係機関との連絡手段

災害情報の伝達、報告等災害時における通信連絡は、おおむね次の手段のほか、衛星携帯電話や衛星インターネット等、多様な通信手段で行う。また、既存の通信手段が使用できない場合には、協定に基づき、民間通信各社から無償貸与される衛星携帯電話等を活用する。

町	←→	県	電話、県防災通信システム（地上系・衛星系）
町	←→	八幡浜地区施設事務組合消防本部	電話、県防災通信システム（地上系・衛星系）
町	←→	八幡浜警察署	電話
町	←→	消防団	電話、町防災行政無線
町	←→	他市町	電話、県防災通信システム（地上系・衛星系）
町	←→	住民（自主防災組織）	電話、町防災行政無線、CATV
消防署	←→	消防団	電話、町防災行政無線

(2) 伊方町保有通信設備

本町において保有する通信設備は、次のとおりであり、保有するあらゆる通信手段を用いて、通信の確保に努める。

- ア 県防災通信システム（地上系・衛星系）
- イ 町防災行政無線
- ウ 一般加入電話
- エ CATV

資料編・伊方町防災行政用無線局の現状

(3) 公衆通信設備の優先利用

防災関係機関は、災害時に備えて、平素から最寄りの西日本電信電話株式会社支店・営業所に要請し、災害時優先電話の指定を受けておく。また、次の要領に従って活用する。

【災害時優先電話の利用】

災害発生時に一般加入電話が輻輳し、利用が困難な状況でも、優先してつないでもらえるため、災害時優先電話は着信に使用せず、関係機関等に連絡する際の発信用として利用する。

なお、利用の際は「102番」にダイヤルし、オペレーターに「非常電話」又は「緊急電話」であること、及び必要とする理由を申し出る。

(4) 他の機関の専用通信設備の利用

災害対策基本法第57条、同第61条の3、同第79条、災害救助法第11条、水防法第27条、消防組織法第41条の規定により、使用できる他の機関の通信設備は、次のとおりである。

- ア 警察通信設備
- イ 県防災通信システム（地上系・衛星系）
- ウ 国土交通省無線設備
- エ 電力通信設備
- オ 自衛隊通信設備

(5) 非常通信の利用

災害対策基本法に基づく各防災機関、官公庁は、電波法第52条、同第74条の規定により、無線局を開設しているものに対し、非常通信を依頼することができる。

(6) 放送の利用

町長は、災害に関する予警報及び予想される災害の事態並びに、これに対しとるべき措置についての通知、要請及び警告のため、緊急を要する場合で特に必要があると認めたとき、又は避難指示、緊急安全確保を発令する場合において緊急を要し、特に必要がある場合は、災害対策基本法第57条、同第61条の3、災害対策基本法施行令第22条の規定に基づき、あらかじめ協議して定めた手続きにより、放送事業者に緊急放送を要請することができる。

町長は、知事を通じて放送事業者に放送要請することができる。

ア 放送を求める事項

- (ア) 町の地域の大半にわたる災害に関するもの。
- (イ) その他、広域にわたり周知を要する災害に関するもの。

イ 放送要請内容

- (ア) 放送を求める理由
- (イ) 放送内容
- (ウ) 放送範囲
- (エ) その他必要な事項

ウ 要請責任者

放送を要請する場合の責任者は、総務課長とする。

(7) インターネットの利用

町長は、災害に関する予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対しとるべき措置についての通知、要請及び警告のため緊急を要する場合で特に必要があると認めたとき、又は避難指示、緊急安全確保を発令する場合において緊急を要し、特に必要がある場合は、災害対策基本法第57条、同61条の3、災害対策基本法施行令第22条の規定に基づき、あらかじめ協議して定めた手続きにより、ポータルサイト・サーバー運営業者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを要請することができる。

2 孤立地区との通信連絡

災害により通信が途絶し、かつ徒歩による連絡が困難な孤立地帯が発生したときは、町長は、漁業協同組合へ船舶によるアプローチを要請するほか、南予地方局八幡浜支局を通じて県（消防

防災安全課)、県消防防災ヘリコプター(必要により自衛隊、警察、第六管区海上保安本部の航空機)による航空撮影の要請等を依頼し、孤立地域との連絡を図るものとする。また、衛星携帯電話やバイク等も必要に応じて活用する。

3 情報の収集・伝達手段の応急復旧

災害による通信機能の低下を最小限にとどめ、早急な機能の回復を図るため、情報の収集・伝達手段については、迅速に応急復旧のための体制を整備するものとする。

4 アマチュア無線通信施設又は携帯電話の活用

災害により通信連絡が困難となった場合には、町内アマチュア無線局の協力を求め、通信の確保を図る。また、各職員が保有している携帯電話についても通信手段のひとつとして活用する。

第4節 情報活動

町及びその他関係機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況を収集するとともに、必要に応じて連絡調整のための職員を相互に派遣するなど、速やかに関係機関に伝達し、情報を共有する。

1 情報活動の強化

(1) 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

町は、災害が発生するおそれがある場合は、災害の危険性の予測を、発災直後は人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況、119番通報の殺到状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに県へ連絡する。ただし、県へ連絡できない場合、国（総務省消防庁経由）へ連絡する。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要の情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域（海上を含む。）で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

(2) 情報活動における連携強化

ア 情報の収集及び伝達は、県災害対策本部（県災害警戒本部）と各地方本部又は支部、地方本部又は支部と町対策本部の各相互間のルートの基本として、警察署及び各防災関係機関と密接な連携の下に行う。

イ 情報活動における連携強化のため警察署は、必要に応じて地方本部及び町対策本部に警察官を派遣するものとし、地方本部も必要に応じて町対策本部に職員を派遣する。

2 処理すべき情報の種類

(1) 災害情報等の受理・伝達・周知

ア 県災害対策本部（県災害警戒本部）から通知される災害に関する情報等は、町対策本部（町対策本部設置前においては総務課）において受理する。

イ 受理した情報については、同報系防災行政無線（屋外スピーカ、戸別受信機）、緊急速報メール、Lアラート（災害情報共有システム）、ソーシャルメディア、広報車、地域住民による連絡網など、多様な手段を活用し、住民に対して周知徹底を図る。

(2) 被害状況及び災害応急対策に関する情報の収集・伝達

収集、伝達すべき情報の主なものは、次のとおりである。

また、119番通報状況による被害概況の早期把握と、町職員を地域へ派遣するほか、消防団員、自主防災組織の構成員等の中から情報の収集・伝達責任者をあらかじめ定めるなど、迅速かつ正確な情報収集に努める。

- ア 被害状況
- イ 避難指示、緊急安全確保の発令又は警戒区域設定状況
- ウ 緊急援護物資等の在庫並びに供給状況及び応急給水状況
- エ 物資の価格、役務の対価動向
- オ 金銭債務処理状況及び金融動向
- カ 指定避難所等の設置状況及び住民の避難生活状況
- キ 救護所の設置状況並びに周辺医療機関及び病院の活動状況
- ク 観光客等の状況
- ケ 県の実施する応急対策の実施状況

3 情報の収集

町対策本部は、災害による被害規模の早期把握のため、防災行政無線、消防無線、衛星携帯電話、県災害情報システム等、多様な通信手段により情報を収集するほか、次の手段や方法を用いる。

- (1) 各地区における初期の情報収集は、自主防災組織等に協力を求めて実施する。
- (2) 配備要員は、参集途上において被害の発生するおそれがある箇所又は被害状況等の情報を収集する。
- (3) 災害発生を覚知した場合は、町は、町民課を中心とした職員、消防団による被害調査班を派遣し、情報を収集する。
- (4) 電話その他通信施設又は被害調査班、地域住民（区長、自主防災組織等）及び警察から情報を収集する。
- (5) 災害危険箇所については、関係課職員及び消防団員により警戒パトロールを行う。なお、状況に応じて消防団へ警戒パトロールを要請する。
- (6) 甚大な被害を受け、町対策本部への参集が困難な職員は自宅待機させ、自宅周辺の情報収集に当たらせる。
- (7) 被災状況を確認するため、町所有の防災情報カメラや小型無人航空機（ドローン）を活用し情報収集に努める。

資料編・伊方町防災情報カメラ設置状況

- (8) 災害により甚大な被害が予想される場合、町長は、南予地方局八幡浜支局を通じて、県、県警察本部、第六管区海上保安本部、自衛隊及びヘリコプターを所有する各機関に対し、情報収集のための偵察活動を要請するものとする。
- (9) 被害が甚大で情報の収集及び状況調査が不可能なとき、又は専門的な技術を必要とする場合は、県又は関係機関の応援を求めて実施するものとする。また、情報の収集、調査については、警察、県及び関係機関と充分連絡をとる。
- (10) 町は、被害状況の収集及び把握をするため、関係各機関と連携し、各種被害状況を確実、迅速に入手又は提供する体制を整備する。各種被害ごとの担当部及び協力関係機関は、次のとおりである。

被害等の区分	担 当 部	協 力 関 係 機 関
総合被害	総務部	—
町有財産被害	総務部	—
商工業関係被害	産業建設部	伊方町商工会
火災発生	総務部 消防部	八幡浜地区施設事務組合消防本部
水防情報	総務部 消防部	八幡浜地区施設事務組合消防本部 南予地方局八幡浜土木事務所
医療、衛生施設被害	町民部	八幡浜医師会 収集委託業者
社会福祉施設被害	保健福祉部	民生児童委員 社会福祉協議会 社会福祉協会
住家等一般被害	産業建設部	区長 伊方町建設振興会
土木施設被害	産業建設部	南予地方局八幡浜土木事務所 伊方町建設振興会
農林水産業関係被害	産業建設部	西宇和農業協同組合 八幡浜漁業協同組合 愛媛県漁業協同組合
水道関係被害	上下水道部	南予水道企業団 給水装置工事事業者
教育関係被害	教育部	—

注 上記のほか、ライフライン関係被害は、それぞれの事業者から入手するとともに、町の被害状況を伝達する。

4 情報の伝達

町と県との情報の伝達は、県防災通信システム（地上系・衛星系）や県災害情報システムをはじめ、多様な通信手段を活用して行う。

また、町は、同報系防災行政無線（屋外スピーカ、戸別受信機）、緊急速報メール、Ｌアラート、ソーシャルメディア、消防無線、広報車、地域による連絡網など多様な手段を活用し、住民への確実な情報の伝達に努める。

状況によっては、県を通じて報道機関に緊急放送を依頼し、住民への周知徹底を図る。

5 報告及び要請事項の処理

(1) 県等への報告責任者

災害報告の責任者は、総務課長とする。

(2) 報告すべき災害の範囲

ア 災害救助法の適用基準に合致するとき。

イ 町が災害対策本部を設置したとき。

ウ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるとき。

エ その他特に県から報告の指示をされたとき。

- (3) 町対策本部は、被害状況のほか、要請事項や町の災害応急対策実施状況、災害対策本部設置状況等を速やかに県災害対策本部（県災害警戒本部）に対し、報告又は要請を行う。ただし、県災害対策本部（県災害警戒本部）に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。

報告及び要請すべき事項の主なものは次のとおりである。

- ア 緊急要請事項
- イ 被害状況
- ウ 町の災害応急対策実施状況

なお、消防機関への通報が殺到した場合は、直ちにその状況を県災害対策本部（県災害警戒本部）及び直接消防庁へも、原則として、覚知後30分以内に可能な限り早く、把握できた範囲で報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、町は第一報後も引き続き報告を行う。

- (4) 報告の方法

報告は、次の方法により行うものとする。ただし、これらの通信方法がいずれも不通の場合は、通信可能地域まで伝令により報告する等あらゆる手段をつくして報告するものとする。

- ア 県防災通信システム（地上系・衛星系）
- イ 電話
- ウ インターネット
- エ 県災害情報システム

- (5) 報告の内容と時期

報告については、資料編 災害の被害認定基準により、次のとおり行うものとする。

- ア 発生報告

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、町及び防災関係機関が災害を覚知したとき、直ちに即報するものとする。

なお、報告に当たっては、迅速を旨とし、概況を「災害発生報告様式」（様式第1号）に示す事項について報告することとし、特に人的及び家屋被害を優先して報告する。

- イ 中間報告

被害状況が判明次第、逐次報告するもので、「中間報告・最終報告様式」（様式第2号の(1)及び様式第2号の(2)）に定める事項について、判明した事項から逐次報告し、即報が2報以上にわたるときは、先報との関連を十分保持するため、一連番号を付して、報告時刻を明らかにするものとする。

なお、報告に当たっては、八幡浜警察署等と密接な連絡をとりながら行うものとする。

- ウ 最終報告

被害確定報告であるので、正確な調査結果を、災害応急対策終了後10日以内に、「中間報告・最終報告様式」（様式第2号の(1)及び様式第2号の(2)）により行うものとする。

- エ その他即報事項

次に掲げる事項が発生した場合、町は直ちに報告するものとする。

- (ア) 町対策本部（水防本部等を含む。）を設置又は解散したとき。

- (イ) 町長が自ら災害に関する警報を発したとき。
- (ウ) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令を行ったとき。

資料編・別表（災害の被害認定基準、様式第1号、様式第2号）

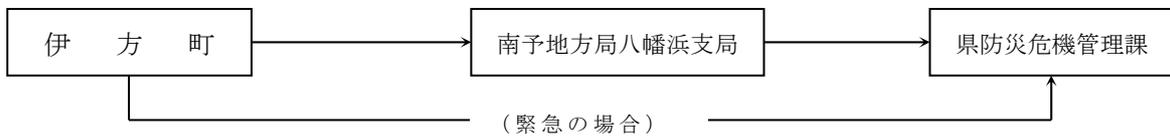
(6) 報告系統

ア 県への報告

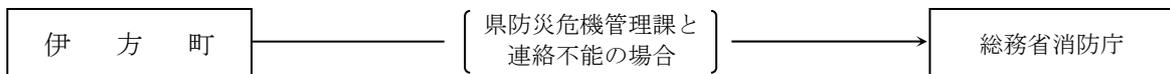
「発生報告」、「中間報告」、「最終報告」、「その他即報事項」は、南予地方局八幡浜支局を経由して、県防災危機管理課に報告する。

イ 緊急を要する場合等の報告

(ア) 情報は南予地方局八幡浜支局を経由して県に報告するのが原則とするが、緊急を要する場合には、県防災危機管理課に直接報告する。



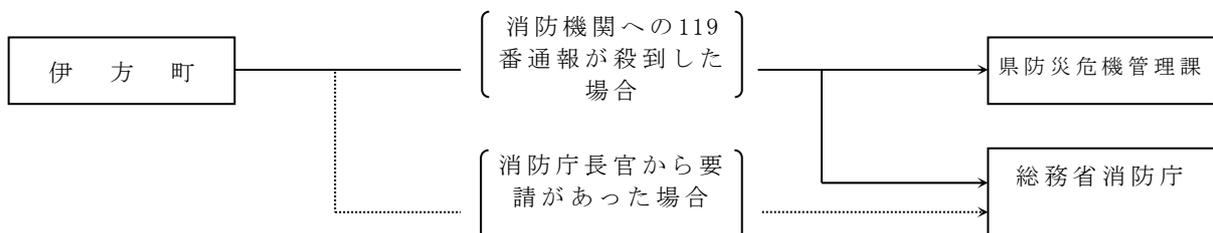
(イ) 県防災危機管理課との連絡がとれない場合は、直接、消防庁に対して被害状況を報告する。なお、県防災危機管理課と連絡がとれるようになった場合は、県防災危機管理課に報告するものとする。



(ウ) 消防庁の定める「直接即報基準」に該当する火災・災害等を覚知したときには、町は、第一報を県防災危機管理課に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、把握できた範囲で報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、町は、第一報後の報告についても引き続き消防庁に対しても行うものとする。

(エ) 町（消防機関を含む。）は、災害が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合には、最も迅速な方法により、直ちに県防災危機管理課及び直接消防庁へも、原則として、覚知後30分以内に可能な限り早く、把握できた範囲で報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、町は第一報後も引き続き報告を行う。

また、119番通報の状況等、当該非常災害の規模を把握するために必要な情報を積極的に収集し、県防災危機管理課等に報告する。



(消防庁への報告先)

回線別	区分	平日 (9:30~18:15) ※総務省消防庁応急対策室	左記以外 ※総務省消防庁宿直室
	NTT回線	電話	03-5253-7527
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	63-90-49013	63-90-49102
	FAX	63-90-49033	63-90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電話	64-048-500-90-49013	64-048-500-90-49102
	FAX	64-048-500-90-49033	64-048-500-90-49036

(県への報告先)

機関名	連絡窓口	区分	番号	
愛媛県	県民環境部 防災局防災危機管理課	NTT回線	電話	089-912-2318 089-941-2160 (夜間・休日)
			FAX	089-941-2160
		県防災通信システム	地上系電話	77-500-0-2318
			防災電話	500-301~500-304 500-311~500-314 500-321~500-324
			地上系FAX	501-201~500-203 501-211~500-214 501-221~500-224 501-231~500-234
		衛星	携帯電話	00-870-776397660
南予地方局 八幡浜支局	総務県民室	NTT回線	電話	0894-22-4111
			FAX	0894-24-6271
		県防災通信システム	地上系電話	77-505-0-207/208
			防災電話	505-22~505-24 505-31~505-34
			地上系FAX	505-21
		衛星	携帯電話	00-870-776397661

6 大規模災害時における市町の行政機能の確保状況の把握

震度6弱以上の地震が発生した場合、町における行政機能について、チェックリストを作成し、総務省市町村課に報告する必要があることから、町及び県は、「大規模災害時における市町村の行政機能の確保状況の把握について」取扱要領に従い、報告するものとする。

なお、県から総務省市町村課へは、FAXにより報告するものとする。

総務省市町村課 FAX 03-5253-5592

7 報道機関への情報伝達

(1) 実施担当者

総務部が行うものとする。

(2) 報道機関に対する発表及び依頼事項

災害の種別、発生の場所及び日時、被害状況、応急対策の状況、住民に対する避難情報の発令及び注意事項等を取りまとめ、適宜報道機関に発表するとともに、住民へ周知徹底の必要のある事項については、緊急放送を依頼するものとする。

8 発見者の通報義務

- (1) 災害の発生又は災害が発生するおそれがある異常な現象（著しい降雨雪、異常水位、地すべり、なだれ、火災等）を発見した者は、最寄りの町機関、消防署、警察署、海上保安部へ通報する。
- (2) 発見者により通報を受けた機関は、調査できるものについては直ちに調査するとともに、県（南予地方局八幡浜支局）、松山地方気象台、警察、その他の防災関係機関に通知する。

第5節 広報活動

町は、県及び防災関係機関との相互の連携を密にして、住民等のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。

1 広報責任者

総務部が実施する。総務部長は、部内の役割分担を定め、速やかに広報に努めるものとする。

2 広報事項

町は、管内の各防災関係機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、住民生活に密接に関係ある事項を中心に適切かつ迅速な広報を行う。

なお、町は、住民における第一義的な広報機関として、本章第4節「情報活動」2(2)に掲げる収集情報に基づき積極的な広報を行い、発災後の時間の経過とともに適宜内容を変えて実施するものとする。

主な広報事項は、次のとおりである。

- (1) 町対策本部の設置
- (2) 災害の概況（火災状況等）
- (3) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令
- (4) 指定緊急避難場所及び指定避難所等
- (5) 電気、水道、電話等（ライフライン）の被害状況
- (6) 交通機関の運行状況及び交通規制の状況
- (7) 食料及び生活必需品の供給に関する事項
- (8) スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- (9) 防疫に関する事項
- (10) 医療救護所の開設状況
- (11) 被災者等の安否情報
- (12) 不安解消のための住民に対する呼びかけ
- (13) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (14) 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み
- (15) 帰宅困難者に対する災害、避難情報等の提供
- (16) 災害復旧の見込み
- (17) 被災者生活支援に関する情報

3 広報実施方法

被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることや、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることに鑑み、あらゆる広報媒体（ラジオ、テレビ、新聞、広報車、町防災行政無線放送、インターネット（ホームページ）等）を利用して有効、適切と認められる方法による広報を行うものとする。

また、CATVによる情報伝達は、文字放送、手話放送、外国語放送など要配慮者に対して非

常に有効な情報伝達手段となり得るので、CATVを利用して、広報を行うものとする。

なお、広報の実施に当たっては、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与されている賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等にも配慮した広報を行い、特に、避難行動要支援者に対する広報は、あらかじめ作成した個別避難計画に基づき、確実な情報伝達が可能な手段を確保する。

伝達手段例及びその特色

伝達手段	種別	特色
広報車	(被) (生)	発災直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用
防災行政無線放送	(被) (生)	〃
掲示板	(生) (安)	各指定避難所や地域の拠点に設置。被災者同士の情報交換にも有効
情報紙	(生) (安)	各指定避難所に配布。最も重要、確実な情報提供手段のひとつ
新聞折り込み	(生) (安)	指定避難所以外の被災者に確実に情報提供が可能
インターネットパソコン通信	(被) (生) (安)	町からの情報以外に、被災者、被災者の家族・友人等間での情報交換も可能
自主防災組織を通じての連絡	(被) (生) (安)	要配慮者にも確実に伝えることができ、広報のみならず住民からの情報入手の手段にもなる。
CATV報道機関	(被) (生) (安)	各被災者に最も情報が伝わりやすく、広域的な被害の概要又は生活情報等の提供手段
総合案内所相談所	(生) (安)	個人(世帯)に対処することができ、被災者からのニーズを把握するのに最適な手段
緊急速報メール	(被) (生)	高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の避難情報など、住民に早く伝える必要のある重大な事項のみ配信

(被) 被害状況 (生) 生活情報 (安) 安否情報

4 県に対する広報の要請

県に対して広報の要請を行う場合は、広報文案を添えて行う。

5 広聴活動

町及び各防災関係機関は、被災住民、関係者等からの問合せ、相談、要望、苦情等に対応し、適切な応急対策を推進するため、役場又は指定避難所に広報担当者等職員を派遣するなどして相談窓口等を開設する。

6 広報資料(写真)の収集

報告、記録、陳情用としての資料(写真)を収集する。ただし、交通途絶等により、写真班を現地に派遣できない場合は、あらかじめ自主防災組織等に撮影等の協力を依頼するものとする。

7 関係機関の活動

(1) 広報事項

防災関係機関は、各防災業務計画等の定めるところにより、次の事項について災害の状況に応じ適宜適切な災害広報を実施する。

ア 電気、ガス、水道、電話等(ライフライン)の被害状況

イ 災害応急対策状況及び復旧見込

(2) 広報実施方法

町との連絡を密にしながら、各防災関係機関の責任において、報道機関等の協力を得て行う。

8 住民が必要な情報を入手する方法

住民等は、各人がそれぞれ正しい情報を正確に把握し、適切な行動及び防災活動を行うよう努める。

主な情報源と情報内容は次のとおり。

- (1) ラジオ、テレビ、CATV、インターネット
知事、町長の放送要請事項、災害情報、交通機関運行状況等
- (2) 防災行政無線（同報系）、緊急速報メール、消防無線、有線放送、広報車、ソーシャルメディア、ワンセグ放送
主として町内の情報、指示、指導等
- (3) 自主防災組織を通じた連絡
主として町対策本部からの指示、指導、救助措置等
- (4) サイレン等
河川の増水、火災発生のお知らせ
- (5) 町や県のホームページ
各種警報、避難指示等の発令状況、被害情報、道路情報等

9 安否情報の提供

町は、被災者の安否について住民等から問い合わせがあったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

第6節 災害救助法の適用

大規模災害が発生するおそれがあり、又は災害による被害の規模が一定以上となった場合に、災害救助法の適用を受け、被災者の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全を図る。

1 実施責任者

災害救助法による救助は知事が実施し、町長はその補助に当たる。ただし、知事が救助を迅速に行う必要があると判断した場合は、救助の実施に関する事務の一部が委任され、町長が実施する。

2 適用基準

(1) 災害が発生するおそれがある場合の災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合で、現に救助を必要とするときに、市町の区域を単位に実施する。

(2) 災害が発生した場合の災害救助法の適用基準

町は、次の基準に基づき、災害救助法の適用に該当するかどうかの判定を行い、該当する又は該当する見込みがあると認めた場合は、直ちにその状況を記して知事に報告するものとする。

なお、災害救助法による救助は、市町の区域を単位に、原則として同一の原因の災害による被害が一定の程度に達した場合で、かつ、現に救助を要する状態にあるときに実施される。

ア 基準1号（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号）

町の住家滅失世帯数が、下表に示す世帯数以上に達したとき。

町の人口	住家滅失世帯
8,397人（令和2年10月1日現在）	40世帯

イ 基準2号（災害救助法施行令第1条第1項第2号）

被害世帯数が前記アの基準に達しないが、県内の被害世帯数が1,500世帯以上で、町の被害世帯が下表に示す世帯数以上に達したとき。

町の人口	住家滅失世帯
8,397人（令和2年10月1日現在）	20世帯

ウ 基準3号（災害救助法施行令第1条第1項第3号前段）

被害世帯数が、前記ア又はイの基準に達しないが、県内の被害世帯数が7,000世帯以上に達した場合で町の被害世帯数が多数であり、特に救助を必要とするとき。

エ 基準4号（災害救助法施行令第1条第1項第3号後段）

当該災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。

オ 基準5号（災害救助法施行令第1条第1項第4号）

多数の者が、生命身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合で、内閣府令で定める基準に該当するとき。

3 被害世帯数の換算基準

- (1) 住家の全壊、全焼又は流失は、1世帯を1滅失とする。
- (2) 住家が、半壊、半焼の場合は、2世帯で滅失1世帯に換算する。
- (3) 住家の床上浸水及び土砂の堆積等の場合は、3世帯をもって、滅失1世帯に換算する。

4 適用手続

- (1) 町長は、町内における災害の程度が、適用基準のいずれかに該当する場合、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその旨を南予地方局八幡浜支局を通じて知事に報告するとともに、災害救助法を適用する必要がある場合は、併せてその旨を要請する。
- (2) 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指示を受けなければならない。

5 救助項目及び実施期間

救助項目及び実施期間は、次のとおりである。

救 助 項 目	実 施 期 間	計画記載箇所（すべて本章）
避難所の開設及び収容	7日以内	第7節 避難活動
炊き出しその他食品の給付	7日以内	第15節 食料及び生活必需品等の確保・供給
被服寝具その他生活必需品の給付貸与	10日以内	第15節 食料及び生活必需品等の確保・供給
飲料水の供給	7日以内	第16節 飲料水の確保・供給
応急仮設住宅	20日以内着工	第22節 応急住宅対策
住宅の応急修理	1か月以内完成	第22節 応急住宅対策
医療助産	14日以内（医療）及び7日以内（助産）	第17節 医療救護活動
災害にかかった者の救出	3日以内	第13節 人命救助活動
死体の捜索処理埋葬	10日以内	第14節 死体の捜索・措置・埋葬
障害物の除去	10日以内	第20節 障害物等の除去
応急救助のための輸送	救助項目ごとの救助期間中	第8節 緊急輸送活動
応急救助のための賃金職員等雇上げ	救助項目ごとの救助期間中	第26節 応援協力活動

学用品の給与	教科書1か月以内 文房具等15日以内	第23節 応急教育活動
--------	-----------------------	-------------

資料編・災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

第7節 避難活動

大規模災害発生時においては、土砂災害、家屋倒壊等や河川決壊・溢水等による氾濫などの発生が予想されるなかで、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、町は、住民の避難のために可能な限りの措置をとることにより、生命、身体の安全の確保に努める。その際、要配慮者についても十分考慮する。

1 避難指示等の発令基準

避難の指示等の基準は、災害の種類、地域、その他により異なるが、おおむね次のとおりであり、本町においては、特に土砂災害、高潮に留意するものとする。

なお、町長は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令について、各関係機関からの協力を得ながら、洪水や土砂災害等の災害事象の特性等を踏まえ、避難の対象となる区域や客観的な判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するとともに、指定緊急避難場所や避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

また、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

警戒レベルに対応した避難情報や住民等のとるべき行動等の関係については、資料編「警戒レベルと住民等のとるべき行動について」のとおりである。

町は、避難指示等の対象地域、判断時期等について、指定行政機関、指定地方行政機関及び県に助言を求めることができる。

なお、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

高齢者等避難 (警戒レベル3)	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければ人的被害の発生する可能性が高まったとき
避難指示 (警戒レベル4)	(1) 暴風の来襲、断続的な大雨により災害が発生し又は発生が予想され、生命、身体の危険が強まってきたとき (2) 土砂災害警戒情報が発表されるなど、土砂災害の危険が強まってきたとき (3) 高潮による浸水害の危険が強まってきたとき
緊急安全確保 (警戒レベル5)	既に災害が発生又は切迫している状況において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命、身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、可能な範囲で発令

2 指示等の実施責任者

避難指示等は、次の者が実施責任者として行う。

実施責任者	実 施 内 容	根 拠 法 令
町長	○避難行動要支援者など、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければ、人的被害の発生する可能性が高まったときに高齢者等避難を呼びかける。	災害対策基本法第56条
	○災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、住民の生命及び身体を保護し、その他災害の拡大を防止するため必要と認める地域の、必要と認める住民等に対し避難の指示を行う。 ○また、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって住民の生命又は身体に危険が及びおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認める場合には、可能な範囲で、緊急安全確保を発令し、直ちに安全を確保するための措置を指示する。	災害対策基本法第60条
	○災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、住民の生命及び身体を保護するため必要があるとき、警戒区域を設定し、当該地域への立入制限、立入禁止又は退去を命じる。	災害対策基本法第63条
知事	○災害が発生した場合で、当該災害により町長が避難のための指示、緊急安全確保措置の指示を発令できなくなったとき、町長に代わって行う。	災害対策基本法第60条第6項
	○災害が発生した場合で、当該災害により町長が警戒区域の設定ができなくなったとき、町長に代わって行う。	災害対策基本法第73条
警察官又は海上保安官	○災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、避難の指示、緊急安全確保措置の指示が必要と認められる事態において、町長が指示できないと認められるとき、又は町長から要請があったとき、当該地域の住民等に対し避難の指示、緊急安全確保措置の指示を行う。	災害対策基本法第61条
	○災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、その必要性が認められるが、町長若しくはその委任を受けた吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは警戒区域を設定し、当該地域への立入制限、立入禁止又は退去を命じる。	災害対策基本法第63条第2項
警察官	○災害の発生により危険な状態が生じ、特に急を要する場合においては、その危険を避けるための避難の措置を行う。	警察官職務執行法第4条
知事又はその命を受けた職員及び水防管理者	○洪水又は高潮等により著しい危険が切迫していると認められるとき、当該地域の住民等に対し、避難のための立退きを指示する。 ○水防管理者が指示をする場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。	水防法第29条
知事又はその命を受けた吏員	○地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、当該地域の住民等に対し、避難のための立退きを指示する。 ○この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。	地すべり等防止法第25条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその現場にいないときは、その場の危険を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。	自衛隊法第94条

3 避難指示等の内容

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令は次の事項を明示して行い、避難行動の迅速化と安全を図る。

ただし、指示の内容を明示するいとまがない場合、この限りではない。

- (1) 要避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難理由
- (4) 避難経路
- (5) 避難時の服装、携行品
- (6) 避難行動における注意事項

4 避難指示等の伝達方法

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令を行った場合、町は、対象地域の住民に対して、同報系防災行政無線（屋外スピーカ、戸別受信機）、緊急速報メール、Ｌアラート（災害情報共有システム）、ソーシャルメディア、広報車、地域住民による連絡網等、多様な手段を活用し、避難情報等の確実な伝達に努めるほか、警察官、自主防災組織等の協力を得ながら周知徹底を図るものとする。

また、町は、避難行動要支援者について、地域住民、自主防災組織、福祉事業者等の協力を得ながら、あらかじめ作成した個別避難計画に基づき避難誘導を行う。

なお、町長は、これらの指示等を行った場合は速やかにその旨を知事に報告する。

5 警戒区域の設定

町長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限し若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。

なお、警戒区域の設定については、警察署、八幡浜地区施設事務組合消防本部、消防団等関係機関と連絡調整を図っておくものとする。また、警戒区域を設定した場合には、立入の制限、退去の確認を行うとともに、避難等に支障のないよう縄を張るなど立入禁止の措置を講ずるものとする。

(1) 警戒区域の設定権者

設定権者	災害の種類	内 容（要件）	根 拠
町 長	災 害 全 般	災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第63条第1項
知 事	災 害 全 般	町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるとき	災害対策基本法第73条
警 察 官	災 害 全 般	災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合で、その必要が認められるが、町長若しくはその委任を受けた町の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法第63条第2項
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法第4条
海上保安官	災 害 全 般	災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合で、その必要が認められるが、町長若しくはその委任を受けた町の吏員が現場にいないとき、またこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法第63条第2項
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	災 害 全 般	町長若しくは町長の委任を受けた町の吏員、警察官又は海上保安官がその場にいない場合	災害対策基本法第63条第3項
消防吏員又は消防団員	火 災	火災の現場において、消防活動の確保を主目的に設定	消防法第28条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	洪 水 高 潮	水防上緊急の必要がある場合において、水防活動の確保を主目的に設定	水防法第21条

(注) 警察官は消防法第28条、水防法第21条の規定によっても、第1次的な設定権者が現場にいないか、又は要求があったときは、警戒区域を設定できる。

(2) 注意事項

ア 町長の警戒区域設定権は、地方自治法第153条第1項の規定に基づいて町の吏員に委任することができる。ただし、組合消防の場合、関係職員を町職員に併任しなければ、職権を委任できない。

イ 警戒区域内への立入禁止、当該住民の退去措置等の方法については、関係機関と協議して定めておくものとする。

ウ 実際に警戒区域を設定した場合は、縄張り等により警戒区域の表示をしておき、避難等に支障のないよう措置しておくものとする。

エ 町長、警察官及び海上保安官は、協力して住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

(3) 指定行政機関等による助言

町は、指定行政機関、指定地方行政機関及び県に対し、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言を求めることができる。

6 避難の方法

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等での身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことができる。また、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行う。

災害の状況により異なるが、指定緊急避難場所等への避難が必要になった住民は、可能な限り自主防災組織等の単位ごとに集団避難方法により、町職員、消防団又は警察官の誘導の下に行う。

また、外国人、旅行者等に対しても、災害・避難情報の提供（外国人向けの多言語による情報発信を含む。）に努め、確実な避難誘導を行う。

なお、診療所、社会福祉施設、保育所等、多数の病人、高齢者、乳幼児を収容している施設にあっては、平常時において避難計画を立て、町役場、自主防災組織、消防署、警察署等との連絡を密にするものとする。

(1) 避難指示等が発令された要避難地区で避難する場合

ア 住民等は自宅等の出火防止措置を講じた後、協力してあらかじめ定めた集合場所へ集合する。

イ 自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は、集合場所を中心に組織をあげて消火・救出・救護・情報活動を行う。

ウ 住民等は、集合場所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織等の単位ごとに可能な限り集団避難方法により指定緊急避難場所、指定避難所等へ避難する。

エ 避難場所へ避難した住民等は、当該場所にも危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごとに町職員、警察官、海上保安官又は自衛官の誘導の下に、他の安全な避難場所へ避難する。

なお、町長が発令する避難指示等に従わず要避難地にとどまる者に対し、町職員、警察

官、海上保安官、自衛官等は、警告等を発するほか、避難の指示等に従うよう出来る限り説得に努める。

(2) その他の任意避難地区で避難する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、自宅等の出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。

(3) 避難誘導

避難の誘導は、町職員、消防団、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が担当し、要配慮者を優先的に行う。

避難は、避難者各自が行うのが原則であるが、自力による避難が不可能な場合は、担架又は車両、舟艇等により行う。

誘導経路については、事前に検討しその安全を確認し、危険箇所には標示、なわ張り等を行うほか、要所に誘導員を配置して事故防止に努め、特に夜間は照明を確保し、また、浸水地等には必要に応じ、舟艇、ロープ等の資材を配置して、誘導の安全を図る。

(4) 広域避難

町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

町、県及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

町、県及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

(5) 携行品の制限

避難誘導者は、避難立退きに当たっての携行品を最小限度（現金、貴重品、印鑑、食料、常備薬、着替え、懐中電灯、救急薬品、携帯ラジオなど）に制限し、円滑な避難が行われるよう適宜指導する。

7 避難道路の確保

町は、避難路の選定に当たっては、危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、職員の派遣及び消防団・警察官・自主防災組織等の協力により、避難道路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図る。

8 指定避難所等の設置及び避難生活

(1) 基本方針

町は、受入れを必要とする被災者の救助のために指定避難所を設置するとともに、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て、住民が必要最低限の避難生活を確保できるよう必要な措置を講ずる。受入れに当たっては、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。

町は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

また、指定避難所等の運営に当たっては、要配慮者や男女のニーズの違い、外国人の場合の言語や生活習慣、防災意識などの違いのほか、プライバシーの確保にも十分配慮する。

さらに、指定避難所等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

加えて、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、共有するよう努める。

県及び町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

また、県及び町は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の拡充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

(2) 指定避難所の開設

町は、避難が必要になった場合、直ちに職員を派遣して指定避難所を開設し、設置場所等を速やかに住民に周知するとともに、円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び学校等避難施設の管理者の協力の下、被災者が必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。開設に当たっては、住民の自主避難にも配慮し、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努め、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設するよう努める。

なお、災害の規模等に鑑み、必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供のほか、公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所等の早期解消に努めることを基本とする。

指定避難所管理職員については、必要により他部の応援を得るものとする。

(3) 避難生活者

指定避難所等で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け又は受けるおそれのある者で、居住する場所を確保できない者とする。

(4) 設置場所

町は、「町地域防災計画」に定めた指定避難所を設置する。

また、必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設等についても安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として活用する。

なお、設置場所としては、次の場所が考えられる。

- ア 高潮や山・崖崩れ、浸水等の危険のない地域に設置する。
- イ 避難所の設置に当たっては、避難所の被害状況及び安全性を確認の上、避難生活者の人数に応じて次の順位により設置する。
 - (ア) 学校、体育館、公民館等の公共建築物
 - (イ) あらかじめ協定した民間の建築物
 - (ウ) 避難場所等に設置する小屋又はテント等（自主防災組織等が設置するものを含む。）
- ウ 要配慮者については、必要に応じて福祉避難所を開設する。また、その状況に応じて受け入れるための社会福祉施設等の確保や、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるほか、心身の状態に配慮した応急仮設住宅の設置を検討するなど、多様な避難所の確保に努める。
- エ 状況に応じ、公的宿泊施設、民間宿泊施設等を確保する。
- オ 状況に応じ、船舶を宿泊施設として活用する。その場合は、県を經由して四国運輸局愛媛運輸支局又は愛媛県旅客船協会に船舶のあっせんを要請する。

資料編・避難場所及び避難所一覧

(5) 設置期間

町長は、災害情報、降雨等による災害発生の危険性、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建築状況等を勘案し、県と協議して設置期間を決める。

(6) 指定避難所等の運営

- ア 町は、避難者、住民、自主防災組織、学校等避難所施設の管理者、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力を得て指定避難所等を運営する。その際、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。
- イ 指定避難所等には、指定避難所等の運営を行うために、必要な町職員を配置する。また、指定避難所等の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。
- ウ 避難生活の運営に当たっては、要配慮者に配慮する。
- エ 自主防災組織は、指定避難所等の運営に関して町に協力するとともに、相互扶助の精神により役割を分担するなど、自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。
- オ 町は、要配慮者の保健福祉に対する要望を把握し、介護職員等の応援受入も図りながら保健福祉サービスの提供に努めるとともに、避難生活が困難な場合は要配慮者の社会福祉施設等への移送に努める。
- カ 町は、指定避難所等における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握や仮設トイレやマンホー

ルトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するように努め、必要な対策を講ずる。また、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講ずるよう努める。

キ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、慢性疾患用医薬品等の服薬状況、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所等の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努める。

ク 町は、必要に応じ、被災者支援等の観点から、指定避難所等における家庭動物の受入れや飼養方法について、担当部局及び運営担当（施設管理者など）との検討、調整を行い、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

ケ 町は、避難生活等に関する相談窓口の開設又は巡回相談等を実施する。

コ 指定避難所等の運営における女性の参画を推進するとともに、性別による役割の固定や偏りがおきないように配慮する。さらに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点等に配慮する。特に、男女別のトイレ、更衣室、物干し場や授乳室の設置、生理用品等の女性による配布、男女ペアでの巡回警備等による指定避難所等における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所等の運営管理に努める。

サ 町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、トイレ等の配置の工夫、照明の増設や注意喚起のためのポスター掲載など、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

シ 町は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等による、指定避難所等の早期解消に努める。

ス 保健師等による巡回健康相談等を実施し、避難住民の健康管理（メンタルヘルスを含む。）を行う。特に、エコノミークラス症候群（深部下肢静脈血栓症）、生活不活発病（廃用症候群）、疲労、ストレス緩和、高齢者虐待の防止等について配慮する。また、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発にも努める。

セ 指定避難所等の運営に当たっては、指定避難所等で生活する避難者だけでなく、避難所以外で避難生活を送る者も支援の対象とし、食料等生活関連物資の配布、巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等、これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。

ソ 町は、県や国際交流協会等と連携（災害多言語支援センターが設置されている場合は、同センターと連携）し、外国人への災害情報や支援情報等の提供、支援ニーズの収集に努める。

9 指定避難所等への町職員等の配置

町が設定した指定緊急避難場所及び指定避難所等には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため

町職員（消防職員、消防団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。その際、女性の参画促進に努める。

10 指定避難所等における町職員等の役割

(1) 町職員

指定避難所等に配置された町職員は、自主防災組織等の協力を得て次の事項を行う。

- ア 被災者の受入れ
- イ 被災者に対する食料、飲料水の配給
- ウ 被災者に対する生活必需品の供給
- エ 負傷者に対する医療救護
- オ 高潮・火災等の危険状況の確認及び避難した者への情報伝達
- カ 避難した者の掌握
- キ 状況に応じ、避難した者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は指定避難所等への受入れ

(2) 指定避難所等の所有者又は管理者

町が設定した指定避難所等を所有し又は管理する者は、指定避難所等の開設及び避難した住民に対する応急の救護に協力する。

11 学校における災害応急対策

学校における災害は、いつ、どのように発生するか分からないことから、不測の事態に際しても、万全の対応策がとれるよう、平常時から教職員全員が危機管理意識をもって、備えをしておくことが重要である。

このため、町教育委員会は、学校安全に関する手引き（文部科学省作成ほか）等に基づき、安全教育を計画的に実施していくとともに、防災に関する計画や災害時のマニュアル（危機管理マニュアル）を平常時から定めておく。また、指定避難所等を指定する町の関係部局や自主防災組織等の指導・協力を得て、施設の利用方法等について、事前に学校の役割分担を協議しておく。

- (1) 危機管理マニュアルの作成及び見直し
- (2) 災害対応に関する教職員の共通理解の促進
- (3) 保護者、地域、関係機関との連携
- (4) 防災上必要な設備等の整備及び点検
- (5) 災害時の連絡体制の確立と周知
- (6) 適切な応急手当のための準備
- (7) 指定緊急避難場所の確認
- (8) 登校・下校対策
- (9) 学校待機の基準と引渡しの方法

12 避難状況の報告

町対策本部は、指定避難所を開設した場合には、速やかに、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して住民に周知するとともに、次の事項について南予地方局八幡浜支局を

經由して県災害対策本部（県災害警戒本部）をはじめ、八幡浜警察署、自衛隊等関係機関に連絡を行う。

また、指定避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握を行うとともに、車中避難者を含む避難所以外の避難者に係る情報の把握に努め、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。その際、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について、町に提供する。

さらに、災害の規模等により必要があるときは、緊急援護物資の供給等を県災害対策本部（災害警戒本部）に依頼する。

- (1) 指定避難所開設の日時及び場所
- (2) 箇所数及び収容人員（指定避難所ごと）
- (3) 開設期間の見込み

13 災害救助法に基づく措置基準

指定避難所設置における費用限度額、期間等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」のとおりとする。

資料編・災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

第8節 緊急輸送活動

緊急輸送の実施に当たっては、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とし、被災者の避難及び災害応急対策等の実施に必要な要員及び物資の輸送を応急復旧の各段階に応じて迅速、的確に行う。

1 実施体制

- (1) 被災者、災害応急対策要員の移送及び災害救助応急対策用資機材の輸送は、それぞれの機関において行う。ただし、実施機関において処理できないときは、町対策本部にあっては、南予地方局八幡浜支局を通じ、車両、その他の確保又は輸送移送について、県災害対策本部（災害警戒本部）に対し応援等の要請を行う。
- (2) 町は、あらかじめ緊急輸送に関する運送業者との協定を締結するなどして、災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画を定め、車両等の調達先及びそれらの燃料等の調達先を明確にしておき、人員及び物資等の輸送手段を確保する。

2 緊急輸送対象等

(1) 緊急輸送の対象

緊急輸送の対象とする人員、物資等は、次のものである。

- ア 災害対策要員として配備される者、又は配置替えされる者
- イ 医療（助産）救護を必要とするもの
- ウ 医療品、医療資機材
- エ 食料、飲料水等の救護用物資
- オ 応急復旧資機材
- カ 公共施設、生活関連施設等の災害防止用及び応急復旧用資機材
- キ その他町長が必要と認めるもの

(2) 緊急輸送の段階別対応

ア 第一段階（被災直後）

自衛隊のヘリコプターによる輸送支援を中心に次の輸送を行う。

- (ア) 災害応急対策要員及び災害応急対策に必要な医療従事者又は医療品等
- (イ) 無線中継基地、無線局の点検・保守のために必要な人員及び資機材
- (ウ) 災害の拡大を防止するための人員及び資機材
- (エ) ヘリコプターの燃料

イ 第二段階（被災後1日～6日程度の間）

ヘリコプター、航空機、船舶及び輸送可能な道路を利用して次の輸送を行う。

- (ア) 第一段階の輸送の続行
- (イ) 緊急処置を必要とする患者等
- (ウ) 食料等、生命の維持に必要な緊急物資
- (エ) 輸送道路確保のための必要な人員及び資機材
- (オ) 旅行者等

ウ 第三段階（被災後7日間程度以降）

陸上及び海上の輸送を中心に次の輸送を実施する。なお陸上交通が不可能な地域に対しては空中輸送を継続する。

(ア) 災害復旧に必要な人員、資機材

(イ) 生活必需品

(3) 輸送の調整等

緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは町対策本部において調整を行う。この場合、次により調整することを原則とする。

第1順位 住民の生命の安全を確保するために必要な輸送

第2順位 災害の拡大防止のために必要な輸送

第3順位 災害応急対策のために必要な輸送

3 車両による輸送（陸上輸送体制）

(1) 車両の確保

災害の種別、程度により道路交通が不能となる場合以外は、町対策本部所有の車両により迅速・確実に輸送を行うものとする。また、町対策本部所有の車両で不足する場合は、公共的団体、輸送業者等の車両を借り上げ、輸送の確保を図るものとする。

町対策本部各部は、災害時の輸送のため、車両等の借上げを要するときは、総務部に車両等確保の要請をするものとする。

車両確保等の要請を受けた総務部は、輸送の緊急度、輸送条件、町対策本部保有車両の活動状況等を総合的に掌握し、輸送の優先順位その他について調整を行うものとする。

(2) 燃料の確保

町対策本部は、緊急通行車両等の燃料を確保するため、町内業者等を把握しておくとともに、必要により協定の締結等を推進する。

4 緊急通行車両の確認申請

緊急輸送に当たっては、知事又は公安委員会の発行する標章及び証明書の交付を受けて掲示又は携行させるものとする。

(1) 緊急通行車両の標章及び証明書の交付

町（総務部）は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両であることの確認を求め、確認された場合には、災害対策基本法施行規則第6条に規定する標章及び証明書が交付される。

(2) 緊急通行車両の確認事務

ア 災害対策基本法施行令第33条に基づく確認事務は、知事に対し行うものは県防災危機管理課、公安委員会に対し行うものは警察本部交通規制課及び八幡浜警察署交通課において行う。

イ 確認の手続きの効率化・簡略化を図り、かつ、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急通行車両については、事前に必要事項の届出をする。

資料編・緊急通行車両の標章及び証明書

5 船艇による輸送（海上輸送体制）

道路が被災し、通行不能となり、陸上輸送により難しい場合で、船舶等による輸送が効果的な場合には、八幡浜漁業協同組合、愛媛県業協同組合三崎支所に要請し、船舶による輸送を行う。

町内に借り上げる船艇がない場合は、直ちに県又は隣接市町に依頼するものとする。

6 人力による輸送

災害により機動力による輸送が不可能な場合、賃金職員等を雇い上げ人力による輸送を行う。労務の確保は、本章第26節「応援協力活動」によるものとする。

7 県消防防災ヘリコプター等による輸送

地上輸送がすべて不可能な場合は、南予地方局八幡浜支局を通じて県に要請し、空中輸送を行う。

町は、管内のヘリポートの緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。

町内のヘリポート適地は、資料編に掲載のとおりである。

また、孤立が想定される地区を中心に臨時ヘリポートの確保に努める。

資料編・ヘリコプターの飛行場外離着陸場一覧

8 物資の一時集積場所の指定

災害が大規模である場合は、町における調達物資又は救援物資は大量となることが予想されるため、町内の次の施設を物資の一時集積場所と定め、町民部を中心とする職員又はボランティア等の協力を得て、物資の仕分け、配送を行うものとする。

施設名	所在地	電話番号
伊方共同選果場	伊方町湊浦739-1	0894 (38) 2311
三崎共同選果場	伊方町二名津1693	0894 (54) 2188
瀬戸選果場	伊方町三机乙2989-11	0894 (52) 0012

9 緊急輸送道路

緊急輸送道路は、第2章第19節「公共土木施設等の予防対策」2(1)に示すとおりである。

町においては同路線につながり、輸送に必要な町道を最優先に業者に啓開を要請し、ヘリコプター、船舶との連携を考慮した的確な輸送計画を作成し、実施する。

10 記録等

車両、船艇、賃金職員等を借り上げて物資及び人員を輸送したときは、次の書類、帳簿等を整備保管しておくものとする。

- (1) 輸送記録簿
- (2) 輸送関係支払証拠書類
- (3) 輸送用燃料及び消耗品受払簿
- (4) 修繕費支払簿

11 応援要請

町は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、次の事項を明示して、南予地方局八幡浜支局を經由して県に、又は近隣市町に対し調達、あっせんを要請する。

- (1) 輸送区間及び借上げ期間
- (2) 輸送人員又は輸送量
- (3) 車両等の種類及び台数
- (4) 集結場所及び日時

12 災害救助法に基づく措置基準

応急救助のための輸送費等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」のとおりとする。

資料編・災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

第9節 交通応急対策

災害時における交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する人員及び資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ交通規制を実施するなど陸上交通の確保に努める。

また、海上においても、応急対策遂行のため、航路障害の除去及び必要に応じて船舶交通の規制を行う。

1 交通規制の実施責任者

実施責任者の区分は、次のとおりである。

	実施責任者	範 囲	根 拠 法
道路 管理 者等	国 土 交 通 大 臣 知 事 町 長 港湾管理者（港湾）	1 道路の損壊、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合 3 臨港道路の使用に関し必要な規制	道路法（昭和27年法律第180号） 第46条第1項 港湾法第12条
警 察	公 安 委 員 会	1 災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるとき。	災害対策基本法 第76条第1項
	警 察 署 長	2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑等を図るため必要があると認める場合	道路交通法 第4条第1項
	警 察 官	道路交通法第4条第1項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについて行う交通規制	道路交通法 第5条第1項
海 上 保 安 庁	海 上 保 安 庁 長 官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生じるおそれがある場合 1 海難船舶、危険物の流出域、損壊した係留施設・海上構造物及び流出した船舶、木材等で船舶交通に支障がある場合は、その範囲、日時を定めて船舶の交通を制限し又は禁止 2 海難船舶、漂流物又は沈没した物件等が船舶交通に障害となる場合には、これらの所有者に除去を命じ又は勧告 3 船舶交通の安全を図るため、必要に応じ船舶交通の整理・指導	海上交通安全法

2 道路、橋梁の危険箇所の把握

建設部を中心に消防団、自主防災組織の協力により、被害調査又は危険箇所の巡視警戒を行い、道路の破損、決壊、橋梁流失、その他交通に支障を及ぼすおそれのある箇所を早急に把握する。

3 陸上交通確保の基本方針

- (1) 公安委員会は、緊急輸送道路について優先的にその機能を確保するため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限するとともに、被災地域での一般車両の走行及び被災地への流入を原則として禁止する。
- (2) 道路管理者等は、その管理する道路について、自転車等の多様な移動手段の活用による現地調査の実施、道路管理用カメラの活用により早急に被害状況を把握し、応急復旧等を行い、道路機能の確保に努める。

また、道路の損壊、決壊その他の事由により二次災害の発生や交通が危険であると認められる場合は、速やかに八幡浜警察署長に連絡し、二次災害の防止に努めるとともに、区間を定めて道

路の通行禁止、制限又は迂回等の応急対策を講ずるものとする。

この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。

(3) 公安委員会及び道路管理者等は、相互に連絡を保ち、交通規制の適切な運用を図る。

(4) 道路管理者等は、道路の通行規制が行われている場合は、通行止めや通行状況が道路利用者に対して確実に伝わるよう道路情報提供装置、インターネット等を活用し、リアルタイムでの情報提供に努める。

4 交通規制の実施

(1) 交通規制措置

災害時において道路損壊等が発生した場合、又は予想される場合、被災地における災害警備活動の円滑な推進を図るため、警察本部、八幡浜警察署及び道路管理者等（道路管理者、港湾及び漁港管理者）は、緊密な連携の下、被災地域及びその周辺地域において、速やかに車両等の通行禁止、制限及び迂回道路の設定、誘導等の交通規制措置をとるものとする。

(2) 緊急交通路確保のための交通規制

責 任 者	規 制 内 容	根 拠 法
知 事	<緊急輸送道路の選定> 道路被害状況の調査結果に基づいて、県警察及び道路管理者等と協議し、緊急輸送にあてる道路を選定する。	災害対策基本法第70条
公 安 委 員 会	<交通規制の実施> 緊急交通路の円滑な運行を図るため、交通要点において緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。この場合、当該区域内に在る者に対し、通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要事項を周知させる措置をとるものとする。 また、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。	災害対策基本法第76条、第76条の4
県 警 察	<交通規制の実施、路上放置車両等に対する措置> 1 知事が緊急輸送道路を選定した場合、主要交差点を中心とする交通要所に警察官等を配置し、交通整理、指導及び広報を行う。 2 緊急交通路を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。 3 緊急通行車両の円滑な運行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置を命じ、又は自ら当該措置をとる。 4 交通規制に当たって道路管理者等関係機関と相互に緊密な連携を保つとともに、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて「愛媛県警備業協会」との協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。	災害対策基本法第70条、第76条の3
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	<路上放置車両等に対する措置> 定められた通行禁止区域等において、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置を命じ、又は自ら当該措置をとるものとする。	災害対策基本法第76条の3
消 防 吏 員	<路上放置車両等に対する措置> 定められた通行禁止区域等において、警察官がその場にはいない場合に限り、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置を命じ、又は自ら当該措置をとるものとする。	災害対策基本法第76条の3
道路管理者等	緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要がある場合には、運転者等に対し、車両移動等の措置を命じ、又は自ら当該措置をとる。	災害対策基本法第76条の6

(3) 災害対策基本法第76条第1項の規定に基づく交通規制実施時の車両運転者のとるべき措置

災害対策基本法第76条第1項の規定に基づく交通規制が行われたときには、交通規制が行われている区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内にある運転者は、次の措置をとる。

ア 速やかに車両を次の場所に移動させる。

(ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

(イ) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

イ 速やかに車両の移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

ウ 通行禁止区域等内において、警察官等の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。その際、警察官等の指示に従わなかったり、運転者が現場にいなかったりした場合に警察官等が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において車両等を破損することがある。

5 道路交通確保の措置

(1) 道路交通確保の実施体制

道路管理者、公安委員会等は、他の防災機関及び地域住民等の協力を得て道路交通の確保を行うものとする。

(2) 道路施設の復旧

道路管理者は、早急に被害状況を把握し、一般社団法人愛媛県建設業協会等の協力を得て、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保に努め、被害状況に応じた効果的な復旧を行う。

なお、この場合、緊急輸送にあてる道路を優先して行うこととし、一般社団法人愛媛県建設業協会等の協力者への要請においては、伝達系統の一元化及び優先順位の明確化に留意する。また、迅速な救急救命や救急支援物資などを支えるため、必要に応じて、応急復旧等の代行を国土交通省に要請する。

(3) 交通安全施設の復旧

公安委員会は、緊急輸送道路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。

(4) 道路管理者等の措置命令

ア 道路管理者等は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その区間を指定して、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

イ アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないとき、又は道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に当該措置をとらせることができないと認めて命令をしないこととしたときは、町は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、町は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

ウ 知事は、市町道に関し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、当該道路の道路管理者に対し、上記アに

係る指定若しくは命令をし、又は上記イに係る措置をとるべきことを指示することができる。

(5) 障害物等の除去

路上における著しく大きな障害物等の除去については、必要に応じて警察機関、消防機関、自衛隊等と協力して所要の措置をとるものとする。(本章第20節「障害物の除去」)

(6) 応援要請

災害の状況により応急措置が不可能な場合あるいは大規模な対策を必要とするときは、南予地方局八幡浜支局を通じて県に自衛隊の派遣を要請して応急復旧を図るものとする。自衛隊の派遣要請は、本章第28節「自衛隊への災害派遣の要請」によるものとする。

6 道路占用工作物の保全対策

道路占用工作物(電力、通信、水道その他)等に被害を発見した場合又は被害があった旨の情報を受けた場合、それぞれの関係機関又は所有者に安全対策を要請し、道路の保全を図るものとする。

7 緊急通行車両の確認等

緊急通行車両の規定については、本章第8節「緊急輸送活動」4に定めるところによる。

8 海上交通の規制

松山海上保安部及び宇和島海上保安部は、海難船舶、危険物の流出域、損壊した係留施設・海上構造物及び流出した船舶、木材等で船舶交通に支障がある場合は、その範囲、日時を定めて船舶の交通を制限し又は禁止にする。

また、海難船舶、漂流物又は沈没した物件等が船舶交通に障害となる場合には、これらの所有者に除去を命じ又は勧告を行う。

さらに、船舶交通の安全を図るため、必要に応じ船舶交通の整理・指導を行う。

9 海上交通確保の措置

(1) 港湾・漁港施設等の応急措置

港湾及び漁港の管理者は、管理する港湾・漁港について、障害物の除去、応急修理等輸送確保のための応急処置を講ずるほか、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告するとともに連携し、軽石除去による航路啓開に努めるものとする。

(2) 海上保安部は、警報の伝達、海洋汚染の防除、危険物取扱いの規制、火災・海難等への適切な措置を講ずる。

(3) 海上保安部等は、水路の水深に異常が生じたときは、必要に応じ測量を行い、標識を設置する等船舶交通の安全を確保する。

(4) 海上保安部等は、航路標識が損壊又は流出したときは、速やかに復旧に努める他必要な応急措置を講ずる。

(5) 町長は、油の流出による火災の鎮圧、水路確保のための措置の実施等、海上交通の確保のため必要な措置の実施について、南予地方局八幡浜支局を通じて知事に、海上自衛隊及び海上保安部の応援を要請するものとする。

第10節 孤立地区に対する支援活動

1 基本方針

町は、孤立地区が発生した場合、まず集落との連絡手段を早期に確保し、負傷者の緊急搬送に備えるとともに、被災状況等を把握の上、住民の集団避難、支援物資の搬送など必要な対策を行う。

2 町の活動

町は、県その他関係機関と互いに連携を図りながら、孤立地区に対し次の措置を行う。

(1) 孤立地域の把握

町は、孤立予想地区に対して、一般加入電話、町防災行政無線等を活用し、また、状況に応じて南予地方局八幡浜支局を通じて県（消防防災安全課）に県消防防災ヘリコプター（必要により自衛隊、警察）による空中偵察の要請を行い、孤立状況の実態の把握に努める。

(2) 衛星携帯電話等による外部との通信手段の確保

一般加入電話、県防災通信システム、衛星携帯電話等を活用し、外部との通信の確保を図る。

(3) 緊急救出手段の確保（ヘリコプター・バイク・船舶）

孤立し、緊急に救出をする必要があると認める場合には、バイク等を活用し、あるいは県に県消防防災ヘリコプター、又は県を通じて自衛隊の災害派遣を要請する。

(4) 集団避難の指示の検討

孤立状況が長期化した場合、当該地域の住民に対する集団避難の指示の実施について、県等の関係機関と検討する。

(5) 住民不在地域における防犯パトロールの強化

集団避難等を実施した場合は、避難住民の不安を払拭するため、関係機関等と連携しながら、住民不在地区における防犯パトロールを強化する。

(6) 緊急支援物資の確保・搬送

町は、町庁舎等に備蓄している物資を孤立地区に搬送するものとするが、町のみでは支援物資が不足又は実施が困難な場合は、県及び近隣市町に緊急支援物資の調達・あっせん、搬送手段の支援を要請する。

第11節 消防活動

火災は一旦大規模化すると、極めて大きな被害となることが予想されるため、住民や自主防災組織、事業所等も出火防止と初期消火に努めるとともに、県、町、消防機関は、他の機関等との連携を図りながら、その全機能をあげて消火活動や人命救助活動等に取り組む。

1 消防活動の基本方針

火災は、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度、消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策をとる必要があるが、火災による被害を最小限に食い止めるため、町は、消防機関及び消防団の全機能をあげて、次の基本方針により消防活動を行う。

(1) 出火防止活動及び初期消火の徹底

住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火を実施するとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に、危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。

(2) 人命の安全優先

同時多発火災が発生した場合は、人命の安全を最優先し、避難場所及び避難路確保の消防活動を行う。

(3) 危険地域優先

同時多発火災が発生した場合は、危険性の高い地域を優先に消防活動を行う。

(4) 人口密集地優先

同時多発火災が発生した場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先して行う。

(5) 重要建築物優先

重要建築物の周辺から出火し、延焼火災を覚知した場合は、重要建築物の防護上必要な消防活動を優先する。

(6) 消火可能地域優先

同時多発火災が発生した場合は、消防力の配備状況及び消防水利の配置状況等を踏まえ、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

(7) 救命処置を要する要救助者優先

多数の負傷者等が発生した場合、傷害の程度に応じ、救命処置を必要とする負傷者を優先し、その他の負傷者はできる限り自主的又は住民による応急処置を行わせる。

(8) 火災現場付近の要救助者優先

火災が多発し延焼の危険がある場合は、火災現場付近を優先に救急救助活動を行う。

(9) 多数の人命救助優先

延焼火災が少なく、同時に多数の救急救助が必要な場合は、多数の人命を救助できる現場を優先に救急救助活動を行う。

2 消防機関の活動

(1) 八幡浜地区施設事務組合消防本部の活動

消防長は、消防署及び消防団を指揮し、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防活動及び救急救助活動の基本方針に基づき、次により効果的な活動を行う。

ア 火災発生状況等の把握

管内の消防活動等に関する次の情報を収集し、町対策本部及び八幡浜警察署と相互に連絡を行う。

- (ア) 延焼火災の状況
- (イ) 自主防災組織の活動状況
- (ウ) 消防ポンプ自動車等の通行可能道路
- (エ) 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利などの使用可能状況
- (オ) 要救助者の状況
- (カ) 医療機関の被災状況

イ 消防活動の留意事項

消防活動に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (ア) 同時多発火災が発生している地域では、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等人命の安全を最優先した消防活動を行う。
- (イ) 危険物の漏えい等により災害が拡大し又はそのおそれがある地域では、住民の立入りを禁止し、避難誘導等の安全措置をとる。
- (ウ) 同時多発火災が発生し、多数の消防隊を必要とする場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先し、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動に当たる。
- (エ) 救護活動の拠点となる診療所、避難施設、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の消防活動を優先して行う。
- (オ) 延焼火災の少ない地域では、集中的な消防活動を実施し、安全地区を確保する。
- (カ) 住民及び自主防災組織等が実施する消火活動との連携、指導に努める。

ウ 救急救助活動の留意事項

要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送する。

(2) 伊方町消防団の活動

伊方町消防団は、火災が発生した場合、原則として八幡浜地区施設事務組合消防長の指揮下に入り、消防隊と協力して次の消防活動を行うものとする。ただし、消防隊出動不能又は困難な地域では、消防団長の指揮の下、消火活動等を行う。

ア 消火活動

幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先に行う。

イ 避難誘導

避難の指示が出された場合に、これを住民に伝達し、関係機関と連絡をとりながら住民を安全な場所に避難させる。

ウ 救急救助活動

八幡浜地区施設事務組合消防本部による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に

対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。重傷者等が発生した場合は、八幡浜地区施設事務組合消防本部と連携し近隣市町の診療所等に搬送を行うが、さらに必要な場合は県で定めた拠点病院への搬送を行うものとする。

- ・災害基幹拠点病院 …… 県立中央病院〔TEL 089 (947) 1111〕
- ・災害拠点病院 …… 市立八幡浜総合病院〔TEL 0894 (22) 3211〕

(3) 職員等の惨事ストレス対策

消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

3 消防活動の応援要請

(1) 県内の消防応援

町長は、火災が発生し、被災地の消防機関の消防力のみでは火災の防御が困難又は困難が予想される規模の場合には、火災の態様、動向等を的確に判断し、県下の他の消防機関に対して、消防応援協定に基づく応援要請（消防組織法第39条）を速やかに行うものとする。

ア 近隣市町間の消防相互応援協力に基づくもの

町の消防力のみでは災害の防御が困難であるが、近隣市町等の応援を得て対応できる場合は、市町間の消防相互応援協定に基づき応援要請を行う。

イ 南予地区広域消防相互応援協定に基づくもの

南予地区の他の消防機関の個別の応援を得て対応できるものは、南予地域の広域消防相互応援協定に基づき応援要請を行う。

ウ 愛媛県消防広域相互応援協定に基づくもの

同じ地域の他の消防機関のまとまった応援又は地域外の消防機関に広く応援を求める必要がある場合は、県下統一協定に基づく応援要請を行う。

また、応援の要請方法等具体的な活動要領については、「愛媛県消防広域相互応援計画」の定めるところによるものとする。

エ 応援隊の受入れ体制

応援消防隊の円滑な受入れを図るため、応援要請を行う消防機関は、連絡班を設け受入れ体制を整えておく。

(ア) 応援消防隊の誘導方法

(イ) 応援消防隊の人員・車両・資機材、指揮者等の確認

(ウ) 応援消防隊に対する食事、宿泊施設等の手配

(2) 緊急消防援助隊への応援要請

災害の状況により消防の広域応援の必要があると認めるときは、消防組織法第44条の規定に基づき、次の事項を明らかにして、知事に対し緊急消防援助隊の応援出動等の措置を要請する。

ア 救助・救急の状況、応援要請の理由及び応援の必要期間

イ 応援要請を行う部隊と人員、装備、資機材等

ウ 応援部隊の進入経路及び集結（待機）場所

エ 指揮体制及び無線運用体制

オ その他必要事項

資料編・大洲・西予市・八幡浜地区消防相互応援協定書

- ・南予地区広域消防相互応援協定書
- ・愛媛県消防広域相互応援協定書
- ・愛媛県消防団広域相互応援協定書

4 県消防防災ヘリコプターの活用

火災が発生し、町長又は八幡浜地区施設事務組合消防長が必要と判断した場合は、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」に基づき、愛媛県防災航空事務所に対してヘリコプターの緊急出動を要請するものとする。

資料編・愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定書

5 事業所の活動

(1) 火災予防措置

火気の消火及び危険物、高圧ガス等の供給の遮断確認及び危険物、ガス、毒劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

(2) 火災が発生した場合の措置

ア 自衛防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

イ 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(3) 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所においては、異常事態が発生し災害が拡大するおそれのあるときは、次の措置を講ずる。

ア 周辺地域の居住者等に対し避難など必要な行動をとる上で必要な情報を提供する。

イ 八幡浜警察署、八幡浜地区施設事務組合消防本部又は消防団等に電話又は駆け込み等、可能な手段により直ちに通報する。

ウ 事業所内への立入禁止、避難誘導等、必要な防災措置を講ずる。

6 自主防災組織の活動

(1) 火気遮断の呼びかけ、点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止、プロパンガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認をする。

(2) 初期消火活動

火災が発生したときは、消火器、消火栓等を活用して初期消火に努める。

(3) 消防隊への協力

消防隊（八幡浜地区施設事務組合消防本部、消防団）が到着した場合は、消防隊の長の指揮に従う。

7 住民の活動

(1) 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気機器類等の火気の遮断を直ちに行うとともに、プロパンガスはボンベのバルブ、危険物のタンクはタンクの前バルブを締める。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合は、家庭用消火器、風呂の汲み置きの水等で、可能な限り、初期消火活動を行う。

また、地域における相互扶助活動により、要配慮者等の救助・救出を行う。

第12節 水防活動

洪水、雨水出水、津波又は高潮等による水害を警戒し、防御するなど万全の水防体制を確立して、被害の軽減を図る。

1 水防の責任

(1) 町の責任

町内における水防体制と組織の確立、強化を図るとともに、水防活動が十分行われるよう、組織の指導と水防能力の確保に努める。

(2) 住民の責任

町長（水防管理者）又は水防組織の長より出動を命ぜられた場合は、直ちにこれに協力し、水防に従事しなければならない。

2 水防組織及び機構

(1) 水防本部の設置

ア 伊方町における水防活動を担う水防団は、消防団をもってこれに充てる。

イ 水防に関する警報を受けたときから洪水による危険が解消するまでの間、又は水害が予想される場合、町総務課内に水防本部を設置して事務を処理する。

ウ 町長は、水防本部を設置したときは関係機関に通報するものとする。

(2) 水防本部の機構

水防本部の編成及び分掌事務は、次のとおりとする。

ア 編成



イ 分掌事務

部名	長名	分掌事務
総務部	総務課長	1 各部相互及び水防関係機関との連絡調整、協力に関すること。 2 気象に関する連絡、水位、雨量、災害、被害等の調査及び連絡に関すること。 3 通信、広報に関すること
産業建設部	建設課長	1 水防工法及び応急復旧等の指導に関すること 2 資器材の確保、配分、輸送に関すること
水防部	消防長 水防団長	1 水防上必要な監視、警戒に関すること 2 水防工法作業に関すること

(3) 執務時間外における連絡

水防本部設置以前における執務時間外に異常気象通報があった場合の伝達要領は、次による。

ア 通報を受けた宿日直員は、その全文及び受領時刻、送受信者の職氏名を記録し、直ちに総務課長に通報する。

イ 総務課長は、状況により水防本部の設置を必要と認めた場合は、直ちに適当な方法により、町長に通報し、関係課長を招集して、水防に万全を期する。

3 雨量水位の通報

(1) 雨量通報

ア 水防本部は気象状況により、相当の降雨があると認めるときは、支所、駐在所、区長等と緊密な連絡をとり、必要に応じ各箇所雨量の状況を把握する。

なお、本部で入手した資料は直ちに南予地方局八幡浜土木事務所に通報する（総雨量が80mmになったとき、又は80mmを超えるときは1時間ごと）。

イ 水防本部長は、進んで県水防本部及び南予地方局八幡浜土木事務所と連絡をとり、常に的確な気象状況の把握に努めるとともに、町内の観測所より正確な資料を敏速に入手しなければならない。

ウ 雨量観測報告

雨量観測要員は、次の要領により水防本部へ通報しなければならない。

(ア) 雨が降り始めてから100mmに達したとき、その時刻と降り始めた時刻

(イ) その後は、毎時ごとの観測値

(ウ) 雨がやんだときは、その時刻と雨量

(2) 水位報告

水位観測員は、次の要領により水防本部へ通報しなければならない。

ア 通報水位に達したとき及び減水後同水位に復したときの時刻

イ 警戒水位に達したとき及び減水後同水位に復したときの時刻

ウ 警戒水位を超えたときは、同水位に復するまで毎時ごとの水位

エ 最高水位に達し、減水に向かうときは、その水位の時刻

4 消防団（水防団）の出動

水防本部は、次に示す基準により、消防団にあらかじめ定められた計画に従って出動準備又は出動の指令を出し、消防団の水防活動を適切に行わせるものとする。

(1) 出動準備

ア 豪雨等により堤防の決壊、漏水、崖崩れ等のおそれがあり、出動の必要が予想される時。

イ 気象予報、洪水予報、水防警報等により、洪水、津波又は高潮等の危険が予想される時。

(2) 出動

ア 潮位が異常を示し、高潮のおそれがあると予想される時。

イ 台風が本県若しくはその近くを通過するおそれがある時。

ウ その他、気象予報、洪水予報、水防警報等により、消防団の出動を要すると認められたとき。

5 監視及び警戒

(1) 常時監視

水防法第9条に基づく海岸堤防等の巡視者は、消防団員とする。巡視者は区域内に水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該海岸堤防等の管理者に連絡して、必要な措置を求めなければならない。

(2) 非常警戒

消防団員は、重要水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害の箇所、その他特に重要な箇所を中心として堤防を巡回し、次の状態に注意し、異常を発見した場合は直ちに水防本部長及び八幡浜土木事務所長に連絡するとともに水防作業を開始する。

- ア 裏法の漏水又は飽水による亀裂又は崖崩れ
- イ 表法で水当りの強い場所の亀裂又は崖崩れ
- ウ 天端の亀裂又は沈下
- エ 堤防の越水状況
- オ 樋門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締め具合
- カ 橋りょう、その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

6 避難のための退去の指示

洪水、雨水出水、高潮のため著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示するものとする。

その場合は、八幡浜警察署長にその旨を通知しなければならない。避難の要領については、本章第7節「避難活動」により実施するものとする。

7 水防資機材保有状況

本町における水防資機材の保有状況は、資料編に掲載のとおりである。

資料編・水防資機材保有状況

8 水防訓練

(1) 実施要領

次の項目について、十分訓練を行うよう水防計画に定めるものとし、一般住民の参加を求め、水防思想の高揚に努めるものとする。

- ア 観測（水位、潮位、雨量、風速）
- イ 通報（消防団の動員、居住者の応援）
- ウ 輸送（資材、器材、人員）
- エ 工法（各水防工法）
- オ 水防信号
- カ 樋門（角落しの操作）
- キ 避難、立退（危険区域居住者の避難）

(2) 実施時期

町は、最も効果のある時期を選び、毎年1回単独又は関係団体との連合、あるいは合同で、

水防訓練を実施するよう努めるものとする。

9 水防活動の応援要請

町長（水防管理者）は、水防上必要あるときは、別途締結している消防応援協定に基づき応援を要請する。

消防応援協定については、本章第11節「消防活動」3及び4に定めるところによるものとする。

10 大規模氾濫に関する減災対策協議会

町は、八幡浜土木事務所長が毎年出水期前に開催する大規模氾濫に関する減災対策協議会に参加し、次の事項について協議するとともに、重要水防箇所の合同点検を実施し情報共有を図るものとする。

- (1) 水災による被害の軽減に資する取組みについて
- (2) 水位情報等の連絡について
- (3) 危険防止対策について
- (4) 水防資器材の補充応援について
- (5) 避難対策について
- (6) 水門及び樋門の管理及び操作について
- (7) 流域治水について
- (8) その他水防に関する事項

第13節 人命救助活動

救出を必要とする負傷者等に対する救助活動は、関係機関が連絡を密にし、特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分し、可能な限り速やかに行う。

救助・救急活動を実施する各機関は、業務に従事する職員等の安全の確保に十分に配慮するとともに、惨事ストレス対策の実施に努める。また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

町は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資器材を有する救助隊の整備を推進するよう努める。

1 活動方針

(1) 実施担当者

救出を必要とする負傷者等に対する救助活動は、原則として町対策本部が消防部を中心に八幡浜警察署と連携して行い、救助活動に必要な資機材は、町及び八幡浜地区施設事務組合消防本部の保有機材のほか、必要に応じ自主防災組織、民間の協力等により資機材を確保し、効率的な救助活動を行うものとする。

また、町は自主防災組織、事業所等及び住民に対して、地域における相互扶助による救出活動の協力を得るものとする。

なお、自らの救出活動の実施が困難な場合には、県又は他市町へ救出の実施及びこれに要する要員及び資機材等の応援を要請する。

(2) 救出の対象者

ア 災害のため、現に生命・身体が危険な状態にある者で、次に該当するものとする。

- (ア) 火災の際に、火中に取り残されたような者
- (イ) 地震等により、倒壊家屋の下敷きになったような者
- (ウ) 水害の際に、水に流されたり又は孤立した地点に取り残されたような者
- (エ) 山崩れ、地すべりなどにより、生き埋めになったような者
- (オ) 海難、交通事故、河川における遭難等により救出を要する者
- (カ) その他これらに類する者

イ 災害のため生死不明の状態にある者で、次のような状態にある者

- (ア) 行方不明者で、生存していると推定される者
- (イ) 行方はわかっているが、生死が明らかでない者

2 救出方法

- (1) 被災者の救出作業は、緊急を要するため直ちに救助隊を編成し、救出作業に当たるものとする。
- (2) 救出作業に特殊機械器具及び特殊技能者を要する場合には、町内建設業者のほか必要により相互応援協定締結市町又は自衛隊、八幡浜警察署、松山海上保安部、宇和島海上保安部、その他防災関係機関の協力を得て、救出に当たるものとする。

- (3) 救出後は、速やかに医療機関への収容等救出者の救護を行う。

3 救出活動

消防部長は、町対策本部及び防災関係機関と連絡を密にし、情報の収集に努め、救助隊を指揮して被災者の捜索及び収容を行わせるとともに、捜索及び収容の現況や氏名、人員を調査の上、本部長に報告するものとする。

救出者が医療等を要する場合は、本章第17節「医療救護活動」に定めるところにより、町内診療所又は救護所に搬送、収容し救護措置を行う。

重症者については、近隣の救護病院に搬送を行うが、さらに必要な場合は県で定めた拠点病院への搬送を行う。また、死亡と確認された者については、本部長が指示する場所へ転送するものとする。

4 自主防災組織の活動

(1) 救出・救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者が発生したときは、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の診察及び治療が必要な者があるときは、救護所等へ搬送する。

(2) 避難の実施

町長、警察官等から避難の指示等が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。

避難の実施に当たっては、次の点に留意する。

ア 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。

- (ア) 市街地 ・ ・ ・ ・ ・ 火災、落下物、危険物
- (イ) 山間部、起伏の多いところ ・ ・ ・ 崖崩れ、地すべり
- (ウ) 海岸地域 ・ ・ ・ ・ ・ 高潮

イ 避難に当たっては、必要最低限のもののみ携帯する。

ウ 避難行動要支援者等の自力で避難することが困難な者に対しては、自主防災組織など地域住民の協力の下に避難させる。

(3) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となってくる。これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としてもそれぞれが保持する食料等の配布を行うほか、町が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

5 事業所の活動

事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行うものとする。

- (1) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- (2) 救出活動用資機材を活用し、組織的救助活動に努める。

- (3) 事業所の防災組織は、自主防災組織等と相互に連携をとって地域における救出活動を行う。
- (4) 自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察又は海上保安部等に連絡し、早期救出を図る。
- (5) 救出活動を行うときは、可能な限り、町、消防機関、警察、海上保安部と連絡をとり、その指導を受けるものとする。

6 応援の要請

(1) 他市町への応援要請

町対策本部は、広域的な応援を必要とする場合には、締結済の「愛媛県消防広域相互応援協定」に基づき、他市町に応援要請を行うものとする。また、要請を受けた場合は、必要な応援隊を派遣し、迅速かつ円滑に応援を実施するものとする。

(2) 県消防防災ヘリコプターの要請

救急・救助活動を迅速かつ的確に行い、救出者の搬送等のため必要があると認めるときは、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」に基づき、県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

(3) 県への応援要請

町対策本部は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また、必要に応じ民間団体の協力を求める。

- ア 応援を必要とする理由
- イ 応援を必要とする人員、資機材等
- ウ 応援を必要とする場所
- エ 応援を必要とする期間
- オ その他周囲の状況等応援に関する必要事項

7 災害救助法に基づく措置基準

災害にかかった者の救出については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」のとおりとする。

資料編・災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

第14節 死体の捜索・措置・埋葬

災害により行方不明又は死亡者が発生したときは、捜索、死体の措置、埋葬を的確かつ迅速に実施するものとする。

1 実施責任者

- (1) 死体の捜索、措置及び埋葬は、町長が行う。
ただし、災害救助法が適用されたときは知事が実施するものとするが、迅速な対応の必要があるときは、知事の委任に基づき町長が行う。
- (2) 八幡浜警察署又は松山海上保安部及び宇和島海上保安部（海上で発見されたものに限る。）は、死体の見分、検視を行う。

2 行方不明者及び死体の捜索

- (1) 行方不明者
 - ア 行方不明者の届出の受理は、町民部において取り扱うものとする。
届出のあった際は、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他必要事項を聴取し、記録するものとする。
 - イ 届出のあった者については、アの必要事項を記載した書面により南予地方局八幡浜支局を通じ県に通知する。ただし、状況により書面をもって通知することが困難な場合は、県防災通信システム等により連絡するものとする。
 - ウ 捜索は、消防部が八幡浜警察署、松山海上保安部及び宇和島海上保安部と協力し、捜索班（救出班）を編成し実施する。また、被災の状況により、自主防災組織、地域住民の協力を得て実施するものとする。
- (2) 死体
 - ア 死体の捜索は、災害により行方不明になった者のうち、災害規模、被災地域の状況等の事情により、既に死亡していると推定される者について行うものとする。
 - イ 死体の捜索活動は、(1)ウの要領により行い、防災関係機関の協力や車両、船艇、機械器具の借上げ等可能な限りの手段、方法により、早期収容に努めるものとする。
 - ウ 捜索中に死体を発見したときは、救護班及び八幡浜警察署、松山海上保安部及び宇和島海上保安部（海上で発見されたものに限る。）に連絡するとともに、身元確認を行うものとする。
 - エ 死体が海上に漂流している場合には、直ちに南予地方局八幡浜支局を通じ、県から海上保安部、自衛隊へ捜査の要請をするものとする。

3 死体の検案

- (1) 検案の実施
死体の検案は、原則として救護班が、死因その他について医学的検査を行うものである。
- (2) 検案時の措置
死体の検案は、死亡診断書のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を併せて行うとともに

に、検案書を作成するものとする。

(3) 死体の輸送

検案を終えた死体は、町が指定する死体収容（安置）所に輸送するものとする。

4 死体の収容、安置

(1) 身元確認

八幡浜警察署、地元住民等の協力を得て、死体の身元引受人の発見に努め、身元が確認された死体は、死体の氏名等の識別を行った後、親族等に引き渡す。

相当期間引取り人が判明しない身元不明者については、死体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管するものとする。

(2) 死体収容（安置）所の開設

町民部は、被害現場付近の寺院、公共建物又は公園等、死体収容に適切な場所を選定し、死体収容（安置）所を開設する。ただし、死体収容のための適切な施設が無いときは、天幕等を設置しこれを開設するものとする。

死体収容（安置）所の開設に当たっては、納棺用品、ドライアイス等必要材料を確保するものとする。

また、死体収容（安置）所や死体検案所が不足する場合には、県に必要な施設の設置を要請する。

5 埋葬・火葬

死体について、遺族等の引取り人がない場合又は遺族等が埋葬・火葬を行うことが困難な場合は、伊方町火葬場又は近隣市町の協力を得て火葬場を確保し、応急処置として火葬・埋葬を行うものとする。

なお、引取り人が判明しない焼骨は、納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、引取り人が判明次第、当該引取り人に引き継ぐ。無縁の焼骨は、納骨堂に収蔵するほか、墓地に埋葬する。

6 県への応援要請

町長は、死体の搜索、措置、火葬及び埋葬について、町のみで対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。

- (1) 搜索、措置、火葬及び埋葬別とそれぞれの対象人員
- (2) 搜索地域
- (3) 埋葬施設の使用可否
- (4) 必要な輸送車両の数
- (5) 死体措置に必要な器材、資材の品目別数量

7 記録

死体搜索、措置及び埋葬・火葬を行ったときは、次の書類、帳簿等を整理保管しておくものとする。

- (1) 死体搜索記録簿

- (2) 死体措置台帳
- (3) 埋葬・火葬台帳
- (4) 死体搜索、死体措置及び埋葬・火葬関係支払証
- (5) 死体搜索用機械器具及び燃料等受払簿
- (6) 死体搜索用機械器具修繕費支払簿

8 住民及び自主防災組織の活動

住民及び自主防災組織は、行方不明者についての情報等を町や警察等に提供するよう努める。

9 災害救助法に基づく措置基準

死体の搜索・措置・埋葬における費用限度額、期間等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」のとおりとする。

資料編・災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

第15節 食料及び生活必需品等の確保・供給

町、県及び防災機関は、被災者の食生活を保護するため、食料や被災者のニーズ等に応じた生活必需品等の応急供給を行うとともに、炊き出し等を実施する。

その際には、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、町、県及び関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

町及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救護物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

また、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者のニーズや男女のニーズの違い、食物アレルギーを有する者のニーズ等に配慮する。

さらに、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資料をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

あわせて、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できない広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

町、県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システム等を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

1 実施責任者

食料及び生活必需品等の確保及び供給の実施は、町長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が実施するものとするが、知事の委任に基づいて町長が行う。

なお、町からの要請を待っている、被災地における救難・救助等の応急措置に支障をきたすおそれがあると認められる場合は、県の判断により、被災状況に応じ適切にプッシュ型の物資等の供給が行われる場合がある。

2 供給の対象者

(1) 食料

ア 指定避難所等に収容された者

イ 住家の被害が、全焼、全壊、流出、半壊、半焼又は床上浸水などで炊事ができない者

- ウ 旅行者等の帰宅困難者
- エ 住家に被害を受け、一時避難する者
- オ 災害対策活動従事者
- カ その他、本部長が必要と認める者

(2) 生活必需品等

災害により住家が全壊（焼）、流失、埋没、半壊（焼）及び床上浸水（土砂の堆積により一時的に居住することができない状態になったものを含む。）等により、生活上必要な被服、寝具、その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに、日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

3 食料の供給

災害時における食料の供給は、次の場合に実施する。町は、町民部を中心として、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、仕分け、配送、供給にかかる作業を行う。

- (1) 炊き出しにより、被災者に対し、供給を行う必要がある場合
- (2) 災害により、供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合
- (3) 災害地において、救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業者に対して、給食を行う必要がある場合

4 供給品目

(1) 食料

供給食料は、原則として米穀とし、被災者の実情等によって弁当、握り飯、インスタント食品、生パン、乾パン、めん類等とする。

(2) 生活必需品等

支給する物資は、次の品目の範囲内で現物をもって支給する。

- ア 寝 具 毛布、布団等
- イ 外 衣 普通着、作業衣、婦人服、子供服等
- ウ 肌 着 シャツ、ズボン下、パンツ等
- エ 身の回り品 タオル、手拭、履物、傘、使い捨てカイロ等
- オ 炊事用具 鍋、釜、包丁、ガス器具、バケツ等
- カ 食 器 茶わん、汁わん、皿、はし、缶切、哺乳瓶等
- キ 日 用 品 石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯ミガキ粉、トイレ衛生用品（洗剤、消臭剤、タワシ）、ポリ袋（ごみ袋）、ビニールシート、生理用品、紙おむつ（小児用・大人用）等
- ク 光熱材料 マッチ、ローソク、プロパンガス等
- ケ そ の 他

5 調達及び供給

(1) 町における調達

町は、自らの備蓄物資を供給するとともに、あらかじめ供給協定を締結した緊急物資保有者

及び町内業者から調達する。

資料編・備蓄物資一覧
・流通備蓄の協定事業者

(2) 県への要請

町長は、必要に応じ次の事項を示して南予地方局八幡浜支局を通じて県に調達、又はあつせんを要請する。

- ア 調達又はあつせんを必要とする理由
- イ 必要な緊急物資の品目及び数量
- ウ 引き渡しを受ける場所及び引受責任者
- エ 連絡課及び連絡責任者
- オ 荷役作業員の派遣の必要の有無
- カ その他参考となる事項

(3) 日本赤十字社愛媛県支部への供給要請

町は、日本赤十字社愛媛県支部に対して、同支部が保有する非常災害用救援物資の供給を要請し、被災者に供給する。

(4) 調達及び供給の要領

物資の給与又は貸与については、次の対策部が行うが、日赤奉仕団、自主防災組織、ボランティア等の協力を求めて迅速かつ的確に実施する。

対 策 部	実 施 内 容
総 務 部	町有車両の確保及び緊急車両の借上げ
保 健 福 祉 部	救援物資の受入れ
産 業 建 設 部	食料及び生活必需品等の調達
町 民 部	物資集積場所（伊方共同選果場・三崎共同選果場・瀬戸選果場）における仕分け、配送 食料及び生活必需品等の供給
教 育 部	食料及び生活必需品等の配布、炊き出しの実施

6 応急食料の国への支援要請

町は、災害救助法が適用された場合において政府所有米穀の供給が必要と判断される場合、県を通じて農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に要請する。知事に要請するいとまがないときは、直接、農産局長に要請する。その場合、町は、必ず県に連絡するとともに、要請書の写しを送付する。

民間米については、農産局長が販売事業者の全国団体と調整の上、対応可能な販売事業者を町及び県へ連絡する。町及び県は、当該販売事業者に対して売渡しを要請する。

なお、農林水産省は、知事からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、必要な物資の供給について必要な措置を講ずる。

7 調達救援物資集積場所

町は、次の施設を町の調達食料・生活必需品等及び県等から輸送される物資の集積場所として速やかに開設し、指定避難場所等までの輸送体制を確保する。

施 設 名	所 在 地	電 話 番 号

伊方共同選果場	伊方町湊浦 739-1	0894 (38) 2311
三崎共同選果場	伊方町二名津 1693	0894 (54) 2188
瀬戸選果場	伊方町三机乙 2989-11	0894 (52) 0012

8 住民及び自主防災組織の活動

- (1) 食料及び生活必需品等の確保は、家庭及び地域（自主防災組織）での備蓄並びに住民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は、町に供給を要請する。
- (2) 自主防災組織は、町が行う緊急援護物資等の供給の配分に協力する。
- (3) 自主防災組織は必要に応じ炊き出しを行う。

9 物資の輸送

物資の輸送手段については、本章第8節「緊急輸送活動」に基づき、災害の規模及び発生地域の状況に応じ、陸上輸送、海上輸送、航空輸送の方法により実施する。

10 燃料の供給

- (1) 町は、炊き出しに必要な器具及び燃料等の支給又はあつせんを行う。また、これらの器具及び燃料等を調達できないときは、次の事項を明示して、県に調達のあつせんを要請する。
 - ア 必要なプロパンガスの量
 - イ 必要な器具の種類及び個数
- (2) 町は、町の行政庁舎、避難所、病院等、防災対策上特に重要な施設、又は災害応急車両への燃料の安定供給体制の整備に努める。

11 炊き出しの実施

- (1) 炊き出しの必要があるときは、日赤奉仕団、自主防災組織、ボランティア等の応援を求め、調理設備の整備された施設を利用して行う。
- (2) 町対策本部において直接炊き出しすることが困難な場合で、米飯業者等に注文することが実情に即すと認められるときは、炊き出しの基準等を明示し、業者から購入して配給するものとする。
- (3) 炊き出しの現場には責任者を配置する。責任者は、その実態に応じて指揮するとともに、関係事項を記録する。

12 応援等の手続

本部長は、炊き出しに必要な食品が町の備蓄又は調達でもなお不足する場合には、南予地方局八幡浜支局を通じて県に緊急備蓄物資の供給を要請する。ただし、緊急を要するときは、直接、近隣市町に応援を要請する。

応援等の要請は、次の事項を明示して行う。

- (1) 炊き出しの実施
 - ア 所要食数（人数）
 - イ 炊き出し期間

- ウ 炊き出し品送付先
- エ その他必要な事項
- (2) 物資の確保
 - ア 所要物資の種別、数量
 - イ 物資の送付先及び期日
 - ウ その他

13 食品衛生

炊き出しに当たっては、常に食品の衛生に心がけ、特に次の点に留意するものとする。

- (1) 炊き出し施設には、飲料適水を十分供給する。
- (2) 供給人員に応じて必要な器具、容器を確保し備え付ける。
- (3) 炊き出し場所には、皿洗い設備及び器具類の消毒ができる設備を設ける。
- (4) 供給食品は、防ハエ、その他害虫の駆除に留意する。
- (5) 使用原料は、できるだけ信用のある業者から仕入れを行い、保管に留意する。
- (6) 炊き出し施設は、学校などの給食施設又は公民館等の既存施設を利用する。

14 記録等

炊き出しの状況は、場所及び場所別給与人員（朝、昼、夕に区分）を南予地方局八幡浜支局を通じて県に報告するとともに、次の帳簿書類を整理保存しておくものとする。

- (1) 炊き出しの受給者名簿
- (2) 食料品現品給与額
- (3) 炊き出し、その他による食品給与物受払簿
- (4) 炊き出し用物品借用書
- (5) 炊き出しの協力者、奉仕者名簿

15 給与又は貸与の方法

被災者に生活必需品その他の物資を給与又は貸与するときは、冬季、夏季それぞれについて被害の状況、被災人員、被災世帯、構成人員を十分調査の上、救助物資購入（配分）計画を立て、品名及び数量を決定する。

16 給与又は貸与の記録等

生活必需品等の給与又は貸与について記録するため、次の簿冊を整理保存するものとする。

- (1) 物資購入（配分）計画表
- (2) 物資受払簿
- (3) 物資給与及び受領簿
- (4) 物資購入関係支払証拠書類
- (5) 備品物資払出証拠書類

17 災害救助法に基づく措置基準

炊き出しその他による食品の給与における費用限度額、期間等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」のとおりとする。

資料編・災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

第16節 飲料水の確保・供給

災害により飲料水等を確保することができない者に対して飲料水等の供給を行い、被災者の生活を保護するものとする。

1 実施責任者

被災者に対する飲料水の供給は、町長が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が実施するものとするが、迅速な対応の必要があるときは、知事の委任に基づき町長が行う。

2 被害状況の調査、確認

上下水道部は、災害発生後に水道施設の被災状況を次により確認し、施設の供給能力、給水の実施が必要な地区等を把握する。

- (1) 総務部と連携し、住民からの被害情報、避難所となる各施設の被害情報等を収集する。
- (2) 老朽管敷設箇所、被害不明箇所を中心に被害調査班を編成し調査、確認を行う。
- (3) 南予水道企業団と連絡を密にし、供給施設の被害状況を確認する。

3 給水方法

町は、備蓄している飲料水を被災者に配給するとともに南予水道企業団と連携し、次の方法により飲料水を供給するものとする。

また、それでもなお不足する場合には、県が備蓄している飲料水の供給を南予地方局八幡浜支局を通じ、県に要請するものとする。

(1) 応急取水施設による給水

水道施設が損壊し飲料水が汚染した場合は、供給人員、範囲等を考慮の上、給水拠点を定め、給水車又は容器により搬送し給水する。

(2) 近隣市町からの給水車・容器による搬送給水

災害により甚大な被害を受け、町内で水源を確保することが困難なときは、近隣市町の源地から給水車又は、容器により搬送し給水する。

(3) 仮設共用栓の設置

管路に被害がない場合又は仮復旧を行った場合は、仮設共用栓を設置して給水を行う。

(4) 給水場所

被災者に対する給水場所は避難所とし、診療所等医療機関又は社会福祉施設には優先的に給水を実施する。

4 給水施設の応急復旧

給水施設が破壊された場合には、指定給水装置工事事業者の応援を求め、迅速に応急復旧を行うものとする。

なお、災害が大規模で水道施設に甚大な被害を受けた場合には、災害発生後約8日を目途に仮設共用栓等を設置し、最低の生活に必要な水を供給するよう努める。その場合の供給水量は1人

1日20リットルを目標とし、飲料水の供給期間については、水道施設の応急復旧ができるまでの期間とする。

5 広報の実施

上下水道部及び総務部は、応急給水を実施する場合には、給水場所、時間帯、給水方法その他必要事項を広報車、町防災行政無線、CATV等により、速やかに地域住民に対し広報する。

また、自己努力により飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意についても広報する。

6 住民及び自主防災組織（住民）の活動

- (1) 災害発生後3日間は貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。
- (2) 災害発生後4日目から7日目位までは、地域の住民組織による給水及び町の応急給水により飲料水を確保する。
- (3) 地域内の井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は、町に確認し、特に衛生上の注意を払う。
- (4) 町の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬、配分を行う。

7 応援の要請

町は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示し、南予地方局八幡浜支局を通じ、県に調達あっせんを要請する。

- (1) 給水を必要とする人員
- (2) 給水を必要とする期間及び給水量
- (3) 給水する場所
- (4) 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
- (5) 給水車両のみ借上げの場合は、その必要台数

また、協定締結市町村や団体等に対して、協定に基づき支援を要請する。

8 記録等

飲料水の供給等を行ったときは、次の書類、帳簿を整理保存しておかなければならない。

- (1) 飲料水供給記録簿
- (2) 給水用機械器具、燃料及び浄水用薬品資材受払簿
- (3) 給水用機械器具修繕簿

9 災害救助法に基づく措置基準

飲料水の供給における費用限度額、期間等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」のとおりとする。

資料編・災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

第17節 医療救護活動

災害のため、医療機関が混乱し、被災地の住民が医療（助産を含む。以下同じ。）を必要とする状態にもかかわらず医療の途を失った場合について、県、日本赤十字社愛媛県支部、愛媛県医師会等、公的医療機関及び旧国立医療機関と緊密に連携し、被害の状況に応じた適切な医療救護を行う。

1 実施責任者

被災者に対する医療救護は、町長が行う。なお、町のみで実施困難なときは、隣接市町、県、愛媛県医師会、その他の医療機関と連携を図り行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事が実施する。

2 医療救護活動体制の確立

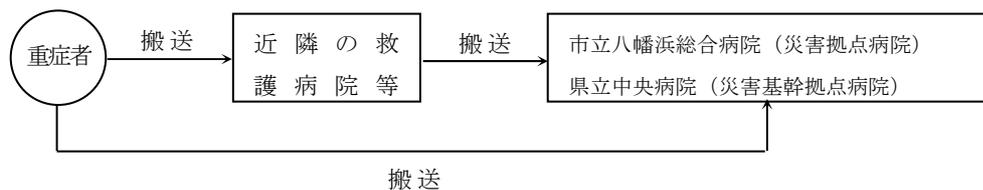
大規模な災害が発生した場合は、診療所の医師のほか、愛媛県医師会、県、他市町と連携を図り医療救護活動要領等に基づき、状況に応じた適切な医療救護活動を実施する。また、医療救護活動の実施に当たっては、死亡者を一人でも少なくすることを最優先し、トリアージの実施等により効率的な活動に努めるとともに、被災者のメンタルヘル스에配慮したものとする。

(1) 救護所の設置

町は、救護所を速やかに開設し、住民に周知する。救護所は、被害を受けた地区の避難者の収容人員が大きい施設に開設するものとし、町全域に被害が及ぶ場合は、各地区に設けるものとする。その他救護所がない避難所については、巡回診療を実施する。

(2) 重症者等の搬送

町内診療所又は救護所での処置が不能な重症者等が発生した場合は、八幡浜地区施設事務組合消防本部と連携し近隣の救護病院等に搬送を行うが、さらに必要な場合には、県で定めた災害（基幹）拠点病院への搬送を行う。



(3) 救護病院等との連携

町は、八幡浜地区施設事務組合消防本部又は搬送先となる近隣の救護病院等の担当者と連絡を密にし、搬送車両の確保又は搬送先医療機関の被災、受人状況等を常に確認しておくものとする。

(4) その他の町の活動

ア 救護所開設予定施設及び救護病院等の被災状況を調査するとともに、医薬品等の調達の実施などにより医療救護体制を確立する。

イ 被災により救護病院等の機能が失われたときは、必要に応じて他の医療施設を救護病院等として選定する。

- ウ 災害時の医療救護に関する協定に基づき、救護班の派遣を要請する。
- エ 傷病者を最寄りの救護所、又は必要に応じて救護病院等に搬送する。
- オ 救護所・救護病院等が効果的に機能するよう、傷病者の収容状況等を把握し、必要な調整を行う。
- カ 救護所・救護病院等の収容状況等を把握するため、必要に応じて職員を配置する。
- キ 救護所・避難所における医療ニーズ等を経時的に把握し、救護班の受入れ調整や各種要請、機能評価等を行うとともに、自ら十分な活動が行えない場合は、保健所に職員の派遣を要請する。
- ク 救護所・救護病院等から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、保健所を通じて県に調達・あっせんを要請する。
- ケ 輸血用血液を確保する必要があるときは、献血予約登録者等に協力を呼び掛ける。
- コ 難病患者等の避難動向及び医療の継続状況について調査し、地域の医療機関等とともに必要な対策を行う。

3 救護班の編成

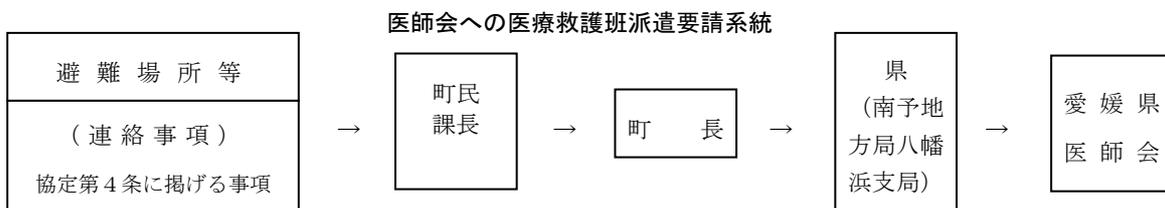
災害時において、町長は救護班を編成する。必要に応じ、県を通じて愛媛県医師会に救護班の派遣を要請するものとする。

救護班の編成（1班）は、おおむね次のとおりである。

医師 1名（又は2名） 看護師及び保健師 4～5名（保健師は、県又は町の保健師を充てる。） 事務職員 1～2名

(1) 愛媛県医師会救護班

県内各市町は、愛媛県医師会と災害時の医療救護活動について協定を締結している。愛媛県医師会会長は、町長の要請があったときは、町長の指定する場所に、救護班を派遣するものとする。



(2) 町救護班

町対策本部を設置したときは、保健所と町職員及び診療所医師等による救護班を編成するものとする。

(3) 県における救護班の編成

町から救護班の派遣要請があったとき又は自ら必要と判断したときは、県立病院職員で構成する救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）を派遣するとともに、日本赤十字社愛媛県支部、愛媛県医師会、公的医療機関、旧国立医療機関等に対して、救護班等の派遣に係る協力要請を行う。

また、必要に応じて他県又は国に対し、救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を要請する。

(4) 日本赤十字社愛媛県支部における救護班の編成

県から救護班の派遣要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、救護班を出動させ、医療救護活動を実施する。

救護班は、医療救護を行う町と連携を保ち、医療救護、助産及び死体の処理等の応援を行う。

救護班の編成単位は、医師1名、看護師長1名、看護師2名、主事2名（事務職員、運転手）とする。被災の状況により、必要な救護要員を増員する。

4 負傷者の搬送

町は、負傷者の搬送に当たっては、緊急を要する者から行い、必要に応じ町有車両等を確保し、医療機関に移送するものとする。なお、道路や交通機関の不通時又は遠隔地については、県消防防災ヘリコプター等の出動を要請し、状況に応じた輸送を行うものとする。

また、救護班の医療で対処できない重症者及び中等症者は、救護病院に収容し、さらに救護病院で対処できない重症者は、災害拠点病院（市立八幡浜総合病院）又は災害基幹拠点病院（県立中央病院）に収容する。

5 救護班の活動

町が設置する救護所での医療活動は、町の指揮の下で救護班において実施する。

救護班は、傷病者の救護に当たるため、次の活動を重点的に行う。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 傷病者の傷病の程度判定（傷病者の振り分け業務） 2 重症者の応急手当及び中等症者に対する処置 3 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定 4 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療 5 助産活動 6 死体の検案 7 医療救護活動の記録及び町対策本部への収容状況等の報告 |
|---|

6 医療資機材等の確保

医療、助産の実施に必要な医療資機材は、原則として診療所に備蓄されているものを使用し、不足する場合には診療所を通じ業者から調達するものとする。ただし、町内で調達不能な場合は、八幡浜保健所及び県に要請し、確保するものとする。

7 県に対する派遣要請事項

町長は、医療救護に関して必要と認めたときは、八幡浜保健所又は災害医療コーディネータを通じて知事に次の事項を示して救護班の応援を要請するものとする。

(1) 派遣を必要とする人員（内科、外科、助産等別人員）

- (2) 必要な救護班数
- (3) 医療救護活動を必要とする期間
- (4) 救護班の派遣場所
- (5) その他必要事項

8 愛媛県歯科医師会等への応援要請

町長は、医療救護に関して必要と認めたときは愛媛県歯科医師会、愛媛県薬剤師会に応援を要請し、連携して医療活動を実施するものとする。

9 住民及び自主防災組織の活動

- (1) 軽症者については、家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医療救護資機材を用いて処理する。
- (2) 傷病者を最寄りの救護所、又は救護病院等に搬送する。

10 被災地外の町の活動

県からの協力要請に基づき、診療所職員で構成する救護班を派遣するとともに、負傷者等の受入れを行う。

11 記録等

医療及び助産を実施した場合に整備する記録等は、次のとおりとする。

- (1) 助産台帳、医療助産券交付簿及び助産関係支払証拠書類
- (2) 班の編成、活動記録及び診療記録
- (3) 医薬品衛生材料使用簿及び受払簿
- (4) 医薬品衛生材料購入関係支払証拠書類

12 災害救助法に基づく措置基準

医療及び助産の実施における費用限度額、期間等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」のとおりとする。

資料編・災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

第18節 防疫・保健衛生活動

災害の発生に伴う感染症の発生と流行を未然に防止するため、迅速かつ的確な防疫活動を実施するとともに、被災者の心身の健康保持に努める。

1 実施体制

災害に伴う被災地の防疫は、知事又は八幡浜保健所の指示、指導により町が実施するが、本町のみで実施できないときは、県又は他の市町の応援を要請して行う。

2 防疫・衛生活動の実施

(1) 防疫班の編成

防疫業務を実施するため、町民部を中心とした職員により防疫班を編成し行うものとする。人員が不足する場合には、臨時に作業員を雇い上げ、又は近隣市町、県（八幡浜保健所）へ応援要請を行い実施する。

その際必要な防疫薬剤、資機材等は備蓄されているもののほか、業者から調達するほか、県に対し調達を要請する。

(2) 浸水地域の優先処理

浸水地域においては、他の箇所優先して、被災後速やかに状況に応じた防疫活動を行う。

(3) 指定避難所等の防疫措置

ア 防疫班は、指定避難所等開設後、直ちにトイレ、ごみ置場等の要消毒場所の消毒を行い、以後、適宜消毒を実施する。

イ トイレの衛生対策を次により実施する。

- (ア) トイレ内に新聞紙を敷き、定期的に交換
- (イ) 生理用品の備え付け
- (ウ) 手を洗うための消毒用アルコール、逆性石けんの備え付け
- (エ) 乳幼児用・介護用紙おむつの確保

ウ 八幡浜保健所と協力して、保健師等による巡回健康相談を実施し、指定避難所等における住民の健康状態を把握するとともに、感染症予防に係る指導と広報を行う。この場合、救護班の活動状況等を考慮して行う。また、指定避難所等の管理者等を通じて住民に自治組織の編成を指導し、その協力を得て健康管理等の徹底を図る。

(4) 飲料水の消毒及び衛生指導

給水を行う飲料水については、検査・消毒を実施する。特に住民が井戸水等を使用する場合には、塩素剤等で消毒するよう周知する。

(5) 疫学調査及び健康診断

町は、住民の避難所等、冠水地域その他衛生条件が悪い地域を詳細に八幡浜保健所に報告し、八幡浜保健所が実施する疫学調査及びその結果に基づく健康診断に協力するものとする。

(6) 臨時予防接種

予防接種による予防措置を講ずる必要がある場合は、県の指導・指示に基づき、臨時予防接種を実施する。

(7) 感染症発生時の処置

防疫班は、救護班と緊密に連携をとり、患者の早期発見に努め、発見した場合は県に速やかに通知する。

また、県が行う感染症患者の感染症指定医療機関への搬送について協力するとともに、県の指導・指示により、患家等の消毒の実施及び指導、汚染場所・物件の消毒、ねずみ族昆虫等の駆除、生活用水の供給等、必要な防疫活動を迅速かつ的確に実施する。感染症の発生状況及び防疫活動の状況は、随時、県（八幡浜保健所）に報告するとともに、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、総務部と保健福祉部が連携して、感染症対策として必要な措置を講ずるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉部は総務部に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

(8) 県（八幡浜保健所）への応援要請

甚大な被害により、防疫機能が著しく阻害され、町が行うべき防疫業務が実施できないとき又は不十分であるときは、県（八幡浜保健所）に応援を要請する。

(9) 塵芥、し尿等の処理

塵芥、汚泥等を仮集積場及び分別所を経て埋め立て又は焼却するとともに、し尿の処理に万全を期す。

3 食品衛生監視活動

被災地における感染症の発生等環境悪化を防ぐため、町及び県は、食品の衛生管理等を行う。

(1) 食品衛生監視班の編成

必要に応じて、町民部、上下水道部に食品衛生監視班を置く。

(2) 食品衛生監視活動

食品衛生監視班は、八幡浜保健所の指示、指導の下に、おおむね次のような活動を行うものとする。

ア 救護食品、炊き出し施設の監視指導及び試験検査

イ 飲料水の簡易検査

ウ 冠水した食品関係業者の監視指導

エ 消毒薬等必要物資の配布

オ 臨時給食施設（炊き出し施設等）の設置状況等について、県への情報提供

カ その他食料品に起因する危害発生の防止

4 保健衛生活動

災害に伴う被災者の健康管理を行うため、町及び県は協力して保健衛生活動を行う。

(1) 保健衛生活動に必要な情報の収集・共有化

ア 県は、指定避難所等の被災者の保健衛生活動を適切に実施するため、速やかに町から指定避難所等の衛生状態など保健衛生活動に必要な情報を収集し、厚生労働省健康局に報告するとともに、関係者間で共有する。

イ 町がその被災状況等により、情報収集ができない場合には、県が保健所等と連携して実施する。

(2) 被災者等への保健衛生活動

- ア 町及び県は、愛媛県災害時保健衛生活動マニュアル等を活用し、公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等により、被災者のニーズ等に的確に対応した保健衛生活動を行う。
- イ 被害が甚大で避難生活が長期化する場合や指定避難所が多数設置されている場合等、被災者等の保健衛生活動を計画的・組織的に行うことが必要と見込まれる場合には、被災者等の保健衛生活動のための計画を策定し計画的な対応を行う。
- ウ 県が収集した保健衛生活動に必要な情報に基づき、国の助言を受け保健師等の派遣調整を行うとともに、適切な保健衛生活動を行う。

(3) 保健師等の応援・派遣受入

- ア 町及び県は、被災者等への保健衛生活動に際し、管下の保健師等のみによる対応が困難であると認めるときは、災害対策基本法や地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定、自治体間の相互応援協定等に基づき、その他の都道府県・市町村に対し、保健師等の応援・派遣について厚生労働省健康局を通じて要請する。
- イ 県は、保健衛生活動を実施するに当たり、管下の保健所等の機能強化を図るために、管下の公衆衛生医等のみによる応援対応が困難な場合には、公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等で構成される災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣を、厚生労働省健康局を通じてその他の都道府県等に要請する。
- ウ 県及び町は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。

5 住民の活動

町及び八幡浜保健所の指導を受けながら、指定避難所等において良好な衛生状態を保つよう注意する。また、自治組織を構成し、健康管理の徹底に努める。食料品の汚染、腐敗、感染症の発生等の予防のため、次の活動を行う。

- (1) 住宅内の汚物の清掃、消毒等の実施
- (2) 指定避難所等における衛生状態保持への注意
- (3) 手洗い、消毒の励行及び食器、器具の消毒
- (4) 食品関係営業者の自主管理の強化

6 記録

防疫活動を行った場合は、次の書類、帳簿等を整理保存しておく。

- (1) 災害状況及び防疫活動状況報告書
- (2) 疫学調査及び健康診断状況記録簿
- (3) 清潔及び消毒状況記録簿
- (4) 臨時予防接種状況記録簿
- (5) 防疫薬品資材受払簿
- (6) 防疫関係支払証拠書類及び備蓄薬品払出し証拠書類
- (7) 防疫関係機械器具修繕支払簿

第19節 廃棄物等の処理

被災地域の環境衛生の万全を図るため、ごみの収集処理、し尿の汲取処分、災害廃棄物処理等を適切に行うものとする。

1 し尿処理・清掃活動体制の確保

- (1) 災害廃棄物の一時保管場所である仮置場の配置計画、災害廃棄物の仮置場への搬入方法及び分別方法等に関する住民への周知計画、し尿、生活ごみ及び災害廃棄物の処理・処分計画（災害廃棄物処理実行計画）を作成すること等により、災害時における応急体制を確保する。
- (2) 大規模な災害が発生した場合は、し尿、ごみ、災害廃棄物等の処理を行うことが困難となるため、近隣市町あるいはその他市町と施設の稼働状態、交通状況等を確認の上、広域的な処理方法を検討、実施する。
- (3) 発災後は、直ちに仮設トイレの設置が必要となるため、その調達を行うほか、管理に必要な消臭剤、脱臭剤等の確保を行う。
- (4) 清掃及び防疫のための資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。
- (5) 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制を整備する。

2 生活系ごみ処理対策

(1) 収集、運搬

町民部を中心に収集・処理体制を確保する。また、被災地ごとに数箇所のごみ集積場所を定め、収集車等により運搬するものとする。

なお、収集に当たっては、災害廃棄物の分別収集の徹底を被災住民に広報等を行い、ごみ収集を行う。

ア 被災状況から判断し、可能な収集・処理体制を確保するとともに、速やかに収集方法、仮集積場所及び収集日時を定めて住民に広報する。

イ 住民によって集められた仮集積場所のごみを管理し、できるだけ速やかに処理場に運び処理する。なお、可能な限りリサイクルに努めるものとする。

ウ 消毒用又は防臭用の薬剤及びごみ袋を住民に配布するとともに、特に腐敗しやすいごみについては、他と分離し優先的に処理し、また処理するように指導・広報する。

エ 収集・処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。

(2) 住民及び自主防災組織の活動

住民は、自主防災組織を中心として、町によるごみの収集及び処分が可能になるまでの間、次の対応をとることとする。

ア 地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を設定し、住民に周知する。

イ 自主防災組織の清掃班を中心に、仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。

ウ 仮置場のごみは、町が定めた日時に仮集積場所へ搬出する。

エ 可燃物等、自分で処理できるものは努めて処理し、自分で処理できないものは指定された

最寄りの仮置場へ搬出する。

3 下水処理・し尿処理対策

(1) 被害状況の把握

下水道施設、し尿処理施設の被害状況の総点検を実施し、被害が生じている場合には速やかに下水道施設、し尿処理施設の応急復旧に努めるとともに、被災状況及び復旧支援を必要とする場合には、速やかに県に連絡する。

(2) 広報の実施

ア 下水道施設の普及地域においては、下水道施設の被災状況を把握できるまでは、住民に水洗トイレの使用を控え、仮設トイレ等で処理するよう広報を行う。

イ 下水道の被害状況を把握し、必要に応じて水洗トイレの使用制限について広報を行うとともに、計画収集が可能になるまでの間、住民に対して素掘り、仮設トイレ等で処理するよう指導する。

(3) し尿の収集

し尿の収集は、被災後必要がある場合、直ちに許可業者により行うものとする。

(4) し尿の処理

し尿は、し尿処理場において処理するものとする。し尿処理場で処理しきれない場合は、県及び他市町に応援を要請する。

(5) 野外仮設トイレの設置

指定避難所などに設置する野外仮設トイレは、立地条件を考慮し、漏えい等により地下水を汚染しないような場所に設定し、また、閉鎖に当たっては、消毒を実施後埋没する。

なお、仮設トイレの設置については、要配慮者に配慮する。

(6) 住民及び自主防災組織の活動

自主防災組織を中心に、仮設トイレの建設、消毒、管理を行う。

また、水洗便所は町からの連絡があるまでは使用しないこととし、下水道施設の被災を発見したときは、町に連絡するとともに、町からの指示に従う。

4 災害廃棄物処理対策

(1) 危険物、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。

また、大型車両や重機類を用いた搬入・搬出作業及び分別作業等ができる広さの仮集積場所の十分な確保を図るとともに、最終処分までの処理ルート確保を図る。

(2) 損壊した建築物の残骸等、持ち運びの困難なものを仮集積場所及び処理場に運搬する。

(3) 仮置場での災害廃棄物の分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクル率向上を図る。

また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を推進する。

(4) 廃家電・廃自動車等のうち、リサイクル可能なものは、各リサイクル法に基づく処理を行う。

(5) 災害廃棄物等の搬出に関し、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等と連携する。

5 県への応援要請

ごみ、し尿、災害廃棄物等の収集・処理に必要な人員、処理運搬車両等が不足する場合には、県に応援を要請する。

第20節 障害物等の除去

災害に際して、全半壊家屋、土砂、立木等の障害物が日常生活に欠くことができない場所及び道路の機能上支障をきたす場所にある場合には、速やかにこれを除去し、被災者の日常生活と交通路の確保を図るものとする。

1 実施主体

被災地における住宅関係障害物の除去は、町長（産業建設部）が行う。

災害救助法が適用された場合は知事が実施するものとするが、迅速な対応の必要があるときは、知事の委任に基づいて町長が行う。

なお、道路、河川、港湾、漁港等に生じた障害物は、県及び一般社団法人愛媛県建設業協会等の協力を得ながら、応急復旧等の除去に必要な人員、資機材等の確保に努めるとともに、その管理者が障害物の除去を行うものとする。

2 道路上の障害物の調査

町は、八幡浜警察署から道路の被害状況を把握するとともに、各地域の障害物の有無について、消防団、自主防災組織等から情報を収集する。また、必要により被害調査班を編成して、各地区の被害調査を行うものとする。

3 道路等の障害物の除去

道路管理者は、管理する道路について、路上障害物（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、雪害における除雪を含む。）の有無も含めて、早急に被災状況等の把握に努め、道路上における著しく大きな障害物等の除去について、状況に応じて警察機関、消防機関、自衛隊等と協力して必要な措置を行うものとする。

なお、除去に当たって優先的に障害物を除去すべき道路は、次の順位を基準とする。

- (1) 地域住民の生命の安全を確保するために重要な道路（例：避難路）
- (2) 災害の拡大防止上重要な道路（例：延焼防止のために防御線をはる道路）
- (3) 緊急輸送を行う上で重要な道路（緊急輸送道路）
- (4) その他応急対策活動上重要な道路

4 河川の障害物の除去

河川管理者は、管理する河川について、障害物の有無も含めて早急に被災状況等の把握に努め、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者（伊方町長）、消防団長又は八幡浜地区施設事務組合消防長は、支障となる工作物その他障害物を処分する措置をとるものとする。

5 住宅等に流入した土石等障害物の除去

(1) 除去の対象者

災害によって住居又は周辺に運び込まれた土石、竹木等、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去は、次に該当する者に対して行うものとする。

- ア 当面の日常生活が営み得ない状態にある場合
- イ 居間、炊事場等日常生活に欠くことのできない場所に障害物が運ばれているか、又は屋敷内に運び込まれているため、家の出入りが困難な状態である場合
- ウ 自らの資力をもっては、障害物の除去ができない者である場合
- エ 住家が半壊又は床上浸水を受けた者である場合
- オ 応急措置の障害になるもので緊急を要する場合

(2) 県への応援要請

町長は、町のみでは対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。

- ア 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別）
- イ 除去に必要な人員
- ウ 除去に必要な期間
- エ 除去に必要な機械器具の品目別数量
- オ 除去した障害物の集積場所の有無

6 港湾区域、漁港区域の障害物除去方法

港湾及び漁港管理者は、管理する港湾区域、漁港区域について、障害物の有無も含めて早急に被災状況等の把握に努め、著しく大きな障害物等の除去について、必要に応じて海上保安部、警察機関、消防機関、自衛隊等と協力して所要の措置をとるものとする。

7 応援の要請

町のみでは障害物除去の実施が困難な場合には、県及び近隣市町に協力を要請するものとする。

8 障害物の集積

除去した障害物は、町があらかじめ仮集積場として定めた空地、民地の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地、及び駐車場に集積する。

また、適当な集積場がない場合は避難路及び緊急輸送にあてる道路以外の道端等に集積する。

9 記録等

障害物の除去を実施したときは、次の書類、帳簿等を整理保管しておくものとする。

- (1) 障害物除去の状況記録
- (2) 障害物除去費支出関係証拠書類
- (3) 障害物除去用機械器具修繕費支払簿

10 災害救助法に基づく措置基準

障害物の除去における費用限度額、期間等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」のとおりとする。

資料編・災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

第21節 動物の管理

災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うべきものであるが、町、県及び住民は、協力して動物の保護及び危害防止に努める。

なお、町及び県は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずるものとする。

1 町、住民及び民間の活動

(1) 町の活動

- ア 被災動物の把握
- イ 指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保
- ウ 飼養されている動物に対する餌の配布
- エ 危険動物の逸走対策
- オ 被災動物の一時収容、応急処置、保管
- カ 被災動物救護センターの設置場所のあっせん
- キ 被災動物によるこう傷事故、危害防止の啓発
- ク 災害死した動物の処理
- ケ その他動物に関する相談等

(2) 住民及び民間の活動

- ア 被災動物の一時保護、応急処理、通報
- イ ボランティア獣医師による負傷動物の治療
- ウ 危険動物の逸走対策
- エ ボランティアによる被災動物救護センターの管理、運営
- オ その他行政への協力

2 死亡獣畜及び家きんの処理

災害の発生に伴い死亡した獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）等及び家きんの処理は、原則として獣畜及び家きんの飼養者等が行うものとするが、これが困難な場合には、町は県及び他市町と協力体制を確立し、衛生的処理に努める。

(1) 町の活動

- ア 飼養者等からの要請があったときは、処分方法を指導し、処理場所の確保について近隣住民へ協力を依頼する。
- イ 処理場所の確保について町のみで対応できないときは、県に協力を要請する。

(2) 飼養者等の活動

- ア 処理場所を確保し、獣畜の処理については、八幡浜保健所長の許可を受ける。
- イ 処理場所を確保できないときは、町へ協力を要請する。
- ウ 処理方法及び公衆衛生上必要な措置について八幡浜保健所、町の指導を受け、適切に処理する。

第22節 応急住宅対策

町及び県は、災害により住宅を失い又は破損等のため居住することができなくなり、自己の資力では住宅を得ることができない者を收容するための応急仮設住宅の設置、及び自己の資力では応急修理することができない者に対する住宅対策を実施するものとする。

なお、実施に当たっては、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

1 実施体制

被災者に対する応急仮設住宅及び応急修理の計画の作成と実施は、町長が行う。

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の建設は知事が行い、住宅の応急修理については、知事の委任に基づいて町長が行う。

なお、状況により、知事が必要と認めた場合は、応急仮設住宅の建設を町長が行う。

2 被害状況の把握

町は、「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯等を把握する。

3 災害救助法による応急仮設住宅の建設

(1) 設置予定場所

ア 原則として町有地とし、あらかじめ定めた建設可能敷地の中から災害の状況に応じて選定する。なお、これにより難いときは、官有地又は私有地とする。

イ 学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

(2) 実施

災害救助法に定める応急仮設住宅の建設を県から委任された場合は、一般社団法人プレハブ建築協会及び一般社団法人全国木造建設事業協会又は一般社団法人日本木造住宅産業協会の協力を得て建設する。

(3) 設置戸数

町長は被災状況等を知事に報告し、知事は報告を基に応急仮設住宅の設置戸数を決定する。

(4) 建設期間

災害発生の日から、原則として20日以内に着工し速やかに設置するものとする。

(5) 供与期間

供与期間は、完成の日から建築基準法第85条第3項又は第4項に規定する期間内（最高2年以内）とする。

(6) 入居基準

- ア 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。
- イ 居住する住家がない者であること。
- ウ 自己の資力では、住宅を得ることができない者であること。

(7) 入居者の認定

- ア 避難所生活世帯に対する入居意向調査等を実施する。
- イ 入居者の認定を町長が行うこととされた場合は、自らの資力で住宅を確保できない者のうち、被災者の特性や実態を踏まえ、要配慮者にも十分に配慮しながら認定し入居させる。

4 災害救助法による住宅の応急修理

(1) 実施

建設業関係団体の協力を得て、知事の委任により町長が実施する。

町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、応急対策をとれば居住を継続できる住宅の応急修繕を実施する。

(2) 修理箇所

応急修理は、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分について行う。また、建物内については、居室、炊事場及びトイレ等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分のみを対象として、現物をもって行うものとする。

個々の修理部分については、より緊急を要する部分の応急修理とし、畳の入替え又は基礎工事等は含まない。

(3) 対象者

住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自己の資力では応急修理を行うことができない者であること。

5 応急的な住宅の確保

(1) 町営住宅

ア 入居可能な町営住宅の確保

町は、速やかに入居可能な町営住宅の把握に努める。

イ 町営住宅への入居

町は、必要に応じ、町営住宅の空き家へ被災者を一時的に入居させる。

(2) 民間賃貸住宅の情報収集等

町は、入居可能な民間賃貸住宅の情報収集、被災者への住宅情報等について、宅地建物取引業団体へ協力要請を行い、応急住宅の円滑な供給、早期確保に努める。

6 応急住宅の管理

(1) 住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退去手続き・維持管理を行う。また、応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。

(2) 入居者調査や巡回相談等を実施し、応急住宅での生活に問題が発生しないよう努める。

7 応急住宅の運営管理

各応急住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するとともに、地域の状況に応じた飼養ルールの作成や飼い主に対する適正な飼養指導・支援を実施するよう努めるものとする。

8 建築資機材及び建築業者等の調達、あっせん要請

(1) 町長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して県にあっせん又は調達を要請する。

ア 応急仮設住宅の場合

- (ア) 被害戸数（全焼、全壊、流出）
- (イ) 設置を必要とする住宅の戸数
- (ウ) 調達を必要とする資機材の品名及び数量
- (エ) 派遣を必要とする建築業者数
- (オ) 連絡責任者
- (カ) その他参考となる事項

イ 住宅応急修理の場合

- (ア) 被害戸数（半焼、半壊）
- (イ) 修理を必要とする住宅の戸数
- (ウ) 修理を必要とする資機材の品目及び数量
- (エ) 派遣を必要とする建築業者数
- (オ) 連絡責任者
- (カ) その他参考となる事項

(2) 町は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、町の地域において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県にあっせん又は調達を要請する。

9 住宅等に流入した土石等障害物の除去

住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、必要な救援活動を行う。なお、町長は、町のみでは対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。

- (1) 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別）
- (2) 除去に必要な人員
- (3) 除去に必要な期間
- (4) 除去に必要な機械器具の品目別数量
- (5) 除去した障害物の集積場所の有無

10 建築相談窓口の設置

建築相談窓口を設け、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等について相談に応ずる。

11 記録等

応急仮設住宅を設置し、被災者を入居させたときは、次の帳簿等を整備し保管するものとする。

- (1) 応急仮設住宅入居者台帳
- (2) 応急仮設住宅用敷地貸借契約書
- (3) 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等
- (4) 応急仮設住宅建築のための工事代金支払証拠資料

12 災害救助法に基づく措置基準

応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理における費用限度額、期間等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」のとおりとする。

資料編・災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

第23節 応急教育活動

学校施設等が被災し、又は児童生徒等の被災により通常の教育を行うことができない場合には、町教育委員会等は、学校施設等の応急復旧、児童生徒等の応急教育等必要な措置を行うとともに、文化財等の保護の措置を実施する。

1 実施責任者

- (1) 町立小、中学校の応急教育及び町立文教施設の応急復旧は、町教育委員会が行う。
また、県立三崎高校の応急教育は、県教育委員会が行う。
- (2) 学校ごとの災害発生の場合に伴う適切な措置については、学校長が具体的な応急計画を立てて行う。

2 応急教育対策に関する事項

(1) 応急対策の実施

町教育委員会は、施設等の被害状況を速やかに把握し、関係機関と密接な連携をとり、被害僅少地域の学校施設、公民館、その他民有施設の借り上げや応急仮設校舎の建設等速やかに授業ができるよう措置する。

なお、応急仮設校舎の建設に当たっては、被害の状況により、必要があるときは町又は地域住民の協力を求めるとともに、関係機関に協力を要請して、短期間に完成させる。

(2) 児童、生徒の対応

災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けた場合には、児童生徒等の安全の確保を図るため、学校長は、教育長からの指示により、又はそれが不可能なときは、学校長の判断により次の対応をとるとともに、必要に応じて被害状況等を町教育委員会へ報告する。

ア 在校時の場合は、災害の状況を的確に判断し、速やかに児童生徒等の避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努めるものとする。また、これらの状況を把握した後、速やかに保護者と連絡をとり、引き渡し等の適切な措置を講ずる。

イ 授業継続の可否及び復旧対策を検討するなど、学校運営の正常化に努める。

ウ 被害状況に応じ、臨時休校などの措置をとる。

帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底し、必要に応じて低学年児童に対しては、教師等が地区別に付き添う。

エ 休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を町防災行政無線、CATV、電話（保護者連絡網）等により確実に児童、生徒に徹底させる。

なお、休校措置の決定は、登校時間を考慮し、予測できる災害については、早期にその情報を把握し決定する。

オ 登下校時、夜間、休日等の在校外時の場合は、保護者等と連絡をとり、児童生徒等の安否確認及び状況把握に努めるほか、臨時休校（園）など適切な措置を講ずる。

カ 災害の規模に応じて、児童生徒及び教職員並びに施設・設備の被害状況を速やかに把握するとともに、関係機関と連携し、災害対策について万全の体制を確立する。

(3) 学校施設の確保

授業実施のための校舎等施設の確保は、おおむね次の方法によるものとする。

ア 被災学校が1校の一部のみの場合

被害箇所が普通教室の場合は、転用可能な特別教室を使用し、なお不足する場合は二部授業や分散授業などの方法による。

イ 被災学校が1校で全部又は大部分が使用不能の場合は、公民館等公共施設の利用及び隣接校の余剰教室を借用する。

ウ 特定の地区が全体的に被害を受け、2校以上が被災した場合は、被災を免れた公共施設又は避難先等の最寄りの学校を利用するものとする。

利用すべき施設がないときは、応急仮設校舎を建設するなどの対策を講ずる。

エ 応急教育の予定場所

学校ごとの応急教育を行う予定場所をあらかじめ調査し、決めておく。

(4) 応急教育の実施

学校の施設等が被災し又は学校が地域の避難所となった場合は、町又は県は次の方法により応急教育を実施する。

ア 教職員を動員し、施設及び設備の応急復旧整備を行い授業再開に努める。なお、被害の状況により、必要があるときは町又は住民等の協力を求める。

イ 施設及び設備の応急復旧状況を把握し、速やかに応急教育計画を策定し、応急教育の開始時期及び方法を確実に児童生徒及び保護者に連絡する。

ウ 児童生徒等を通学不可能な他地域へ集団移動して応急教育を実施する場合は、教職員の分担を定め、地域ごとの実情の把握に努める。

エ 教育活動の再開に当たっては、児童生徒等の登下校時の安全確保に留意する。

オ 全児童、生徒等を学校へ同時に受入れできない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用して分散授業を行う等の措置を講ずる。

カ 必要に応じて、児童、生徒の心のケアや教育活動再開等のための人的支援を行う。

3 学校が避難所となる場合の留意事項

(1) 学校長は、避難所に供する施設・設備の安全を確認し、町対策本部から派遣される管理職員に対し、その利用について必要な助言、指導をする。

(2) 町教育委員会は、学校管理に必要な教職員を確保し、施設・設備の保全に努める。

(3) 避難生活が長期化する場合においては、学校長は、応急教育活動と避難活動との調整について、町等と必要な協議を行う。

4 教科書及び学用品の調達並びに支給

学用品の給付は、災害救助法を適用した場合、知事が行うものとするが、知事が委任した場合は町長が行う。

災害救助法が適用されない高校生の学用品等の調達については、関係機関が連携し、可能な限り対応する。

(1) 調達方法

ア 教科書については、被災学校の学校別、学年別、使用教科書ごとにその数量を速やかに調

査し、県に報告するとともに、その指示に基づいて教科書供給書店等に連絡し、その供給を求める。

イ 学用品については、県から送付を受けたものを配布するほか、県の指示により基準内で調達する。

(2) 支給の方法

教育部は、学校長と緊密な連絡を保ち、支給の対象となる児童生徒を調査、把握し、支給を必要とする学用品の確保を図り、各学校長を通じて対象者に支給する。

(3) 給付する品目の範囲

ア 教科書及び教材

イ 文房具

ウ 通学用品

(4) 給付の額

教科書代は、教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、町教育委員会に届出又は承認を受けて使用している教材を給付するための実費とする。

(5) 給付期間

災害発生の日から、教科書は1か月以内、その他の学用品は15日以内とする。

5 学校給食に関する基準

教育部は、応急給食の必要かあると認めるときは、本章第15節「食料及び生活必需品等の確保・供給」に定める炊き出し基準により、応急給食を実施するものとする。

6 記録等

学用品の供与を実施したときは、次の書類、帳簿等を整備保管しておくものとする。

(1) 学用品の購入分配計画

(2) 学用品交付簿及び受払簿

(3) 学用品購入関係支払証拠書類

(4) 応急給食関係書類

7 保健・衛生に関する事項

災害の状況により被災学校の教職員、児童生徒に対し、感染症予防接種や健康診断を実施する。

また、学校が浸水等の被害を受けた場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、八幡浜保健所の指導又は協力により、校舎の清掃、消毒を行う。

8 学校施設の一時使用の措置

災害応急措置として、学校施設の一時使用の要請があった場合、校長は、授業に支障のない範囲内において、これを使用させることができる。なお、使用の必要がなくなったとき、町は速やかに原状復帰を図る。

9 高等学校生徒の災害応急対策への協力

県立高等学校の学校長は、登校可能な生徒を教職員の指導監督の下に、学校の施設・設備等の応急復旧整備作業に可能な範囲で協力を求める。

また、状況に応じ、地域における応急復旧又は救援活動等に協力するよう指導する。

10 災害救助法に基づく措置基準

学用品の供与における費用限度額、期間等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」のとおりとする。

資料編・災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

第24節 要配慮者に対する支援活動

町は、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得て、避難行動要支援者の避難誘導に努めるとともに、要配慮者一人ひとりの状況に応じた福祉サービスの提供等の援助活動を行うものとする。

1 避難行動要支援者の把握及び避難誘導

災害が発生した場合、町は災害時の避難等一連の行動に対してハンディキャップを負う避難行動要支援者に配慮する必要がある。本町においては年々人口の高齢化が進んでおり、対策の重要性が増しつつある。

町は、災害発生直後、速やかに避難誘導を行うほか、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

また、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等にも配慮する。

2 指定避難所等への移送

町は、要配慮者を発見した場合は、速やかに負傷者の有無や周囲の状況等を総合的に判断して、次の措置を講ずるものとする。なお、指定避難所等へ移動した要配慮者については、その状況を把握し、適切な福祉サービスの提供に努めるものとする。

- (1) 指定避難所等への移動
- (2) 病院への移送
- (3) 施設等への緊急入所

3 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への受入れに当たり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

4 在宅者への支援

町は、在宅での生活が可能と判断された要配慮者や、やむを得ず指定避難所等に滞在することができない要配慮者の生活実態を的確に把握し、次のとおり在宅福祉サービス等を適宜提供するものとする。

(1) 被災障がい者に対する援助

- ア 災害により補装具を亡失又は毀損したものに対する修理又は交付
- イ 被災障がい者の更生相談

5 応援依頼

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、適宜、県、近隣市町等へ応援を要請するものとする。

第25節 ボランティア等への支援

大規模な災害が発生した場合に、円滑な応急対策を実施するため、NPO・ボランティア等の自主性・主体性を尊重しつつ、ボランティアの能力が効果的に発揮されるよう、災害救援ボランティア活動への支援体制の整備に努める。

1 町における受入体制等

災害発生時における、災害救援活動を申し出たボランティアの受付及びボランティアに関する窓口の設置等の業務は、保健福祉部において行う。

なお、保健福祉部は、ボランティアに対し、町有施設等をボランティア活動拠点として提供するとともに、被災地の情報、被災者又は各対策部のボランティアに対するニーズ等の情報について本部連絡員等を通じ把握した上、県災害救援ボランティア支援本部に伝達し、地域の実情にあった活動が行えるよう、速やかに体制を整えるものとする。

また、平常時から福祉等のボランティアとして活動している町内のボランティア団体等に対して、防災ボランティアとして活動してもらえるよう協力を依頼する。

2 町災害救援ボランティア支援本部の設置

(1) 町支援本部の設置

町は、大規模災害が発生し必要があると認めるときは、町社会福祉協議会と連携して、町支援本部（必要に応じて支部を設置）を設置する。

(2) 町支援本部の構成メンバー

町支援本部は、町社会福祉協議会、NPO・ボランティア等関係団体、ボランティア・コーディネータ等で構成する。

町、町社協、NPO・ボランティア等関係団体が一堂に集う情報共有会議を開催し、町内における被災者ニーズの把握や、NPO等の有するノウハウの提供、各団体の活動状況の情報共有等を図るとともに、災害ボランティア活動の連携方策等の調整等を行う。

(3) 町支援本部の任務

ア ボランティア活動に関する情報収集

県、町、NPO・ボランティア等や被災住民等からの情報を取りまとめ、町内の被災状況、ボランティアによる救援活動状態、ボランティアの不足状況等を的確に把握する。

イ ボランティア・被災住民等に対する情報提供窓口の開設

被災地の状況や救援活動状況等の情報をボランティアや被災住民等に対する的確に提供する窓口を開設する。

ウ ボランティアの募集及びグループ化等活動体制の整備

ボランティアが不足すると考えられる場合等において、ボランティア参加者の募集を行うとともに、そのボランティア申出者と平常時から登録しているボランティアのグループ化を行うなどにより、機能的な活動が行われるよう活動体制の整備を行う。

エ ボランティアのあっせん

被災住民、県支援本部や社会福祉施設等からボランティアのあっせん要請が出された場合、

ボランティアグループ等のあっせん・派遣を行う。

3 町支援本部等に対する情報、活動拠点及び資機材の提供

町は、被災地の状況、救援活動の状況等の情報を町支援本部等に提供するとともに、町役場その他所有施設等をボランティアの活動拠点として提供する。

また、ボランティア活動に必要な資機材を可能な限り貸し出すことにより、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努めるものとする。

4 県災害救援ボランティア支援本部への要請

町支援本部において、ボランティア不足の状況になった場合、県災害支援ボランティア支援本部にボランティアのあっせんに要請する。

第26節 応援協力活動

大規模災害が発生した場合においては、広範な地域に被害が及び、社会機能が著しく低下する中であって、消火活動や救命、救急、救助活動、被災者の生活対策をはじめとする多面的かつ膨大な対策を集中的に実施しなければならない。

このため、町は、平常時から関係機関と十分に協議し、災害時にあつては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施するものとする。

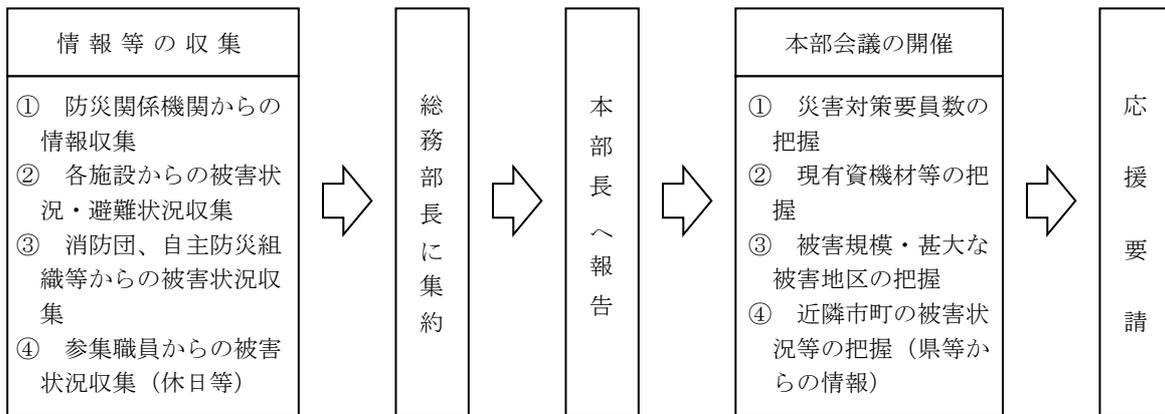
また、国が決定し、県が受入れた外国からの応援活動が実施される場合は、県等関係機関と連携を図りながら、必要な体制を整えるものとする。

1 応援要請の決定

大規模災害が発生した場合は、次により本町の被害状況等を把握し、また応急資機材の現状等を確認し、本部会議において応援要請の必要の有無を決定する。

- (1) 県、警察、消防等の関係機関から、災害情報、被害状況等の情報を収集
- (2) 公共施設から、施設・施設周辺の被害状況、避難状況等を収集
- (3) 消防団・自主防災組織等から、地域の被害状況を収集
- (4) 休日、勤務時間外においては参集職員から、参集途上の被害状況を収集

応援要請決定フロー



2 知事等に対する応援要請

町長は、町の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第68条の規定に基づき、南予地方局八幡浜支局を通じ県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

要請は、緊急を要するときは、県防災通信システム（地上系）等又は口頭をもって行い、後に文書を送付する。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする人員、物資、資機材等
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする期間

(5) その他応援に関し必要な事項

また、県外への広域一時滞在が必要な場合には、知事に対し、他の都道府県知事と協議することを求める。

3 他の市町長等に対する応援要請

町長は、町内における災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結するなど、平時からカウンターパート関係を構築している他の市町長に対し応援を要請する。また、被災住民の居住の場所の確保が困難な場合には、広域一時滞在について、他の市町長と協議する。

応援を求められた市町は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町の指揮の下に行動する。

なお、消防に関する応援要請については、消防組織法第39条に基づき締結された「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」による。

4 関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対する応援要請

町長は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、災害対策基本法第29条の規定に基づき、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請することができる。

また、町長は、南予地方局八幡浜支局を通じ知事に対し、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関の職員の派遣についてあっせんを求めることができる。

(1) 町長が直接派遣を要請する場合は、下記の事項を明示する。(災害対策基本法施行令第15条)

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与、その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

(2) 町長が、知事に対し職員の派遣についてあっせんを求める場合は、下記の事項を明示する。(災害対策基本法施行令第16条)

- ア 派遣のあっせんを求める理由
- イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与、その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

5 自衛隊の災害派遣要請

自衛隊の災害派遣に関する必要事項については、本章第28節「自衛隊への災害派遣の要請」に定めるところによる。

6 海上保安庁への支援要請

(1) 町長の支援要請の依頼手続

町長は、災害応急対策を円滑に実施するため必要があるときは、知事に対し、海上保安庁の支援について、次のア～エの事項を明示した文書をもって、必要な措置を講ずるよう依頼する。

ただし、緊急を要するときは、県防災通信システム（地上系）等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書を交付する。

また、事態が急迫し、知事に要請を依頼するいとまがない場合、又は知事を通じて要請することが困難な場合には、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。

ア 災害の概要及び支援活動を要請する理由

イ 支援活動を必要とする期間

ウ 支援活動を必要とする区域及び活動内容

エ その他参考となる事項

(2) 連絡窓口

海上保安庁との連絡窓口は、次のとおりである。

機 関 名	電 話 番 号	県防災通信システム（地上系）	F A X
松 山 海 上 保 安 部	089 (951) 1197	6-55321 6-55322	089 (951) 7796
第六管区海上保安本部	082 (251) 5111	(衛星) 64-034-101-159	082 (251) 5185
宇 和 島 海 上 保 安 部	0895 (22) 1591	6-55421 6-55422	0895 (22) 1256

7 民間団体等に対する応援協力の要請

町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、応援協定を締結している民間事業者等に対して次の事項を示し、応援を要請する。また、南予地方局八幡浜支局を通じて、県に対し民間事業者等の応援協力を要請することもできる。

(1) 応援協力を要請する人員

(2) 作業内容

(3) 作業場所

(4) 集合場所

(5) その他応援協力要請に関し必要な事項

8 応援要員の受入体制

災害の状況により、県又は他市町からの救援隊並びに自衛隊等の派遣要請をした場合の受入体制については、次のとおりとする。

(1) 連絡窓口の明確化

町長は、県及び他市町等との連絡を速やかに行うため、総務部に連絡窓口を定めておくものとする。

(2) 受入体制の確立

動員された者の作業が効率的に行えるよう、作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所、ヘリ

ポート、物資搬送設備等の活動拠点、その他作業に必要な受入体制を、各機関の要請に応じて可能な限り準備するものとする。

なお、救援隊等の宿泊施設は、避難収容施設としての施設の利用状況を考慮し、受入可能な体育館、運動場及び公民館等を利用するものとする。

(3) 外国からの応援活動の受入れ

県が受け入れた外国からの応援活動が円滑に活動できるよう、県及びその他関係機関と連携しながら、必要な支援を行う。

9 労働力の確保に関する対策

災害応急対策の実施が災害対策本部員の動員では不足し、又は特殊作業のため技術的な労力が必要なときは、労働力を必要とする各対策部からの要請を総務部及び建設部において集約・調整し、労働者を雇用するものとする。

(1) 労働者の雇用範囲

ア 被災者の避難

町長（本部長）の指示による避難で誘導労働者を必要とするとき。

イ 医療、救護の移送

救護班で対応できない重症患者若しくは救護班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者を病院、診療所に運ぶための労働者又は救護班の移動に伴う労働者を必要とするとき。

ウ 被災者の救出

被災者を救出するための労働者を必要とするとき、及び被災者救出に必要な機械器具、資材等の操作又は後始末に労働者を必要とするとき。

エ 飲料水の供給

飲料水供給のために機械器具の運搬操作、あるいは飲料水を浄化するための医薬品の配布等に労働者を必要とするとき。

オ 救助物資の支給

被服、寝具その他生活必需品、学用品、医薬品、衛生材料及び炊き出し用品の整理、輸送又は配分に労働者を必要とするとき。

カ 死体の捜索、措置

死体の捜索に要する機械器具その他資材を操作し、又は死体の洗浄、消毒等の処理、死体を仮安置所まで輸送するための労働者を必要とするとき。

キ 上記以外の救助作業のため労働者の必要が生じたときは、次の事項を付し、南予地方局八幡浜支局を通じ県へ申請するものとする。

(ア) 労働者の雇用を要する目的又は救助種目

(イ) 労働者の所要人数

(ウ) 雇用期間及び理由

(エ) 地域

(2) 労働者の雇用期間

各救助の実施期間中とする。

第27節 消防防災ヘリコプターによる支援活動

各種災害又は事故等に際し、県所有の消防防災ヘリコプターによる迅速な支援活動を行うことで、被害の最小化に努める。

1 運航体制

(1) 航空隊及びヘリコプターの常駐場所及び連絡先

名 称	所 在 地	連 絡 先
愛媛県防災航空事務所 (消防防災航空隊)	松山市南吉田町2731 (松山空港内)	緊急連絡用電話：089 (965) 1119 一般事務用電話：089 (972) 2133 F A X：089 (972) 3655

(2) ヘリコプターの運航時間帯

毎日 (365日) 8時30分から17時15分までとする。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

原則として、夜間飛行は行わない。

2 支援活動の種類

消防防災ヘリコプターは、「愛媛県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」に基づき、災害の状況に応じて次の活動を行う。

- (1) 災害応急対策活動
- (2) 救急活動
- (3) 救助活動
- (4) 火災防御活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動

3 緊急運航要請手続

町長 (町長の委任を受けた消防長含む。) は、次の要件を満たす状況の場合には、愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定に基づいて要請を行うものとする。

- (1) 公共性
- (2) 緊急性
- (3) 非代替性

この要請は、愛媛県防災航空事務所 (消防防災航空隊) に対して電話にて行うこととし、事後に要請書を提出するものとする。

資料編・愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定書

4 自主出動

運航管理責任者が災害等の実態を勘案し、特に緊急を要する防災活動の実施について、要請を待ついとまがないときは、要請を待たず自ら緊急運航を決定することができる。

第28節 自衛隊への災害派遣の要請

規模な災害が発生し又は発生しようとしているとき、住民の生命、財産の保護のため必要な応急対策の実施が町及び関係機関のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められた場合、自衛隊に災害派遣を要請し、もって効率的かつ迅速な応急活動の実施を期するものとする。

1 災害派遣要請事項

人命又は財産の保護のためにやむを得ないと認められる事態で、他に実施可能な組織等がない場合において、自衛隊の災害派遣を必要とするときは、知事は、支援を要請する事項等を明らかにして派遣を要請する。

また、事態の推移に応じ、派遣の必要が無くなった場合は、直ちにその旨を連絡する。

- (1) 車両、航空機等による被害状況の把握
- (2) 避難者の誘導、輸送等避難のための必要があるときの援助
- (3) 行方不明者、負傷者等が発生した場合の搜索援助
- (4) 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動
- (5) 消防機関に協力して行う消火活動
- (6) 道路又は水路の確保の措置
- (7) 被災者に対する応急医療、救護及び防疫
- (8) 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- (9) 被災者に対する給食及び給水支援
- (10) 防災要員等の輸送
- (11) 連絡幹部の派遣
- (12) その他知事が必要と認める事項

2 要請手続

(1) 知事への要請

町長は、自衛隊の派遣を要請すべき事態が発生したときは、南予地方局八幡浜支局を経由して県（防災危機管理課）に対し、様式第1号（災害派遣要請）又は様式第3号（救急患者空輸要請）をもって要請の依頼を行うものとする。

ただし、緊急を要する場合、その他交通機関途絶などやむを得ない理由により文書によることができないときは、県防災通信システム（地上系）等又は口頭をもって連絡し、事後速やかに決められた様式を提出するものとする。

災害派遣要請書（1通提出）には、次の事項を記載するものとする。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
 - イ 派遣を希望する期間
 - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - エ 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況、その他参考となる事項
- (2) 知事と連絡不能又は緊急の場合

町長は、知事に対し連絡が不能で(1)に定める要求ができない場合には、その旨及び災害の

状況を陸上自衛隊松山駐屯地司令に通知する。また、その際は、事後速やかに知事に連絡する。

資料編・自衛隊災害派遣要請に係る様式

3 要請の窓口

(1) 県

機 関 名	連 絡 窓 口	区 分		番 号
愛媛県	県民環境部 防災局防災危機管理課	N T T回線	電 話	089-912-2318 089-941-2160 (夜間・休日)
			F A X	089-941-2160
		県防災通信 システム	地上系電話	77-500-0-2318
			防災電話	500-301~500-304 500-311~500-314 500-321~500-324
			地上系 F A X	501-201~500-203 501-211~500-214 501-221~500-224 501-231~500-234
		衛星	携帯電話	00-870-776397660
南予地方局 八幡浜支局	総務県民室	N T T回線	電 話	0894-22-4111
			F A X	0894-24-6271
		県防災通信 システム	地上系電話	77-505-0-207/208
			防災電話	505-22~505-24 505-31~505-34
			地上系 F A X	505-21
		衛星	携帯電話	00-870-776397661

(2) 自衛隊 (県と通信不能の場合)

機 関 名	電 話 番 号	県防災通信システム (地上系)	F A X 番 号
陸上自衛隊松山駐屯地	(089) 975-0911	6-55621 6-55622	(089) 975-0911
海上自衛隊呉地方総監部	(0823) 22-5511	(衛星系) 64-034-101-158	(0823) 22-5692
航空自衛隊西部航空方面隊司令部	(092) 581-4031	—	(092) 581-4031

4 自衛隊の自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自主的に部隊等を派遣する。この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整の下に適切かつ効率的な救援活動を実施するように努める。

自衛隊が自主派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置を取る必要があると認められること。
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救助活動が明確な場合に、当該救助活動が人命救助に関するものであると認められること。
- (4) その他、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

5 自衛隊の救助活動の内容

自衛隊が災害派遣時に実施する救助活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握
車両、艦艇、航空機等状況に適した手段による偵察
- (2) 避難の援助
避難者の誘導、輸送等
- (3) 遭難者の捜索救助
行方不明者、傷病者等の捜索救助
- (4) 水防活動
堤防、護岸の決壊に対する土のうの作成、積込み及び運搬
- (5) 消火活動
消防機関に協力しての消火活動
- (6) 道路、水路等交通上の障害物の排除
施設の損壊又は障害物の除去、道路、鉄道路線上の崩土等の排除
- (7) 応急医療、救護及び防疫の支援
被災者に対する応急医療、救護及び防疫支援
- (8) 人員、物資の緊急輸送
緊急を要し、他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援、物資の緊急輸送
- (9) 給食及び給水の支援
被災者に対する炊飯、給食及び入浴支援
- (10) 宿泊支援
被災者に対する宿泊支援
- (11) 危険物等の保安、除去
能力上可能なものについての火薬類、爆発物等の保安措置及び除去

6 災害派遣部隊の受入体制

- (1) 自衛隊との連絡窓口一本化
町長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を総務部に設置する。
- (2) 他の災害救助復旧機関との競合重複排除

町は、自衛隊の活動が他の機関と競合重複しないよう、効率的に作業を分担するよう配慮する。

(3) 作業計画及び資機材の準備

町は、自衛隊の作業の円滑な促進を図るため、可能な限り総合的な調整のとれた作業計画を作成し、資機材の準備及び関係者の協力を求め、支援活動に支障のないよう措置を講ずる。計画の作成に当たっては、次の事項について配慮する。

- ア 作業箇所及び作業内容
- イ 作業箇所別必要人員及び資機材
- ウ 作業箇所別優先順位
- エ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- オ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

(4) 派遣部隊の受入れ

町長は、派遣された部隊に対し状況により次の施設等を準備する。

- ア 宿舎
- イ 材料置場、炊事場（野外の適切な広さ）
- ウ ヘリコプター離発着場

四方に障害のない広場

$\left(\begin{array}{l} \text{OH-6型: } 30\text{m} \times 30\text{m} \\ \text{UH-1型: } \text{約}50\text{m} \times 50\text{m} \\ \text{CH-47型: } 100\text{m} \times 50\text{m} \end{array} \right)$	
	等

7 派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに様式第2号（撤収要請）又は様式第4号（救急患者空輸撤収要請）をもって南予地方局八幡浜支局を経由して県（防災危機管理課）に対し、その旨報告するものとする。

ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話で要請しその後文書を提出するものとする。

8 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担するものとし、その内容は、おおむね次のとおりとする。なお、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町が協議して定める。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）の損害の補償
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と町、必要に応じて県が協議するものとする。

9 ヘリコプター飛行場外離着陸場

ヘリコプターの離着陸場は、資料編に掲載のとおりである。

資料編・ヘリコプターの飛行場外離着陸場一覧

第29節 ライフラインの確保

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、町及び各ライフライン事業者等は、災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、必要に応じ、広域的な応援体制をとるなど、機動力を発揮して応急復旧に努めるものとする。なお、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努めるものとする。

また、国、県、町は、情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じ、GISの活用等による情報提供に努める。

なお、防災拠点施設、人命に関わる医療機関や指定避難所等の重要施設の応急措置及び供給ラインの復旧等を優先して行う。

1 水道施設（町上下水道課、南予水道企業団）

(1) 緊急要員の確保

緊急要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて他の水道事業者に応援を要請する。

(2) 応急復旧

災害の発生状況に応じて送水を停止する等、必要な措置を講ずるとともに、応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。また、配管の仮設等による応急給水に努める。

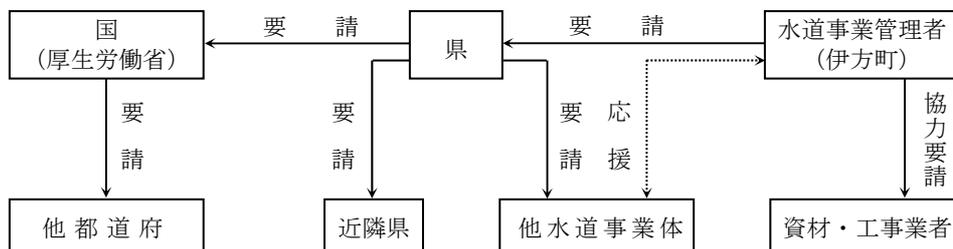
(3) 県への応援要請

町のみでは応急復旧が困難な場合は、相互応援協定等に基づき、県を通じて、他の市町に支援を要請する。

(4) 重要施設への優先的復旧

防災関係機関、医療機関について優先的に復旧を図る。

応援要請等系統図



2 下水道施設（町上下水道課）

町は、下水道施設が被災したときは、重大な機能障害、二次災害の危険性を取り除くための措置を講ずるものとする。

(1) 管渠

周辺住民に対して、一次的に下水道の使用を中止するよう広報するとともに、管渠施設の構造物、設備等の被害程度を判断して、管渠、マンホール内部の土砂のしゅんせつ、可搬式ポン

プによる下水の排除、仮排水路の設置などの応急復旧を実施する。

(2) 終末処理場、ポンプ場

本復旧までの一次的な処理機能の確保を目的として、水路の仮締切り、配管ルートの変更、仮設沈殿地などの応急復旧を実施する。

被害が甚大な場合は、住民に対して下水道の使用を中止するよう広報する。

3 電力施設

電気事業者は、災害が発生した場合、その定める防災業務計画に基づき、電力施設の防護及びその迅速な復旧を図り、もって電力供給の確保に万全を期するものとする。

(1) 災害対策組織の編成

災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合に対処するため、災害対策本部及び災害対策隊の組織をあらかじめ定めておくものとする。

(2) 情報の収集

災害が発生した場合は、電気施設の被害状況、停電による主な影響をはじめとする被害状況の収集を行うとともに、国、地方自治体等から収集した情報を集約し総合的な被害状況の把握に努める。

(3) 災害時における広報

ア 停電による社会不安除去のため、電力施設状況及び復旧状況の広報活動を行う。

イ 電気事故を防止するために必要な広報活動を行う。

(4) 対策要員の確保

防災体制が発令された場合、対策要員は、速やかに所属する対策組織に出動する。なお、交通途絶により出動できない者は、最寄りの事業所に出動する。

(5) 災害復旧用資機材の確保

電気事業者は、事業所に保有する応急措置用資材を優先使用し、不足する場合は、本店、支店及び関係業者等から緊急転用措置をとるものとする。

(6) 他電力会社間の電力融通

災害時において、電力供給が不足する事態が生じた場合は、負荷の重要度に応じた系統構成にするとともに、他電気事業者からの融通等により供給力を確保する。

(7) 危険予防措置

送電が危険な場合及び警察、消防機関等から要請があった場合には、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

(8) 設備の応急工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して迅速、適切に実施する。

ア 原子力発電設備

共通機器、流用可能部品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

イ 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により、仮復旧の標準工法に基づき迅速に行う。

ウ 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

エ 配電設備

応急復旧工法標準マニュアルによる迅速確実な応急復旧を行うとともに、重要性の高い地区には、移動用発電機を設置する。

オ 通信設備

移動無線機、可搬型衛星通信設備等の活用により通信回線を確保する。

(9) 復旧の順位

設備ごとにあらかじめ定めてある復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の復旧難易等を勘案して、供給上復旧効果の最も高いものから復旧を行う。

4 電信電話施設

電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況や原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。

(1) 西日本電信電話株式会社

災害の発生又は発生のおそれがあるときは、必要に応じ社外関係機関と災害対策に関する連絡をとるとともに、災害時に重要通信を疎通させるための通信手段を確保し、災害を受けた通信手段の応急復旧を速やかに実施する。

ア 通信の非常疎通措置

災害に関し、次により臨機に措置をとり、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図るものとする。

- (ア) 応急回線の作成、網措置等疎通確保
- (イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規定の定めるところによる利用制限等の実施
- (ウ) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報の優先取扱い
- (エ) 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携
- (オ) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携
- (カ) 災害救助法が適用された場合等の指定避難所等への特設公衆電話の設置
- (キ) 災害用伝言ダイヤルの開設（「171」）

イ 災害時における広報

災害の発生又は発生のおそれがある場合は、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

また、広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車による巡回広報等により地域の顧客に対する広報も積極的に実施する。

ウ 対策要員の広域応援

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信の確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等の稼働を含めた全国

的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設
 営及び作業体制等を、計画に基づき確立し運用する。

エ 災害時における災害用資機材の確保

- (ア) 災害用資機材は、予備品、貯蔵品の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は現地
 調達若しくは資材部門に要求する。
- (イ) 災害対策用資機材の輸送は、ヘリコプター、車両等により行う。
- (ウ) 必要に応じ、災害対策用資機材置場、臨時ヘリポート及び仮設用地等を確保する。
 この確保が困難と思われる場合は、県及び町の災害対策本部等に依頼して迅速な確保を
 図る。

オ 設備の応急復旧

- (ア) 被災した電気通信設備等の復旧は、速やかに実施する。
- (イ) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する
 要員・資材及び輸送の手当を行う。
- (ウ) 復旧に当たっては、行政機関や他のライフライン事業者等と連携し、早期復旧に努め
 る。

カ 災害復旧

- (ア) 応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、その結果に基づき必要な改
 良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。
- (イ) 被災地における地域復興計画の作成・実施に当たっては、これに積極的に協力する。

(2) 株式会社NTTドコモ

通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。

- ア 臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ携帯電話の貸出しに努める。
- イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は一般利用の制限
 等の措置をとる。

(3) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。

- ア 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは一般利用の制
 限等の措置をとる。
- イ 被災した電気通信設備等の応急復旧工事を速やかに実施する。

(4) KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社

通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。

- ア 電気通信施設の整備及び保全
- イ 災害時における電気通信の疎通
- ウ 災害用伝言板サービスの提供

5 ガス施設（液化石油ガス販売業者）

(1) 災害対策本部体制の確立

風水害により地域に甚大な被害が発生した場合、災害の応急復旧に取り組むため、事業者団
 体は災害本部体制を確立する。

(2) 緊急対応措置

災害発生後、次の職務を行う。

ア 被災状況の確認

被害状況の確認は、緊急度が高く、かつ、L Pガス貯蔵量が大である施設を原則として、あらかじめ定められた順位に従って行う。

また、確認方法は、目視によって行う。

イ 二次災害防止のための措置

確認の結果、二次災害のおそれがある施設に対しては、供給停止又は容器の撤去を行う。

L Pガス施設が冠水した地域では、目視による確認で異常が認められない場合でも、設備に異常がないと確認されるまでは、ガスの使用を中止するよう消費者に要請する。

ウ 供給再開のための安全点検

目視による確認の結果、さらに安全点検を行う必要が認められた設備及び冠水したL Pガス設備すべてを対象に、安全点検を実施する。

安全点検は、供給停止の及ぼす影響の大小を勘案し、あらかじめ定められた順位に従って行う。

(3) 消費者への周知

安全点検の結果について消費者に説明するとともに、新たに異常が発生したときや漏えい等の異常が認められた場合にとるべき措置についても、周知徹底を図る。

6 廃棄物処理施設

施設の早期復旧に努めるとともに、「本章第19節 廃棄物等の処理」のとおり、ごみ及びし尿の収集・運搬・処分を適切に行う。

第30節 郵便事業の運営維持

日本郵便株式会社四国支社は、災害時においても各種の郵便事業の運営維持に努める。

1 郵便物の送達の確保

被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等の応急対策を講ずる。また、避難所に避難した人にも送達できるよう、町との避難者情報の共有手段の確保に努める。

2 郵便局の窓口業務の維持

被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不可能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設及び窓口取扱時間、又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

第31節 除雪計画

町内に積雪があった場合には、物資輸送に必要な輸送手段や除雪等による交通路の確保などの応急対策を実施する。

1 配備体制

(1) 第1配備（準備体制）

市街地における積雪量が15cmに達した時期から準備体制に入り、地域に応じて除雪活動を開始する。

(2) 第2、第3配備（警戒、非常体制）

ア 積雪量が100cmを超え、さらに引き続き、積雪が予想され除雪が必要なときは、町長は、状況を判断したとき雪害対策本部（建設課内）を設置する。

イ 堆雪処理、その他除雪対策措置がほぼ終了し、本部長が適当と判断したときは雪害対策本部を解散する。

2 道路除雪対策

(1) 国道、県道除雪計画

国道197号及び県道は、南予地方局八幡浜土木事務所

(2) 町道除雪計画

町道除雪は、除雪区分及び順位によって計画実施する。

ア 除雪区分

(ア) 第1種

交通量1日100台以上の路線とし、1車線確保を原則とし、所々に待避所を設ける。

(イ) 第2種

交通量1日100台未満は、小型車両1車線確保を原則とし、主として沿線住民によるものとする。

イ 除雪順位

(ア) 第1次

市街地主要幹線道路

バス路線

主要連絡道路

(イ) 第2次

住家密集地区の連絡道路

主要施設に通じる道路

3 除雪排雪作業

除雪作業は、グレーダー、ブルドーザー等機械除雪を主とし、人家連担地は、沿道住民の協力を求めるものとする。

4 記録及び報告

実施した日々の除雪記録を整備するとともに、除雪の状況、除雪作業状況等の写真を整備しておくものとする。

5 広報活動

広報機関等を通じ、除雪情報を確実かつ迅速に一般通行車両に周知し、必要箇所には除雪案内の標識を設け、除雪状況を通行車両に周知させる。一般住民に対しては、除雪協力要請を必要に応じて行うものとする。

6 道路管理者の措置命令等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする（第9節5(4)道路管理者等の措置命令のとおり）。

第32節 海上災害応急活動

船舶又は海洋施設その他陸上施設の事故により、遭難、火災又は大量流出油等の海上における災害が発生し、船舶乗組員、沿岸住民、船舶、水産資源等に被害を及ぼすおそれのある大規模な災害が発生した場合、防災関係機関相互が密接に連携して各種応急対策を実施することにより、人命や船舶の救助、消火活動、油拡散防止、付近船舶の安全確保及び沿岸住民への被害拡大防止に努め、被害の局限化を図る。

1 実施責任機関

(1) 大規模海難が発生した場合

松山海上保安部又は宇和島海上保安部が中心となり、県、警察、町、消防機関等のほか、状況に応じて漁業協同組合その他諸団体又は住民等に協力を求めて応急対策を実施する。

また、必要に応じて町及び県は災害対策本部を設置し、松山海上保安部又は宇和島海上保安部を中核とする総合連絡体制を整備し、関係機関が連絡を密にして応急対策に当たるものとする。

(2) 大量流出油等災害の場合

排出原因機関（者）の責任において処理するものとするが、下記機関が連携の下、応急対策に当たるほか、状況に応じて漁業協同組合、関係企業、住民等に協力を求めて応急対策を実施する。

なお、排出油等の防除に関する協議会による流出油等防除活動を必要とする場合は、松山地区排出油等防除協議会会長（松山海上保安部長）又は宇和海地区大量排出油等防除協議会会長（宇和島海上保安部長）が、総合調整本部を設置し、活動の調整を行うものとする。

また、流出油等が沿岸に漂着するおそれがあるときは、状況に応じて県及び町が災害対策本部を設置し、関係機関の連携の下、応急対策に当たるものとする。

ア 県（港湾、漁港管理者を含む。）

イ 町（消防機関を含む。）

ウ 警察機関

エ 四国地方整備局

オ 松山海上保安部、宇和島海上保安部

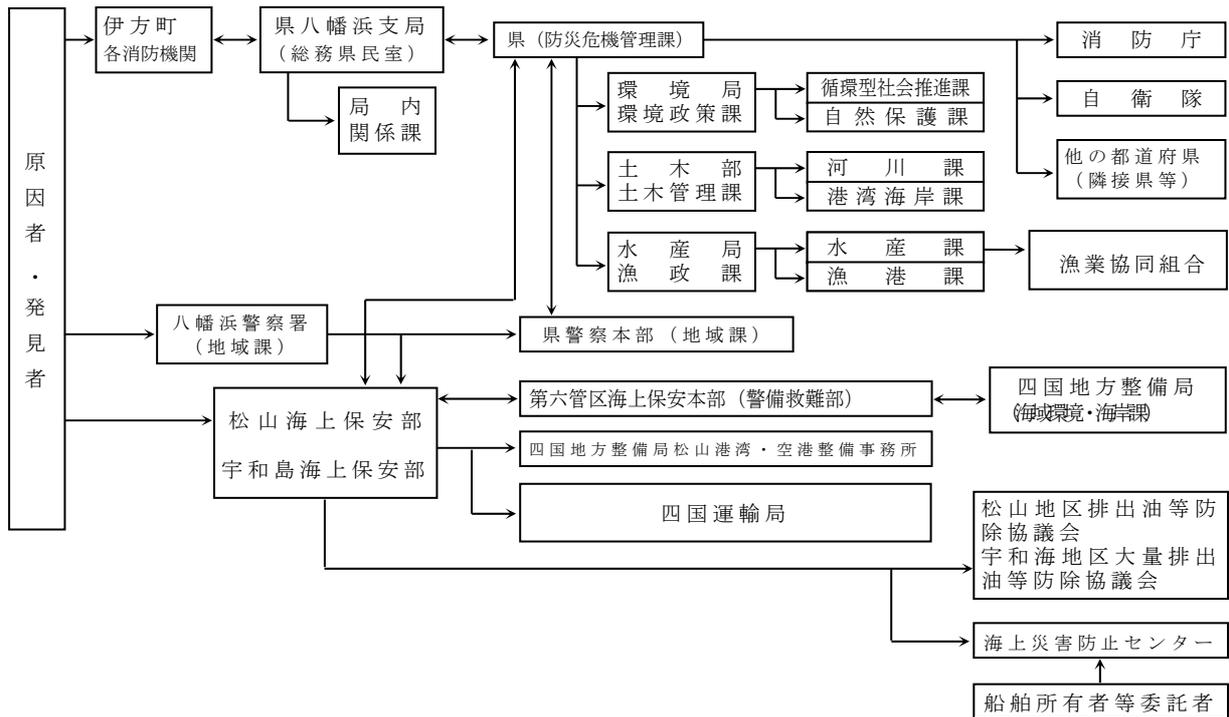
カ 排出の原因者

2 関係機関相互の通報連絡

海上における災害の発生、タンカー等の事故により、火災又は積載油流出等の事態が発生した場合は、海上保安部、県及び町等の関係機関は、所定の通報連絡系統・内容に基づき迅速かつ的確な通報連絡を相互に行うものとする。

(1) 通報連絡系統

事故発生時等の通報連絡系統は、次のとおりであり、町においては総務部と産業建設部が連携して対処する。



(2) 通報連絡内容

通報連絡内容は、次のとおりである。

- ア 事故発生の日時及び場所
- イ 事故の原因と被害の状況
- ウ 応急措置の状況
- エ 復旧見込み
- オ その他必要な事項

3 町の活動内容及び活動体制

(1) 配備体制の指示等

町長は、災害の状況から対策をとるべき配備体制を総務課長に指示し、総務課長はあらかじめ定められた系統により職員に伝達する。この場合、総務課・建設課職員等当該担当課職員については、必要により増員を行う。被害が甚大で必要と認めるときは、町長は災害対策本部の設置を指示するものとする。

また、国により現地連絡調整本部又は非常災害現地対策本部並びに県の現地災害対策本部が設置された場合は、総務部を中心として本部室で情報の収集、活動の指示等を管理し、前記対策本部等の指示に従い、連携して災害応急対策活動を実施する。

(2) 活動内容

町は、おおむね次に掲げる応急対策活動を実施するものとする。

- ア 的確な災害状況の実態の把握と連絡通報
- イ 防除作業に必要な資機材の調達

調達に当たっては、町保有の資機材及び町内事業者保有の資機材を中心に調達するとともに、必要に応じて、県、関係防災機関等に応援を要請する。

調達する主な防除資機材は、次のとおりである。

- (ア) 油吸着マット
- (イ) 油処理剤
- (ウ) オイルフェンス
- (エ) 油吸収ポンプ
- (オ) 消火剤
- (カ) 空ドラム缶
- (キ) ひしゃく
- (ク) むしろ
- (ケ) 土のう
- (コ) 油回収船等
- ウ 流出油等の防除作業及び協力
- エ 回収油等の処理
- オ 警戒区域の設定及び立入り制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難指示
- カ 県又は他の市町に対する応援要請
- キ 災害救援ボランティアの受入れ、調整
- ク 死傷病者の救出、救護（搬送、収容）
- ケ 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- コ その他必要な事項

4 松山地区排出油等防除協議会又は宇和海地区大量排出油等防除協議会への要請

松山地区又は宇和海地区において、大量の流出油事故が発生した場合、松山地区排出油等防除協議会会長又は宇和海地区大量排出油等防除協議会会長の要請により、各構成機関が連携し、応急対策活動を実施するものとする。

5 災害救援ボランティアの受入対策

大量に漂着した流出油の除去等の応急対策活動は、多くの人員が必要となり、県、町等関係機関だけでは十分対応できないことも予想される。

このため、町は、必要に応じ町内から災害救援ボランティアの募集を行うとともに、あっせんされるボランティアの受入対策に万全を期すものとする。受入れについては、本章第25節「ボランティア等への支援」によるものとする。なお、ボランティアが実施する活動内容は、おおむね次のとおりである。

- ア 応急復旧現場における危険を伴わない簡易な作業
- イ 炊出し、食料等の配布
- ウ 援助物資や義援金の仕分け、輸送
- エ 清掃
- オ その他上記作業に類した作業

第33節 危険物施設等の安全確保

災害により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民等に被害を及ぼさないように努めるものとする。

1 火薬類の保安

災害により火薬庫が危険な状態となった場合は、その火薬庫の所有者又は占有者は次の(1)、(2)に掲げる応急措置を講じ、事態を発見した者は、直ちにその旨を警察官、消防機関又は海上保安官に通報する。

通報を受けた者は、直ちに関係機関に連絡するとともに、災害防止のため次の(3)に掲げる緊急措置を講ずる。

- (1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移動する場合は、必ず見張人を付け、関係者以外の者の立入を禁止する。
- (2) (1)の措置を講ずる余裕がない場合は、火薬類を付近の水槽等の水中に沈める等、爆発防止の措置を行うとともに、盗難防止の措置を講ずること。
- (3) 爆発による被害を受けるおそれのある地域は、立入禁止の措置を行うとともに、危険区域内の住民を避難させるための措置を行う。

2 高圧ガスの保安

災害により高圧ガス事業所が危険な状態となった場合は、高圧ガス事業所の所有者又は占有者は応急措置を講じ、事態を発見した者は、直ちにその旨を知事（各地方局防災対策室又は消防防災安全課）又は警察官、消防機関若しくは海上保安官に通報する。

通報を受けた者は、直ちに関係機関に連絡するとともに、災害防止のため次の緊急措置を講ずる。

- (1) 発災事業所に対し、一切の作業を中止させ、設備内のガスを安全な場所に移動させるとともに、放水による冷却等適切な措置を行う。
- (2) 発災事業所周辺の住民の安全を確保するため、危険区域を定め、必要に応じて区域の住民を避難させるための措置を行う。
- (3) 水害による高圧ガス容器の流失が認められた場合は、流出容器による災害防止のため町、警察官及び消防機関等相互の連絡を密にし、必要な措置を行う。

3 石油類等の保安

石油類による災害を防止するため、県、町及び関係機関は、危険物貯蔵所、取扱所の火災、水害時に際し、各機関相互に緊密な連絡を図り、次の緊急措置を講ずる。

- (1) 災害が発生し又は発生するおそれがあるとき、施設の管理者及び保安監督者は、危険物の取扱作業を中止し、安全な場所へ移動させ、流出、出火等の防止措置を行うとともに、消防機関に通報する。
- (2) 通報を受けた者は、直ちに災害防止の緊急措置をとるほか、必要に応じ、付近の住民を避

難させるための措置を行う。

4 毒物劇物の保安

製造業者等は、毒物劇物等の施設が災害により被害を受けた場合、又は毒物劇物を運搬移送中において流出、飛散、漏えい等事故が発生した場合は、関係機関と連携を図り、応急対策を講ずる。

(1) 製造業者等の活動

毒物劇物の製造業者、販売業者、輸入業者、電気めっき業者、金属熱処理業者及び運送業者又は毒物劇物取扱責任者は、毒物劇物が流出、飛散、漏えい等災害が発生した場合、直ちに保健所、警察及び消防機関に通報するとともに、毒物劇物の回収、その他危害防止のために必要な措置を講ずる。

(2) 関係機関の活動

通報を受けた保健所、警察及び消防機関は、相互に連絡をとり、地域住民及び通行人等に対し周知徹底を図り、危険又は汚染地域の拡大防止措置、警戒区域の設定、被災者の救出、避難誘導等の措置を講ずる。

また、飲料水を汚染するおそれがある場合には、関係市町に通報連絡するなど万全を期する。

第34節 大規模火災応急活動

大規模な火災が発生し又は大規模化が予測される場合、延焼拡大防止及び地域住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

1 町の活動

- (1) 大規模な火災が発生した場合は、火災の発生状況、人的被害の状況等を収集し、県及び関係機関に通報する。なお、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災の場合は、直接消防庁にも連絡する。
- (2) 直ちに現場に出動し、消火用資機材を活用して消防活動・火災の拡大防止を行う。
- (3) 火災の規模が大きく町で対応できないときは、「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」に基づき、近隣市町等に応援を要請する。
- (4) 火災の規模、被害状況等から自衛隊の派遣要請が必要と判断した場合は、速やかに県に対して、災害派遣要請を行うとともに、自衛隊の集結地、自衛隊ヘリコプターの臨時場外離着陸場の確保及び化学消火薬剤等資機材の準備を行う。
- (5) 負傷者が発生した場合は、町内の医療機関等で医療救護班を組織し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送するとともに、被害状況の把握に努める。
- (6) 必要に応じて、警察、自主防災組織等の協力を得て、火災現場及びその周辺の住民等の避難誘導を行う。

2 県の活動

- (1) 大規模な火災が発生した場合は、町等から情報収集するとともに、消防防災ヘリコプターにより偵察を行うなど情報を収集し、関係機関等に連絡する。
- (2) 町の実施する消防、救急活動等について、必要に応じ指示等を行うとともに、町からの要請により他の市町に応援を要請する。
- (3) 火災の規模、被害状況等から県内の消防力では対応が困難な場合には、消防庁に対し、緊急消防援助隊の派遣、大規模特殊災害時における広域航空消防応援等を要請するとともに、町からの要請に応じて自衛隊の派遣要請を行う。
- (4) 海岸等で火災が発生した場合には、必要に応じて海上保安部へ消火及び救助・救急活動の応援を要請する。

3 県警察の活動

- (1) 大規模な火災が発生した場合は、必要に応じて、県警ヘリコプター等を活用して、火災状況、被害状況等の情報を収集し、関係機関等に連絡する。
- (2) 必要に応じて立入禁止区域を設けるとともに、地域住民等の避難誘導等を行う。
- (3) 死傷者が発生した場合は、関係機関と連携し、救出救助活動を行うとともに、死体の収容、捜索、措置活動等を行う。
- (4) 必要に応じて、火災現場及びその周辺の交通規制を行う。

第35節 林野火災応急活動

林野火災が発生した場合、広範囲の林野の焼失防止及び地域住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

1 町の活動

- (1) 林野火災が発生した場合は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等を収集し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 直ちに現場に出動し、消火用資機材を活用して消防活動を行う。
- (3) 火災現場の偵察又は空中消火活動の必要があると認められるときは、県に対して、消防防災ヘリコプターの出動を要請するとともに、消防防災航空隊と連携をとり、水利等の確保を行う。
- (4) 火災の規模が大きく町で対応できないときは、「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」に基づき、近隣市町等に応援を要請する。
- (5) 火災の規模、被害状況等から自衛隊の派遣要請が必要と判断した場合は、速やかに県に対して要請を行うとともに、自衛隊の集結地、自衛隊ヘリコプターの臨時場外離発着場の確保及び化学消火薬剤等資機材の準備を行う。
- (6) 負傷者が発生した場合は、地元医療機関等で医療救護班を組織し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送するとともに、被害状況の把握に努める。
- (7) 必要に応じて、警察、自主防災組織等の協力を得て、火災現場及びその周辺の住民等の避難誘導を行う。

2 県の活動

- (1) 林野火災が発生した場合は、町等から情報収集するとともに、消防防災ヘリコプターにより偵察を行うなど情報を収集し、関係機関等に連絡する。
- (2) 町からの要請に応じて、消防防災ヘリコプターを出動させ、空中消火等を行うとともに、当該市町からの要請により他市町に応援を要請する。
- (3) 林野火災の規模、被害状況等から県内の消防力では対応が困難な場合には、消防庁に対し、緊急消防援助隊の派遣、大規模特殊災害時における広域航空消防応援等を要請するとともに、市町からの要請に応じて自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (4) 海岸等で火災が発生した場合には、必要に応じて海上保安部へ消火及び救助・救急活動の応援を要請する。

3 県警察の活動

- (1) 林野火災が発生した場合は、必要に応じて、県警ヘリコプター等を活用して、火災状況、被害状況等の情報を収集し、関係機関等に連絡する。
- (2) 必要に応じて、立入禁止区域を設けるとともに、地域住民等の避難誘導等を行う。
- (3) 死傷者が発生した場合は、関係機関と連携し、救出救助活動を行うとともに、死体の収容、捜索、措置活動等を行う。

- (4) 必要に応じて、火災現場及びその周辺の交通規制を行う。

第4章 災害復旧・復興計画

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しながら町、県が主体的に取り組み、国や関係機関等の協力と適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すとともに、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

また、町、県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定め、必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。

なお、復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、要配慮者の参画を促進する。

第1節 公共施設災害復旧対策

災害により被災した公共施設の災害復旧は、原形復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から可能な限り改良復旧を行うなどの事業計画を速やかに樹立し、社会経済活動の早急な回復を図るため迅速に実施する。

また、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとし、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、復旧予定時期を明らかにするよう努める。

1 被災施設の復旧等

公共施設の復旧事業は、おおむね以下の法律等に基づき、迅速かつ円滑に行う。

- (1) 農林水産業等施設については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律、土地改良法を活用し実施する。
- (2) 道路、海岸、河川、港湾、漁港、上水道、下水道、都市公園施設については、公共土木施設復旧事業費国庫負担法により実施する。
- (3) 砂防等施設については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により実施する。
- (4) 都市施設（街路、公園、排水路、墓園等）の復旧及び堆積土砂排除事業については、関係機関が緊密に連携し、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針により実施する。
- (5) 公営住宅等については、公営住宅法により実施する。
- (6) 公立学校施設については、公立学校施設災害復旧費国庫負担法により実施する。
- (7) 特定大規模災害その他著しく異常かつ激甚な非常災害として政令で指定する災害が発生し、円滑かつ迅速な復興が必要な場合は、大規模災害からの復興に関する法律に基づき、国に対して災害復旧事業等に係る工事の代行を要請する。

- (8) 県は、県が管理する道路と交通上密接な関連を有する町道について、町から要請があり、かつ町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、町に代わって県が災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。
- (9) 県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

2 災害廃棄物の処理

大規模な風水害等の被災地においては、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法を検討する。

- (1) 町及び県は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。
- (2) ボランティア、NPO法人等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。
- (3) 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。
- (4) 災害廃棄物処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

3 激甚災害の指定促進

激甚災害発生後に、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)」(以下「激甚災害法」という。)に基づく激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講ずるものとする。

- (1) 町長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、知事に報告する。
- (2) 町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局に提出しなければならない。

4 緊急災害査定促進

災害が発生した場合には、町並びに県は、速やかに公共施設の災害の実態を調査し、必要な資料を作成し、災害査定を緊急な実施が容易となるよう所要の措置を講じて、復旧事業が迅速になされるよう努める。

なお、特に緊急な公共施設の復旧が必要な場合には、災害査定を待つことなく、応急工事に着手する。

5 海上災害復旧・復興対策

町並びに県は、被災地の復旧・復興に当たり、災害により地域の社会経済活動が低下する状況を鑑み、可能な限り迅速かつ円滑に被災地の生活再建を支援できるように関係機関と連携を図りつつ、次の対策を講ずる。

(1) 海洋環境の汚染防止

被害物等の処理に当たっては、海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のため適切な措置を講ずるよう指導する。

(2) 海上交通安全の確保

災害復旧・復興に係る工事に関しては、工事作業船等の海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。

ア 船舶交通の輻輳が予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。

イ 広範囲にかつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、工事関係者に対し、工事施工区域・工事期間の調整等事故防止に必要な指導を行う。

6 都市の復興

(1) 被害状況の把握

町は、各機関と協力し被害状況調査を行い、県に報告する。

(2) 被災市街地復興推進地域の都市計画案作成

緊急に面的整備が必要とされる区域（被災市街地復興推進地域）の都市計画案を作成し、都市計画決定を行う。

(3) 都市復興基本計画の策定

県の都市復興基本計画を踏まえ、また県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針及び市街地復興基本方針等を示した都市復興計画を策定する。

(4) 復興都市計画案等の作成及び事業実施

ア 被災地域について、実施する事業制度、活用する補助事業等を検討する。

イ 都市計画事業を実施する場合には、都市計画案の作成・決定を行い、事業を実施する。

第2節 復興計画

多数の機関が関係し、高度かつ複雑な大規模事業となる被災地域の再建を速やかに実施するため、必要に応じて復興計画を策定し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

また、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性があることから、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的に、関係機関の協力を得ながら被災者の生活支援の措置を講ずる。

さらに、被災地の復興計画の策定に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

1 復興計画の作成

(1) 計画の策定

町長は、必要があると認めるときは、復興計画を策定する。

(2) 計画の構成

計画は、基本方針（ビジョン）と、都市・農山漁村復興、住宅復興、産業復興等からなる分野別復興計画により構成する。

(3) 計画の基本方針

計画策定に当たっては、町総合計画との調整を図る。

(4) 計画の公表

計画策定後は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて速やかに公表するとともに、臨時刊行物を配布するなどにより住民に周知し、被災地の復興を促進する。

(5) 国・県との調整

計画策定に当たって、国や県等との調整を行う。

2 大規模災害からの復興に関する法律等の活用

特定大規模災害が発生した場合は、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、復興を推進する。

(1) 県は、国が定める復興基本方針に即して、県復興方針を定める。

(2) 町は、復興基本方針及び県復興方針に即して単独で又は県と共同で復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

(3) 県は、町から要請があり、かつ地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、事務の遂行に支障のない範囲内で、町に代わって必要な都市計画の決定等を行う。

(4) 県は、復興計画の作成等のため必要がある場合は、関係行政機関若しくは関係地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対して職員の派遣のあっせんを求める。

(5) 町は、復興計画の作成等のため必要がある場合は、関係地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は知事に対して職員の派遣のあっせんを求める。

- (6) 町及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用を含めて検討するものとする。

3 防災まちづくりを目指した復興

- (1) 町及び県は、必要に応じ、再度災害防止とより快適な住環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず、将来の住民のためのものという理念の下に、計画作成段階で町のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。併せて、高齢者、障がい者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。
- (2) 町及び県は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできる限り速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- (3) 町及び県は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。
- (4) 町及び県は、防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等为目标とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を住民に十分に説明し、理解と協力を得るように努める。
- また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、各種ライフラインの特性を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。
- (5) 町及び県は、既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点からその問題の重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。
- (6) 町及び県は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂等の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行う。
- (7) 町及び県は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者の立場に立った種々の選択肢、施策情報の提供等を住民に対して行う。
- (8) 町及び県は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、事業者等に対し、必要に応じて大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。
- (9) 町及び県は、被災地の復興計画の策定に際し、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

4 復興財源の確保

(1) 基本方針

復旧・復興対策を円滑に実施するため、被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図る。また、復旧・復興事業を迅速に実施するため、予算執行の調整及び編成方針の策定などを行う。

(2) 財政需要見込額の算定

被災状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定する。

ア 復旧・復興事業

イ その他

(3) 発災年度の予算執行方針の策定

緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と執行を当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。

(4) 予算の編成方針の策定

復旧・復興事業を迅速かつ的確に実施するための予算について、その編成方針を策定する。

(5) 復興財源の確保

復旧・復興対策を実施するためには、莫大な事業費が必要になるほか、災害の影響による税収の落ち込み等により財政状況の悪化が懸念されることから、復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するための財源確保に努める。

ア 地方債の発行

復旧・復興対策に係る莫大な財政需要と大幅な税収減に対応するため、県と調整を図りながら、次の措置を講じ、財源を確保する。

(ア) 災害復旧事業債

(イ) 歳入欠かん等債

(ウ) その他

イ その他の財源確保策

復興を目的とした、公営競技の開催等による復興財源の確保を検討する。

ウ 県への依頼

復旧・復興対策実施に係る財政需要に対応するため、財源確保に関する特例措置等を国に要望するよう、県に依頼する。

エ 町災害対策基金の積み立て

平成24年度に新設した「伊方町災害対策基金」について、基金設置の目的である被災者支援、復旧復興に充てる財源として活用できるよう、定期的に積み立てを行なうなど財源を確保するものとする。

第3節 災害復旧資金

災害からの速やかな復旧を図るため、災害時における復旧資金計画を作成するものとする。

1 中小企業を対象とした支援

町は、被災した中小企業の自立再建を図るため、中小企業を対象とした事業の場の確保及び資金の調達に関する支援等を実施する。

(1) 中小企業の被災状況の把握

県が行う中小企業の被災状況調査に協力する。

(2) 事業の場の確保

事業の場の確保に関する支援策を必要に応じ、実施する。

(3) 支援制度・施策の周知

中小企業を対象とした支援制度・施策を、県と連携し周知する。

2 農林漁業者を対象とした支援

被災した農林漁業関連施設の迅速な災害復旧を図り、経営・生活の維持・安定を図るため、農林漁業者を対象とした支援を実施する。

(1) 農林漁業者の被災状況の把握

農林漁業関係者の被災状況調査を、県と連携して実施する。

(2) 支援制度・施策の内容の周知

農林漁業者を対象とした支援制度・施策を、県と連携し周知する。

第4節 被災者等に対する支援

災害からの速やかな復旧を図るため、町、県及び関係機関は、次のとおり被災者措置を講ずる。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、地域の実情に応じた災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組み）を実施するほか、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用した支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

1 要配慮者の支援

要配慮者は、災害による生活環境の変化等に対応することが困難である場合が多いことから、速やかに安定した生活が回復できるよう支援を行う。

(1) 被災状況の把握

次の事項を把握し、県に報告する。

ア 要配慮者の被災状況及び生活実態

イ 社会福祉施設の被災状況

(2) 一時入所の実施

県を通じて社会福祉施設や関係機関等と連絡の上、社会福祉施設等への一時入所が必要な要配慮者に対して、一時入所を実施する。

(3) 健康管理の実施・巡回健康相談

八幡浜保健所と協力して保健師、管理栄養士等による巡回健康相談を実施し、指定避難所等における要配慮者の健康状態を把握する。また、避難所の管理者等を通じて住民に自治組織の編成を求め、その協力を得て健康管理等の徹底を図る。

(4) 成年後見制度の利用

義援金の受け取りや今後の財産管理等に関連して成年後見制度の利用が必要となる方や、成年後見人等の被災によって必要な支援が受けられなくなった方がいる場合に、これらの方々が適切に成年後見制度を利用できるようにする。

2 義援物資、義援金の受入れ及び配分

(1) 義援物資の受入れ及び配分

町対策本部は、他地域や企業等からの義援物資を受け入れるため問い合わせ窓口を保健福祉部に設置し、受入れを希望するもの、受入れを希望しないもの等、被災者のニーズを迅速に調査把握するとともに、総務部は、その内容のリスト及び送り先をマスコミに公表することにより、義援物資の送付を要請する。

また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。

なお、義援物資の受入れにあたっては、被災地での仕分け等に非常に労力を要するため、提供者側には品名・品数を明示して梱包するなど、被災地における円滑かつ迅速な対応ができるように理解を求め、被災地の求めるニーズに合致するもので、まとまった単位で送付されるもの等を義援物資として受け付けることとする。

なお、義援物資の提供者や企業等は、品名・品数を明示して梱包するなど被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮するよう努める。

(2) 義援金の募集及び配分

ア 町への義援金を受け付けるために、町役場に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設することを検討する。

イ 県は、統一的に義援金を配分するために、日本赤十字社、愛媛県共同募金会及び義援金募集機関等の関係団体から構成される配分委員会を設置し、公平かつ迅速な配分を行う。

ウ 配分委員会は、次のことについて協議決定する。

- (ア) 配分金額
- (イ) 配分対象者
- (ウ) 配分方法
- (エ) 配分状況の公表
- (オ) その他義援金配分に関すること。

3 災害弔慰金等の支給

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金を、重傷を負った者及び居住している家屋が全壊等した世帯等に対し災害見舞金を支給する。

(1) 支給対象者の把握

災害弔慰金、災害障害見舞金等の支給対象者を把握する。

(2) 支給方法の決定及び支給

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び伊方町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年4月1日条例第112号）に基づき支給する。

4 被災者の経済的再建支援

被災者が、災害による痛手から速やかに再起し、生活の安定を回復するため、被災者に対して金銭の支給及び資金の融資等の経済支援を行い、被災者の生活再建支援と被災地の速やかな復興を図る。

(1) 被災状況の把握

災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。

- ア 死亡者数
- イ 負傷者数
- ウ 全壊・半壊住宅数 等

(2) 被災者台帳の作成

被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術の積極的な活用を検討する。

(3) 災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う。

(4) 被災者生活再建支援金の申請受付等

被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。また、迅速かつ的確に処理するための体制整備等も図る。

(5) 租税の減免等

地方税法及び条例に基づき、町税の減免及び徴収猶予、申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。

(6) 資金の貸付け等

町は、県、社会福祉協議会等と連携しながら、被災者のうち要件に該当する者に対し、その趣旨の徹底を図り、次のうち適切な資金の融通措置を講ずる。

ア 生活福祉資金

イ 母子福祉資金

ウ 父子福祉資金

エ 寡婦福祉資金

オ 災害援護資金

5 罹災証明書の交付

生活基盤に著しい被害を受けた被災者が、できるだけ早く日常生活を取り戻して生活の安定を回復するため、被害者に対して速やかに住家等の被害認定調査を実施し、罹災証明書を交付することにより被災者の生活再建支援と被災地の速やかな復興を図る。

(1) 交付体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

(2) 罹災証明の交付

各種の被災者支援措置を早期に実施するため、被災者からの申請に基づき、遅滞なく、災害による住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、当該業務を支援するシステム等を活用して罹災証明書を交付する。

また、住家等の被害の認定の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

なお、被害認定調査の実施に当たっては、「災害に係る被害認定基準運用指針」及び「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」を参考とする。

6 被災者の生活確保

(1) 恒久住宅対策

被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、公的住宅の供給を行う。

また、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨する。

ア 住宅復興計画の策定

県の住宅復興計画を踏まえながら調整を図り、住宅復興方針等を定めた町住宅復興計画を策定する。

イ 県との協議

公営住宅や特定優良賃貸住宅等の供給に関する役割分担について、県と協議する。

ウ 町営住宅等の供給

必要に応じ、災害公営住宅の整備や公営住宅、特定優良賃貸住宅等の町営住宅を供給する。

エ 住宅に関する情報提供

相談窓口等において、自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。

(2) 生活保護

ア 生活保護法に基づく保護の要件を満たす被災者に対しては、その困窮の程度に応じて、最低生活を保障して生活の確保を図るものとする。

イ 被保護世帯が災害に伴い家屋の補修等を必要とする場合には、県及び町の各福祉事務所は、規定額の範囲内で住宅維持費の支給を行う。

(3) 雇用対策

失業者の発生を未然に防ぎ、被災者の経済的な生活基盤を確保し迅速な生活再建を図るため、雇用維持対策を実施するとともに、雇用に関する相談があった場合には、公共職業安定所に伝達する。

7 生活再建支援策等の広報

被災直後の応急復旧期から復興期にかけて継続的に生じる、生活再建関連施策に関する情報提供のニーズに対応し、被災者の一日も早い生活再建を促進するため、次のような震災関連情報や生活再建に関する支援施策等の情報提供を積極的に行う。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力し、必要な情報や支援・サービスを提供する。

(1) 生活再建支援策の広報・PR

広報紙やホームページ等を活用し、災害関連情報や次の内容を広報・PRする。

ア 義援金の募集等

イ 各種相談窓口の案内

ウ 災害弔慰金の支給等に関する情報

エ 公営住宅及び民間住宅への入居や住宅再建支援策等に関する情報

オ 被災者生活再建支援金に関する情報

カ ボランティアに関する情報

キ 雇用に関する情報

ク 融資・助成情報

ケ その他生活情報 等

(2) 総合相談窓口の設置

被災者からの問い合わせを一元的に受け付ける窓口を設置する。外国人に対しては、災害多言語支援センターが設置されている場合は、同センター又は県や国際交流協会等と連携し、外国人であることに配慮した対応を行う。

(3) 被災者への説明

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

資料編・被災者生活再建支援法の概要

8 地域経済の復興と発展のための支援

地域経済の復興を迅速に軌道に乗せ、地域をより発展させるための支援策を講ずる。

また、町は、あらかじめ伊方商工会等と連携体制を構築するなど、災害時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

(1) イベント・商談会等の実施

必要に応じ、県や関係団体等と連携し、イベント・商談会等を実施する。

(2) 誘客対策の実施

必要に応じ、県や関係団体等と連携し、誘客対策を実施する。